

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

集=企業社会の変革と人権論

労働法における個人と集団

西谷 敏

第3世代の人権論と発達研究の課題

田中昌人

企業社会からの自立と人権・主体形成

二宮厚美

研究者群像》下山房雄先生に聞く

73

1993年

7月

1981年5月20日

第4種郵便物認可

I S S N 0385-065X



基礎経済科学研究所

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

— 第68号 —

特集 解剖！ 企業社会ニッポン

- | | |
|------------------------|-------|
| 「会社本位」の構造..... | 奥村 宏 |
| 日本の経営の働くかせ方..... | 熊沢 誠 |
| フォーディズムと日本の生産システム..... | 成瀬 龍夫 |
| 《研究者群像》 川口弘先生に聞く／ほか | |

— 第69号 —

特集 地域再生の課題

- | | |
|----------------------------|-------|
| 地域経済論の現状と課題..... | 福田 善乙 |
| 内需拡大・生活重視政策とリゾート..... | 中谷 武雄 |
| 「えひめ瀬戸内リゾート構想」の特徴と問題点..... | 鈴木 茂 |
| 地域開発における地方自治の主張..... | 橋本 了一 |
| 《研究者群像》 早川和男先生に聞く | |
| 《権利を創る》 三洋電機定勤パート労働組合／ほか | |

— 第70号 —

特集 働きすぎ／働きかせすぎ社会の構造

- | | |
|--------------------------|-------|
| 働くものの人権と経済学の課題..... | 川人 博 |
| 労働時間の国際比較にみる日本社会の特質..... | 福島 利夫 |
| 雇用問題からみた「働きすぎ社会」..... | 伍賀 一道 |
| 労働市場の国際化と日本の底辺労働者..... | 仲野 組子 |
| 《権利を創る》 全日本損害保険労働組合／ほか | |

— 第71号 —

特集 企業社会の変革と文化

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 残業およびサービス残業の実態と労基法改正の必要性..... | 森岡 孝二 |
| レギュラシオン学派による「日本の労使関係」論批判..... | 黒田 兼一 |
| 日本型産業社会の現状と展望..... | 池上 慎 |
| 消費社会と文化..... | 角田 修一 |
| 真の「文化経済学」とは何か..... | 大西 広 |
| 《研究者群像》 浜林正夫先生に聞く／ほか | |

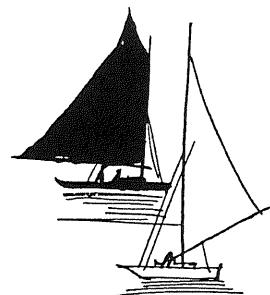
— 第72号 —

特集 福祉国家、その現在と展望

- | | |
|-----------------------|-------|
| 福祉国家の日本の特質と現段階..... | 横山 寿一 |
| ドイツにおける福祉国家の動向..... | 小淵 港 |
| スウェーデンの動向..... | 藤岡 純一 |
| イギリス福祉国家の現在と分業原理..... | 柳ヶ瀬孝三 |
| 《権利を創る》 小西和一さん／ほか | |

経済科学通信

第73号（1993年7月）



研究者群像(18) ●下山房雄先生に聞く(上)	2
特集 ●企業社会の変革と人権論	
特集によせて.....	編 集 局 12
労働法における個人と集団.....	西谷 敏 13
第3世代の人権論と発達研究の課題.....	田中 昌人 21
企業社会からの自立と人権・主体形成.....	二宮 厚美 31
討論.....	46
地域からみた医療と人権.....	筋 昭三 54
現場からの発信(6) ●いわゆる1つの「お役所」考.....	藪谷あや子 66
入門講座(8) ●「不況」の経済学.....	伊藤 国彦 71
海外通信 ●ラオスで考えたこと.....	平野喜一郎 76
レーニンとエリツィン.....	大西 広 79
書評 ●奥田宏司編『ドル体制の危機とジャパンマネー』	毛利 良一 81
松岡寛爾著『景気変動と資本主義』	後藤 康夫 83
西谷敏著『ゆとり社会の条件』	伍賀 一道 85
保田芳昭編『マーケティング論』	山西 万三 86
基礎研だより ●1993年度春季研究交流集会が開催.....	89
ゼミ紹介(4)「企業社会を考える」ゼミ	91
読者の声 ●.....	92
編集後記 ●.....	92

下山房雄先生に聞く（上）



以下はさる4月5日、京都市内で行ったインタビューを編集局でまとめたものです
(聞き手=成瀬龍夫、二宮厚美、石上秀昭)。

父と兄弟のこと

—— まずは先生の生い立ちなどについてお聞かせください。

下山 今までの10人の方の話を読みかえしました。ほん皆さん大学者なのに、わたしは小物です。普通の研究者にはない経験をいろいろしていますが、それをしゃべってどの程度普遍的な意味を持つのか。今、若手の研究者を激励するということはたいへん重要なことだと思ってますが、そういう効果を持つかどうか不安があります。しかし今年60才になり、まだまだがんばらないといけないし、1つのけりをつける意味でも、こういうことをやってもらうのは自分のためにもなると思って引き受けました。お招き頂き本当に恐縮しています。

—— まず研究者になる前のお話を。

下山 生まれは1933年です。戦後体制でなかつたらわたしのような出身から研究者になるというのは考えられなかったと思ってます。わたしの父親は群馬県の桐生出身で、祖父は貧農なんですね。本当に小さい畠の小作をやって、足りないところを馬車引きをしたり、山仕事をしたりしていたようです。父親は長男だったので、それではもう生活できないから、昭和の初めに東京に出てきて、中小企業のオフセットの印刷工になりました。工場が僕の通った小学

校のそばにあり、弁当を届けたりしました。その学校も工場も今はありません。ふるさとは「落合汚水処理場」という巨大施設になってしまいました。

—— あのフーテンの寅に出てくるタコ社長の工場のような感じですね。

下山 そういう雰囲気です。日本の労働者の典型的な歩みですが、1960年代の後半に父はオフセット印刷機を1台買って、僕のおふくろと一緒に、ごく最近まで、低単価、長時間労働の自営下請けをやっていました。70年代から80年代にかけてその両親と一緒に住んでいましたので、深夜回転している旧式のオフセット印刷機の音を聞きながら書いた原稿もずいぶんあるはずです。

話を戻しますが、私は1944年に群馬県の桐生に縁故疎開してました。僕の世代はちょうど戦中派と戦後派の境めになります。

—— 池上先生と同じでしょうか。

下山 ええ、世代は同じだと思います。中学進学率が1割の時代ですね。中学は桐生中学ですが、桐生中学に行くか、それとも実業科の桐生工業に行くか迷いました。それで、親は早く金になる実業学校に上げなきゃいけないって思っていましたが、担任の先生からは「桐生中学に行け」と言われ、それで桐生中学に行きました。

—— 桐生へはひとりで行かれたんですか。

下山 いいえ。両親と長男の私を含む5人兄弟、

7人家族の家中で疎開したのです。東京に残ってたらもう支離滅裂になっていたかもしれません。ただ桐生に戻っても、土地があるわけじゃありませんから、かなりたいへんな生活でした。戦後復興の過程でおやじがまず東京に帰って、家族がぼつぼつ帰って、僕は学校の関係で1951年まで桐生にいました。ですから旧制の桐生中学に入って2年から学制が変わって、桐生高校の2年まで桐生にいました。そして高校3年からまた東京に戻り、卒業は新宿高校です。そういう出身です。

2番目の弟は中学しか行ってません。父と同じ職業に就きました。3番目の弟は工業高校を出て働きました。彼は有名な北辰電機の争議にぶち当たりまして、その中心で1年半の企業ファシズムによるテロにあったけれど頑張り続けました。4番目の弟は商業高校出身です。彼は夜間の大学をしました。20代は全損保の活動家でしたが、今はもう本社の部長になっています。

上昇志向と反骨心のはざまで

—— 戦争中は小学生ですか。

下山 そうです。小学校が国民学校と改名された2年生の時に太平洋戦争が始まりました。12月8日のおそろしいようなわくわくするような感じは今でもかすかに覚えています。その明星小学校があったところは、さきほど言ったように東京の西部地区一帯の汚水を処理する施設にかわってしまって、もうありません。5年生から桐生に移りました。だから小学校の5年から高校の2年まで群馬県の桐生にいたことになります。大人になりかける多感な時代を桐生で過ごして、そこでいろいろな経験もしてるわけです。

—— 旧制中学校の制度はいつまで残っていたのですか。

下山 わたしが中学2年になる時変わりました。中学に入ったのが1946年ですから、1947年に変わったわけです。

桐生高校併設中学校にかわりました。下級生がいない状態が4年続くんです。昔だったら中学4年になる時に新制高校1年で、その時、昔尋常高等小学校に行った小学校の友達とまた一

緒になる。そういう世代なんです。その高校1年の時に朝鮮戦争がはじまる、敗戦後の激動期です。

そういう境遇の中でのなかでわたしは、お勉強して、いい成績とって、はい上がって親に楽をさせなきゃいけないという上昇志向と、それからこの社会のシステムはどうなってるんだ、これはひっくり返さなきゃいけないっていう反抗思想、その二つのアンビバレントな気持ちがありました。小学校の高学年から大学に入るころまで自分の中で争ってきたわけです。

われわれの世代は、価値観の転換を何回か経験しています。1度は軍国少年から敗戦です。そこで左翼になった人はもう一度、6全協〔1955年、日本共産党が極左冒険主義を自己批判〕、ソ連共産党20回大会のスターリン批判から始まる転換を体験するわけです。この転換はちょっと長期的です。ともあれ、2度の価値観の転換が——2度というのは左翼になった場合ですが——、あるわけです。

わたしについて言うと敗戦の年、小学校6年の時、戦後復刊した「赤旗」の第1号を、みずす屋という本屋に山積みにしてあったのを買って読みました。後でわかるんですが、そこに羽仁五郎が疎開していたんですね。そういうこともあって、軍国模範優等生だったのが変わってくるのです。いろいろ疑問を持つわけです。桐生の北小学校6年の時ですが、みんなが作った防空ずきんが学校の倉庫にいっぱいあるのを、いったいあれをどうするつもりなんだ、って校長に抗議文を突きつけたりしました。一方ではそういう抵抗の気持ちをもち、他方ではとにかく偉くなってお金儲けて、親を楽させなきゃいけない、と考えていました。

まじかで接した社会運動

それから周囲にはいろんな激動がありました。例えば後で東京に出て評論家になった大野明男と大野力の兄弟がいます。兄の大野力が、実は僕の次の弟の中学校の先生なんですよね。僕が住んだ近くに中小企業のゴム工場があって、争議支援などを僕の弟なんかをつれてやるわけです。僕は見てただけですが。だからその頃の労働歌

を、歌いはしませんでしたが、よく知ってるんですよ。「同志徳田、ほめ讃えよ！」という歌なんかです。

桐生中学時代には、大野明男氏は僕より4,5年上で、「ものすごく勉強ができた、ノートは一切取らないけれど、全部頭に入ってる」という神話になっていました。大野氏たちが社研とか新聞研をやっていました。当時桐生中学は野球が強く、野球部は甲子園から帰ってくると、意気高々に昼休みごとに各教室に入って、お説教して、全員帰る途中でグラウンドで応援を強制されたりしました。社研の人たちはそれを批判し、野球部と社研との対立がものすごく激しかったです。彼らは朝鮮戦争のころは、ストックホルム・アピールの署名を取ったりしてましたが、僕はそういうのを見ていただけなんです。というのはうちは貧乏で、おやじはいろんな山仕事やなんか行ってました。ごく小さい畠があって、それを僕のおふくろと耕作しなければならない。だから農繁期はほとんど学校休んでしまうのです。そういうわけで、左翼がいるということは、かなりもう早くからわかって、それを見ながら育っているのです。

—— 世の中が動いてるのを少年期に見ていたわけですね。

下山 世の中を見て、また、いろんな人物像を通じてです。桐生は全体としては保守的なのですが、やはり明治以来の織物の中心地ですから、文化的にいろいろ開けてる面もありました。だから、復刊の赤旗第1号が町で売られてるとか、そういうことがあったのです

—— わたしの場合には皇太子の結婚や安保のシーンをテレビで見てというように、つまり地域を越えてメディアを通じて、なんか世の中が非常に荒々しく変わっているな、というのを感じて、それが非常に記憶に残ってるんです。それがどういうふうに自分の中に残って、生きているのかというのはわかりませんが。

下山 そういうのとは違いますね。メディアではなくて、直接に見る米軍機であり、米兵であり、それと中学校で先輩が突然いなくなって逮捕されたらしいとか。そういうような実生活の中でのネットワークです。今はいろんな経験が信号化されて、認識は瞬時に全世界的に広がっ

てはいますが、それがある人たちにとっては純粹にゲームのルール的に見られてる点がものすごくあると思います。僕たちの少年時代にはそれがないわけです。ラジオはありましたが……。

—— 今はシュミレーション多いですから。擬似体験はできても実体験はありませんからね。

下山 それをわれわれが生きている自然や社会のこととして見るか、ゲームの操作的なルールとして見るかというのが問題ですね。大部分の人はゲームのルール、とくに勉強というのは学校に入る、会社に入るためのゲームのルールを覚えるのであって、実感としてはみんなゲームのルールで頭の中に入れてるんですね。そこはかなり違うと思います。

—— 今だったら何とかの本とか、テレビのタレントだと、そういうニュースだと、そういうことでむしろ社会に触れるケースの方が多い、自分の子どもも体験で、地域にどういう人が住んでいたとか、どういう本が並んでいたとかというのはあまり印象にないですね。

下山 きのうまでとは価値観が違うということで、教科書の墨塗りやらされているころでしたから、いったい何が本当なんだろう、世の中どうなってるんだろうと考えました。ゲームのルールじゃなくて、要するに社会そのものがどうなっているか知りたいと小学生のわたしでも思ったのです。

—— それは一種的好奇心でしょうね。

下山 そうでしょう。やっぱりなぜなんだってことでしょうね。そういうことを通じてとにかくなんかを知りたい。これ覚えないといい学校に行けないから、というのとは全然ちがいます。そういう体験を今の子どもや若い人に「しろ」と言ってもできないですから、こういうことってどれだけ意味があるかわかりませんが……。しかし、現在の自分の一番深層にそういう経験があるのは確かです。

運動に「まきこまれた」大学時代

東京に戻って新宿高校に入ると、ここも後から見ると多士済々でした。とにかく僕はよそ者で1年しかいないから、これはもう完全に予備校みたいにして行ったわけです。さっきいった

ような育ちですから、東京大学に行けばお金が儲かる、またお金を儲けるなら経済学部だろうと思いました。もちろん頭の中で別にいろいろ考えていたこともあったのですが。桐生高校の最後の2、3年、新制でいう高校1年、2年のころは、文芸部に入り、トルストイ、ドストエフスキイなどについて、文学青年ぱりにいろいろ議論やっていました。一方でそういう文化を少しづつ持ちながら、他方ではそんなことでは自分の家を救うことはできないという葛藤がありました。

—— やはり長男というのは重いですね。

下山 ええ。そういうことはあったと思います。東京大学でしたら、たぶん親は受かったら、しょうがない、行っていいってことになるだろうと思ってました。それで東大しか受けませんでした。落ちたら丁稚に行くときめて。

―― 当時の東大観と現在の東大観とはどういう違いがありますか。

下山 たぶん、今だったら僕なんか、絶対東大には入れません。今では本当に特殊に訓練されたサイボーグ人間が入るという感じですから。逆にいえば、当時はわたしの類の友達が、大学に入ってみると何人もいました。ハイキングにいったことなく、僕がリュックサックを貸してやって、はじめてハイキングしてみたという人もいました。もちろん全部ではありませんが、そういう学生が30人ぐらいのクラスに5、6人はいたわけです。

ところが、さっきいったようなアンビバレントな姿勢がありましたから大学入った年が1952年で、血のメーデー事件、反破防法闘争があった年です。僕はメーデーには参加しなかったのですが、メーデーに参加した学生たちが逮捕され、後にポルノ小説家になってしまった田所泉や、もう一人増田さんという、後に中小企業労働者として全金の組合運動をやることになる人がいまして、この2人が救援のアピールを各教室にして歩くわけですよ。そういうことがあって、それにつき合い始めました。もう一つは破防法反対闘争です。そういう中へ、前みたいな潜在的なパッションがあったところへバッと巻き込まれたんですよね。最初のデモは、たしか今政治学者になっている高畠通敏に誘われての

参加だったと思います。

—— 当時の東大の学生運動はそれなりにあったわけですね。

下山 ありました。

——分裂状態ですか。

下山 いいえ。自治会レベルでの分裂ということはないです。一応全学連のもとにつづつ団結していました。そのちょっと前は、共産党の分裂があって、いろいろごたごたあったわけです。そういうのはもう一応表面から消えてた時代ですね。まあしかしいろいろなしこりが残っていて、幹部級の活動家——正村公宏氏、森田実氏なんかです——から「国際派という悪い奴らがいる」といった程度のことは聞いていました。

ところで、高畠通敏氏ですが、彼自身は突然1年ぐらいたって、「おれは勉強する」といい始めて、僕らがクラス討論を組織しようとすると、「大学には勉強するためにきたんだからやめろ」とか言って、彼と対立するようになってしまったんです。「お前どうしてあの時変わったんだ」と後に60年安保闘争の時に「声なき声の会」を組織していた彼と会って聞いたら、平凡社で『転向』という本出してるからそれ読めばわかるって言われました。結局読んでもわからなかったですがね。しかし彼は今でも社会進歩のいい方向、いいポジションで役割をはたしておると思います。

僕の方はお勉強一筋に変われなかつた。例え
ば語学の成績見ると非常にはっきりするんす
ね。優、良、可、不可と、こうなつてゐるわけ
です。語学はもうきちんとした訓練ですから、そ
れを怠つていて、ある日突然ぱっと勉強して、
ぱっと答案書いてというふうにはいかない。大
学生としてはそういう生活でした。そのうちに、
やはり社会変革やるなら、社会の基礎構造をき
ちんとわからなければいけない、そのため経
済学部に行かなければ、と思い、入学時と趣旨
は違うけれど、結論は同じで経済学部に行こう
と決めました。

頼み込んで隅谷ゼミに入る

教養 2 年が終わってから本郷の経済学部に進むとき、まずどのゼミに入るかというのが問題

になります。僕は勉強してませんでしたから、抽象的に経済学やらなきゃいかんとは思っていたけれど、具体的にどういう先生がいて何をやっているのかというのはわからないわけです。しかし「有沢廣巳ゼミか隅谷三喜男ゼミがいい」という助言があったので、それで、ゼミに入れてくれということで、2先生の家を訪ねました。有沢さんの家には確か夜の9時か10時頃、一度か2度行きましたが、結局は先生に会うことができませんでした。

それで隅谷ゼミに行こうと思ったのですが、当然審査があって、僕ともう一人の男が入れないことになりました。もちろん隅谷先生らしく合理的な理由がちゃんとありますて、彼は教養で「経済政策」という講義をやっていて、その成績が僕は可だったんです。ほとんど授業に出てなくて、経済政策だからレーニンの『国家と革命』1晩読めば書けるとかいって、めちゃくちゃな事を書いたためです。それからもう1人の男はその講義を選択していませんでした。しかし僕はゼミに入れなきゃ困ると思って、結局2回か、3回隅谷先生の家に「入れて下さい」と頼みに行きました。最後には先生も根負けして、「しょうがない、熱心だから入れてやる」ということになりました。それでやめればいいんですが、「もう1人の人も入れて下さい」と頼んで、結局最後には2人とも取ってくれました。

そうやって入ったゼミですから、きちんとやらなきゃいけない。だから僕は隅谷先生にものすごいコンプレックスもっているのです。こういう話をつい最近先生の前ですることがあって、それで少しばかり薄らぎましたが、でもしゃべってみるとまだコンプレックスが残ってるなと思いました。一生懸命勉強すれば良かったんですが、やはりそういう生活にならなかった。ゼミには顔は出し、講義もいくつか決めて、山田盛太郎も講義してましたから、山盛と何とかと何とかとゼミに出て、というようにしてあとはもうほとんど出さずに、学生運動一般から政治運動、社会運動一般に没入していました。

僕は自治会運動もやっていましたし、それから中央合唱団に参加して、歌声運動やったりもしていましたね。いろいろなところから声をか

けられて、やらなければならないことになる。今でもそういうキャラクターがちょっとあるんですね。研究者になるということはこの時はまだなにも考えてないです。とにかく自分の生活はどうするかって、こんなことやって生活はどうやって維持できるんだってこと考えていく間に、もう卒業がきてしまいました。

内定取り消しでやむをえず大学院へ

結局いろいろ考えて職業生活して親もある時期から養えて、自分も生活できて、しかも日本全体を見通せるような職業は何かって考えまして、レーニンは「銀行を抑えろ」と言ってるから、銀行だということになりました。しかし普通の市中銀行だったら窓口業務やらされそうで、ああいうことをやる気はありませんでした。それで特殊銀行にいかなければと思いまして、日本長期信用銀行を受けました。僕のゼミでもう1人、さっきの一緒に入れてやってくれと頼んだ人物と2人で受けて、僕が入って、彼が落ちてしまいました。ところが僕はいろんな運動歴がばれて、採用が内定してからしばらくして、「銀行員としてふさわしくないので取り消します」という、内定取り消し通知がきました。もう1人の男は結局あるメーカーに入りました。彼が労務の時、「本富士署にいったら、おまえの名前はちゃんとあったぞ」と言われましたね。

内定取り消しは結構あり、大日本印刷の星野君のケースのように中には裁判で争った人もいた——たしか大河内ゼミだったと思います——けれど、だいたいは泣き寝入りだったんです。僕もちょっと裁判で争う気持ちはなくて、しかしどうしたらいいかわかりませんでした。隅谷先生は銀行の重役と会ったりして努力してくれました。後から考えてわかったことですが、先生はアメリカに留学する直前で、たいへん忙しかったに違いなかったのですが、いろいろと尽力していただきました。しかしだめだったのです。その時に、僕は彼に「自分が運動をやってだめになった」と本当のことをきちんと言わなかつたことは、またコンプレックスになっています。運動歴があるからだろうということは彼にもわかったと思いますが……。結局、隅

谷先生には、入る時に迷惑掛けて、出る時もまた迷惑をかけてしまいました。

先生が留学直前で多忙だったため、先生には相談しませんでしたが、もう行くところといえば大学院しかないわけです。大学院はまだ思想調査はなく、成績がよければなんとか入れる。それで何人かで集中して勉強しました。当時学生運動やっていて、最初から会社行く気なくて、研究者になった連中もずいぶんいます。僕はとにかく最初は会社に行く気で、しかしもう行く道がなくなったからということで、この道に入ったんです。

—— 例えればマルクスの古典はいつごろ読まれましたか。

下山 学生のときはほとんど読んでいません。例えば『国家と革命』などを、経済政策の試験を受ける前に、なんか関係あるんじゃないかなって読んだ程度です。だから系統的にきちんと勉強してきた多くの先生方とは全然違います。恥ずかしいと言えば恥ずかしいですが。それでも後から頑張れば何とかなるとも言えます。『資本論』を読んだのは、たぶん修士に入ってからですね。簡単な経済学教科書を読んで労働者のところに行くとか、そういうことはありました。それからサブゼミで、山盛の『分析』を読みました。それを指導してくれたのは当時助手だった津田真激氏です。僕は津田さんに手ほどきうけて山盛の『分析』を勉強しました。けれども、自分で系統だって勉強したことはありません。

—— 有沢ゼミと隅谷ゼミがいいというのはどちらから聞きましたか？

下山 名前は覚えていません。結局、運動仲間でおまえはここここに行けという、たぶん一種の「配置」だと思います。

—— 隅谷先生のところだったらおのずから社会政策、労働経済という、そういう分野になりますよね。そういう分野の意識はありましたか？

下山 そういう意識は全然ないです。労農派か講座派か程度は意識してました。労働問題を勉強してというのはまだ全然ないです。ゼミでもきちんと勉強して、学問的にリーディングな発言するというのは何もなかったです。だから先生から言わせればどうしようもないのが学者になってしまったと、いうことになります。「で

きるのはみんな会社に行ってしまった」と思われたのではないかでしょうか。

—— サークルや読書会をしているというわけでもないですよね。

下山 僕の場合はないです。学校の外での活動もずいぶんありましたから。自治会はやってましたが、後はもうほとんど一般的な政治運動、社会運動です。だが考えてみると銀行に行けなかったことは良かったです。もし行けたら竹内宏（長銀総研理事長）やなんかの子分になって、「賃金上げたら日本経済はうまくいかない」とか、今頃いってたと思います。だから、人間何が幸いするかわかりません。その後もいろんな場面で「ダメだ」と言われたことも多く、今でも時々ダメだといわれる場面がありますが、それで終わりにならず、結局そのことが幸いする人生で結果的にはラッキーでした。

大学院のゼミは氏原正治郎先生です。なぜ氏原ゼミに行ったのかを今から考えてみると、学生時代の先輩の山本潔さんが共同印刷などに調査に入り、その調査などで一緒に連れられて共同印刷に何回かいったの覚えています。もっとも、山本さんたちがやっていた民科の学生班の調査には参加せず、お客様でちょっと顔を出した程度です。山本さん自身は、学部の時氏原ゼミでした。それで氏原ゼミいったらどうかと山本さんから言われたような気がします。

山本さん自身は僕より1年先輩でしたが、やはり運動に参加していました。彼の場合は大学院の試験になかなかうからず、2年か3年落ちてるはずです。隅谷さんが後から、「あんなできない人が、こんな立派な仕事をするなんて思わなかった」と言ってました。だから、隅谷先生は偉い先生ですが、そういう偉い先生の評価でも、それを絶対として、それでしげたりしない方がいいということを一言いいたいですね。

「労働力の価値」をテーマに修士論文を執筆

—— 先生の同世代の活動家仲間で研究者になったというとどんな人がいますか？

下山 労働問題関係ははだいたいそうです。山本潔さんの他に、中西氏、兵頭氏がそうですね。やや先輩になりますが戸塚秀夫氏もそうです。

彼の場合は学生運動で退学処分などを受けたうえです。経過は1人1人みんな違うし、最初から明確に労働問題をやろうと思って勉強してきた人もいると思いますが、学生運動やって学者になったという人ははずいぶん多いと思います。逆にいえば、運動を公然とやってた学生は、最近は知りませんが、そのことがわかれれば、企業には行けなかったということです。

僕が大学院に入ったのは56年です。56年は、6全協からスターリン批判のなかで正統派マルクス主義は猛烈に揺らいでる時です。だから、学生運動やって大学院行こうという連中は、試験の準備のプロセスで、例えば僕と柴垣和夫、川上忠雄など何人かでとにかく宇野理論を粉碎しなきゃいけない、宇野理論を粉碎するためにはヘーゲルから徹底的にやらなきゃいけないということで、ヘーゲルの『小論理学』の勉強サークル作って、それでみんな大学院に乗り込みました。けれど川上も柴垣も大学院に入ってからは宇野派になってしまって、僕だけはなりませんでした。頭が悪く、飲み込みも悪かったと思われたでしょう。

宇野派の権威が高まってくる中で、氏原さん自身ももう1度勉強しなきゃいけないということで、確かに『資本論』を読み直そうということになって、僕と氏原さんと津田真澂さんの3人で、「経済学批判・序説」を最初に読みました。それがその後広がって、例の労働問題文献研究会とか、労働問題研究会へと、連綿と世代替わりで発展していきました。氏原さんは僕がマスター1年の時は高揚していましたが、55年は一橋大学の『経済研究』に絶対的窮屈化法則に関して岸本批判の論文を書きます。僕なんかを見てると意気軒昂としてるかと思いましたが、実はそうではなかったのです。僕が修士1年の終わり頃にノイローゼになって、学校に来なくなり、指導教官がいなくなってしまいました。

もう1つは例の佐久間ダムの調査があり、僕と氏原さんと江口英一さんと、亡くなった岡部貞雄さんという、この4人でやりました。僕は学生アルバイトでした。調査にかかわったのはそれが最初です。氏原先生は当時北鎌倉の建長寺の塔頭の1つに住んでいて、わたしはそこにずいぶん通いました。その調査をまとめたプロ

セスでの江口さんと氏原さんの議論とかを聞いていたのが修士1年の時です。だから多少学問的雰囲気の中にありました。ところが、いよいよ修士論文というときに、さっき言ったように先生は突然出てこなくなった。

そういうプロセスで、後に1966年に日本評論社で『日本賃金学説史』という本になる、修士論文を書くことになりました。そこで書いたことを一口で言うと、労働問題研究なり、マルクス経済学にとって、労働力の価値とは何であるか、ということです。価値一価格がどういう運動をするかということを理論的にまず考えてみました。当時（今でもその議論は強いですが）国際的にも、日本でも支配的な正統派の議論は、労働力の価値を権利要求の水準と考えていましたが、どう考えてもそれちょっとおかしいと思いました。それは抽象的なものだからはっきり数字には出せないとも言われますが、ちらりちらりと言っているのはどうも今の賃金の5倍か、6倍の水準らしいということです。それを合計すると、国民所得の何倍にもなってしまいます。どうしてもそれはおかしいと思いました。労働力価値というのは存在するカテゴリーであって、これから要求して、実現するカテゴリーではない。また、その変動のメカニズムでも、一般的商品でも価格が下がると、限界企業が陶冶されたり、合理化して、必要労働時間を低くすることによって価値は下がる。だから価格から価値への運動というのは大いにあります。価格が変動して、価値が変動するというのは逆さまの理論だというふうに、大木一訓さんから批判されたこともあります。しかし普通の商品でも、再生産の繰り返しで見ると、価格が下がって価値が下がる、あるいはそれほど多くみられるケースではないかもしれないけれど、価格が上がって限界企業が参入し、コストが上がって、価値が上がるということもあります。そういう認識を持ちました。

誰もそういうこと言っていないと思っていたら、『経済研究』に岡穂氏が労働力価値=要求規範説批判を書きまして、それを読んで、いやあ、先にやられたと思いました。請求権の労働力価値理解は間違いだと、いう主旨では、岡論文が僕が見た中で最初です。

—— 貧困化論争に関するものですね。

下山 そうです。これでやられたと思いました。ただ僕の論文では、そういうTheorie〔理論〕がどうして日本の中で、生きて、今日あるかということを、イデオロギーとして位置付けました。

僕は学部の時にさっさと勉強しないと言いましたが、出る講義はいくつか決めていて、例えば山田盛太郎の原論は必ず出るとか、慶應の先生の遊部久蔵や『経済学の生誕』を書いた内田義彦の特殊講義には必ず出るというふうにしていました。『経済学の生誕』は、やはりスミスを革命的なブルジョアイデオロギーとして評価して、その観点から『国富論』を読み、それでわれわれにものすごく感激的な印象を与えました。だからやはりTheorieそれ自体を議論しても何にもおもしろくない。それがどういうイデオロギー的基盤から生きて、ということを論じようと考えました。

修士1年のときにたまたま氏原さんが行った講義が、戦前の風早一大河内論争以来の日本の労働問題研究の歴史でした。その中であるべき賃金とは何かとか、いろいろな議論がされていました。つまり大河内理論がいう、社会政策によって実現される、「あるべき資本主義の労働力再生産基準」みたいなところで労働力価値を考えられてきました。だからそれに労働科学的な、科学的・合理的な生活水準が結びついた歴史があるわけです。ですから、修士論文は、ある意味では——『日本賃金学説史』の「後書き」にも書きましたが——氏原さんの講義のノートでもあるわけです。それを戦後にもつなげて、もっと発展させて、労働市場の多層構造といいますか、複層的な労働市場のなかで労働力価値を考えるところまで引き伸ばして書きました。それがわたしの修論の骨子です。

労働科学研究所への就職

ところが、大学紛争以来、今はもう東大では修士から博士へ上がるときに途中でチェックすることはないらしいのですが、当時はだいたい分野にもよりましたが、半分落とされました。だいたい東大に残す者だけ博士課程に入れると

いう考えだったと思います。だから今活躍している人で言いますと、栗田さんがやはりそれで1年ダメと言わました。徳永さんはそれで法政に行ってしまいました。中には金を払って勉強するのは悔しいということで、自分から出てった人もいました。法政の助手になった川上氏がそうです。僕はやっぱりそれでダメっていわれました。その時の主査は遠藤湘吉氏です。僕は遠藤ゼミに出てまして、そこには柴垣氏と僕がいました。柴垣氏は宇野理論をマスターして、遠藤先生が言いたいことを、遠藤先生以上に上手に言い返すわけです。僕は宇野派の理論については、論理整合性はきちんと、ある意味では強引につけているけれど、歴史的な、現実との整合性という点ではものすごく引っかかる点があると感じていました。しかし僕はその点を十分に理論化してませんでしたから、「わからない」という以外になく、そのため、よほどあほだと思われたんでしょうね。

それで、結局進学は不可ということになりました。自分の家庭の事情からいいましても、修士浪人はできませんでした。どうしようかと思っていると、氏原さんがノイローゼからかなり治りかかっていて、藤本武さんに連絡してくれ、労働科学研究所でいま人が要るという話があり、とにかくお金くれるとこならどこでもいいと思って行きました。そのプロセスで例えば、法政の社会学部がやはり助手かなんか募集していたのですが、そちらの方はダメで、結局労働科学研究所に行くことになりました。

おもしろいことに、そしてだめだっていわれた修士論文を日本評論社から出版したところ、1967年のエコノミスト賞の候補にノミネートされました。その審査委員がまた遠藤湘吉で、『エコノミスト』に書かれた審査結果を読むと、ダメな理由が、修論の時いわれたのと同じでした。因果は巡るもんだなと思いましたよ。ある人からだめだといわれても、本当に自分でいいと思う方向なら、がんばることはすごく大事だし、必ず評価してくれる人がどこかにいるということは言いたいですね。

労働科学研究所に入り、それからは職業も持ったし、低賃金ですが、賃金もらって勉強することになりました。労働科学研究所には結

局1967年まで、約10年弱いましたが、その後も非常勤の嘱託という形で、70年代の後半ぐらいまでいろいろな仕事をしました。

「妻子を養うため」の調査活動

—— 研究スタッフはどのくらいいたんですか。
下山 倉敷に行くと倉紡の博物館（倉紡記念館、アイビー学館）があって、そこに労働科学研究所の歴史が展示されています。もともとは大原孫三郎が日本の資本家には珍しく、慈善事業だけではだめで、科学的研究やらなければ社会問題は解決できないということで、大原社会問題研究所をつくり、その社会衛生部門の研究室を担当していた輝峻義等という医者を連れてきて、倉敷につくった研究所です。その戦前の歴史があり、その中で社会科学部門が必要だということになりました。藤本さんのインタビュー（本誌64号、90年10月）に出てくる風早八十二さんが、九州大学法學部をやめて東京に戻り、自分で勉強して、労働科学を論じ（『労働の理論と政策』）、日本社会政策を論じ（『日本社会政策史』）たわけです。それを輝峻さんがが目にとめて、感心なやつだということになり、彼を雇って社会科学部門を始めることになったのです。しかし彼はすぐ、藤本さんの話にあるように逮捕されました。それを戦後藤本さんが責任者で引き継がれて、そこに坂寄さん（本誌54号、87年12月）が行きましたし、高木督夫さんが行きましたし。その10年後の世代に僕がいる、ということになったわけです。

ただし労働科学研究所は、戦中の大日本産業報国会に入ってる時、あるいはその前の倉紡にいた時と違って、戦後は民間の公益法人ですから、きちんとした財政的基盤がありません。だから労働衛生とか労働生理の方面は、いろんな会社から委託をとりました。社会科学部門は主として官庁が多かったです。しかし、労働省はまったくと言っていいほどありませんでした。例えば藤本さんの旧友だった小倉武一氏の関連で、農林省食糧庁からは毎年委託が出て、食料消費の研究をしました。しかし金額的には僅かです。たいへんに貧乏で、そのためいろいろな問題がありました。

これは藤本さんの言い方ですが、委託研究がアカデミックな研究にどれぐらいつながるかという問題があります。なんでも量的に表現するのが好きな藤本さんは、「研究は1割」と言っています。それを僕は、「妻子を養うための研究」と言い換えました。これでは（東大の）社会科学研究所にかなうはずはない、と思い、今でも思っています。

藤本さんの場合はスーパーマンですから、研究所の仕事と個人の仕事を分けています。個人の仕事は100%研究です。彼の『最低賃金制度の研究』は、だから研究所の勤務時間の外で行われたものです。

僕はそういう離れ業できませんから、妻子を養う調査ということです。例えばその食糧庁の研究の中で、できるだけ研究とつなげようとして、強引に穀物価格と賃金の関係について古典派の経済理論を研究したりとかしました。しかし基本的には毎年、去年と比べて米が何キロ増えたとか、コッペパンが増えたとか、減ったとか、そういう叙述です。確かに研究1割、後は妻子を養う調査と、かなり自虐的に言ってました。労働科学研究所の調査には、系統的にある調査でいくつかカテゴリーを作って、またそれを次にそれを修正したりしてという、そういうプロセスがないわけです。

とはいって、僕が最初にやった調査のなかには、比較的、研究的な調査もあります。それは、労研に4月に入り、すぐ5月に調査した結果をまとめたもので、「貧困階層の存在形態」として『労働科学』60年の3・4号に掲載しました。厚生省からの委託で、東京近郊にある春日部といううちの貧困階層の実態を調査し、内職の工賃の決定構造の分析をやりました。その経験は大きいに有益だったと今でも思います。

その時に役立ったのは、氏原さんから教わった多くのことのうちの1つで、彼の『日本労働問題研究』に出てきますが、要するに内職工賃の問題は中間搾取の問題ではなくて、過剰人口の問題で、労働市場の問題だ、という認識です。これで立派な業績上げたのが大阪市大の経済研究所で、「大阪における内職と日雇いの実態」が必読文献だと教わったことを覚えてます。改めて今回見たら、その内職のところを書いてい

るのが後に九州大学経済学部のスタッフになる木下悦二さんなんですね。えーと思ってびっくりしました。そこにも強調してあるのは、要するに内職問題は中間搾取の問題ではなくて、過剰人口あるいは労働市場の問題ということです。それを僕が詰めていきまして、内職工賃の上限は時間あたり15円ということが結果として出てきました。15円からいわば0円にかけてずっと分布しているという構造を描き出したわけです。労政のブレイン的研究者としてわたしとはずいぶん違う立場にいる高梨昌さんも当時これを評価してくれました。今度読み直してみて、全然進歩していないな、今調査に行ってもこの程度しか書けないな、と思って、半分愕然としましたが。

そういうかなり研究的な調査もありましたが、基本的には、やはり、とにかくお金を稼ぐということが第1です。そういうことでは、研究者としては、ある意味では不遇な状態になりました。しかし、とにかく「速く書く」ということ

は覚えました。期限までには書かなければいけないとか、そういう職人的訓練は徹底的にされました。高木督夫さんもわたしも、そんなに書かない方ではないのですが、藤本先生は、当時は今と違ってワープロではありませんから（先生はいまでもワープロ使いません）、紙質の悪い原稿用紙につけペンの原稿で、カリカリカリと書きます。こっちが書けないで呆然としていると、書いたものが夕方になるとだんだん厚くなって、「はい時間。これからは個人の研究」と言って彼は帰るわけです。高木さんはそれを見ていてずいぶん劣等感を感じたと言ってました。とにかく仕事はやる、という雰囲気があったのですが、内容的に言うとやはり研究所の仕事は研究所の仕事でした。概して言えば妻子を養うことです。それでも、それで生活できて、調査できるし、いくつか書いていけば、1つか2つは話題を呼ぶようなもの書ける。そういう研究生活でした。

（以下、次号に続く）

下山房雄先生の略歴と主要著作

略歴

1933年東京に生まれる（東京市淀橋区）。
1944～1951年群馬県桐生市に疎開。
1946年旧制桐生中学校入学。
1951年桐生高校から新宿高校に転入学。
1956年東京大学経済学部卒業（隅谷ゼミ）。
1958年東京大学大学院社会科学研究科修士課程修了。
1958～1967年労働科学研究所所員
（藤本研究室）。
1967～1987年横浜国立大学経営学部二部
教員。
1987年～九州大学経済学部教授。

主要著作

『やさしい賃金教室』日本評論社、1965年。
『日本賃金学説史』日本評論社、1966年。
『高齢者の労働問題』労働科学研究所、1978年。
『高齢化社会の労働生涯』（編著）垣内出版、1980年。
『現代日本企業と賃金管理』（編著）労働旬報社、1982年。
『現代日本労働問題分析』労働旬報社、1983年。
『日本の労働組合運動 要求闘争編』（編著）大月書店、
1985年。

特集「企業社会の変革と人権論」によせて

本号では、去る3月20～21日に、企業社会の変革のための人権論の再構築をテーマに開催された基礎経済科学研究所の春季研究交流集会を特集している。「人権」ということをテーマに掲げたのは、企業社会の変革をどのような視点から考えてゆくか、企業社会を克服してどのような社会をめざすのか、という問題とかかわっている。社会の現状を批判するとき、批判者はそのよって立つ価値規範（望ましいと考える価値とその序列）を明示することが必要である。言いかえれば、企業社会が問題であり、変革を要するという主張をなす根拠として、企業社会がどのような価値の実現を阻んでいるのかということを事実に基づいて示さねばならない。

過労死が起きるような社会が変革を要するのは当然ではないか、という人もいるだろう。ある意味では確かにそうである。しかしそれでも、「過労死が起きる社会はどういう点で問題なのか？」という問い合わせじっくり考えてみるとの必要性は失われない。この問いに何らかの明確な解答を準備していないとすれば、そこから生まれる変革への呼びかけ、政策提言も説得的なものとなりえないであろう。「人権」をとりあげる一つの意味は、ここにある。春季合宿のシンポジウムは、企業社会的な価値規範に対置すべき価値規範を創造してゆく土台を、今日的な人権概念のうちに、また社会科学諸分野の協同のうちに求めてゆこうという試みである。

西谷敏氏の「労働法における個人と集団」は、反響を呼んだ同名の著作（有斐閣、1991年）の問題意識をさらに展開したもので、自由を原理とする市民法と生存を原理とする労働法を対立的にとらえてきた従来の労働法理論を、その歴史的にみた一定の積極的役割に対する評価も含めて批判的に検討している。そして、それをふ

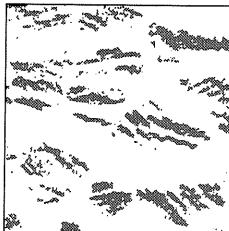
まえて、戦後の経済基盤・労働者意識の大きな変化のなかで、上からの保護を必要とする労働者像とそれに基づく組織強制の肯定から、従属性状態にありながらおかつ主体的努力によってその状態を克服しようとする主体として労働者像とそれに基づく自己決定権の拡張・尊重へと考え方を転換する必要性を訴えている。

田中昌人氏の「第3世代の人権論」は、自由権的人権、生存権的人権に続く新しい人権の発達段階に関する国際的な提起を受けとめつつ、発達概念を豊富化し発達保障の条件を実現していく試みの実例として、教育学における発達研究の成果を種々のレベルの法則性として整理している。さらに、より広い視野から、個人をこえた集団、社会における発達の問題をどのように厳密に考えてゆくのかという問題を提起し、その手掛かりとして、日本の法律の中での発達概念の変遷をたどっている。

二宮厚美氏の「企業社会からの自立と人権・主体形成」は、企業社会のなかで、労働力商品の販売において人格の独立が蹂躪されるという事態が生じていることを指摘し、そこでの主体形成を考える糸口として共働き家族の労働者に注目している。資本主義の発展過程における労働人格と家族についての歴史的展望のなかで、共働き家族の労働に自立と発達を担う主体像の契機を求めるという新たな提起を行っている。

3者の報告はいずれも刺激的な問題提起を豊富に含んでおり、予定討論およびフロアからの質疑において、活発な議論が展開された。これらの予定討論・質疑と報告者の回答についても収録している。なお、報告および討論の文章は、当日のテープと報告者からの加筆をもとに編集局でまとめたものである。

(森岡 真史)



●特集——企業社会の変革と人権論

労働法における個人と集団

西谷 敏

はじめに——『労働法における個人と集団』の問題意識

わたしが『労働法における個人と集団』(1992年、有斐閣)を書いた一番の理由は、現在の労働組合のあり方に非常に大きな疑問があったからです。連合系にせよ、全労連にせよ、政治的立場や活動の内容はかなり違うけれど、「労働者の労働組合離れ」という現象は両者に共通しているんじゃないかなという印象をもちます。なぜ労働者が労働組合から離れているのかという問題を考え、1つの仮説を立ててみました。それは一言で言うと、伝統的な労働組合の組織原理や行動原理と、労働者の新しい世代、若い世代の意識との間にかなり大きなギャップが生じている、それが組合離れの最大の原因ではないか、ということです。もちろん他の原因もいろいろあるでしょうが、そこに最大の問題があるのではないかという認識をしているわけです。わたしは労働法学者であり、法律家であるわけですから、この問題意識を労働法の理論として展開してみようということになりました。

I. 法理論（人権論）と実践

労働運動に関する考え方と、労働法の理論とは、そもそもストレートに結びつくものではないという考え方も法律学の中には強くあります。しかし、とくに労働法という領域においては、現実的な労働運動の課題と法理論とは密接な関連を持っているのではないかと思います。そのことは主として2つの面から言えます。

(1) イデオロギーとしての法理論

1つは、法理論は1つのイデオロギーであり、

そのイデオロギーが直接的な形で労働者、国民に一定の影響を及ぼすということです。法の理念、あるいは法イデオロギー、これは体制の立場からいっても、それを変革していくとする立場からいっても、たいへん大きな役割を果たします。ただ注意しておかなければならないのは、日本においては、社会全体の編成が、非常に非法的というか、それほど法的に編成されていないという面があり、これは例えばドイツの編成の仕方と対照的です。ドイツでは政治はもちろんのこと、市民の日常生活の隅々まで、法が非常に大きな役割を果たしています。最近ドイツでは、余りにも法が大きな役割を果たし過ぎているという否定的な意味を込めて、そのことを「法化」(Verrechtlichung)と表現する理論が非常に盛んなほどです。日本はそれとは対照的に、法化していない、というところに大きな特徴がある。そのこととの関係で、法イデオロギーが全体的なイデオロギーの中で占める位置はドイツと比べると低いといわざるを得ないのですが、しかしそれでも法イデオロギーの役割というのは決して軽視できません。

(2) 具体的な解釈論、立法論（実用法学）と
しての法イデオロギー

もう1つは、言うまでもありませんが、より実際的な法の解釈なり立法なりが労働運動に直接的な影響を及ぼすということです。例えば最高裁で「公務員のストライキ禁止は憲法違反ではない」という立場が確定したので、現在では公務員がストライキをするのがきわめて困難になっています。あるいは「企業内における組合活動というものは使用者側の許可がないとできない」、という判例理論が定着することによって、企業内における組合活動に大きな困難が生じる。あるいは「時間外労働を拒否すれば懲戒

解雇されてもやむを得ない」、という日立武藏の田中さんの事件の最高裁判決が出ると、実際に時間外労働命じられてそれを拒否するのは難しくなる。このように現実の法のあり方が労働運動なり労働者に直接的に影響するわけです。

法イデオロギーのレベルの問題と具体的な法解釈のレベルの問題、これは相対的に別個の領域ですが、やはり統一的に理解されなければならない。この両側面において労働法理論と現実の労働運動の課題といったものに密接な関連性が認められる、というのがわたしの話の前提です。

II. 戦後労働法理論の特質

そういう観点から戦後の労働法理論というものを振り返ってみると、戦後の労働法理論のあり方自体はさまざまな経済的、社会的諸条件、あるいは労働運動のあり方を反映したものだったのですが、同時に労働運動のあり方にたいしても、積極面、消極面含めてさまざまな影響を及ぼしてきました。そこで今日、今後の労働運動、労働組合のあり方を考える際に、労働法の側面からやはり新しい考え方を打ち出していくことが、労働法の役割として必要ではないかと考えます。

戦後の労働法理論をどう把握すべきかについて、ここではとりあえず4つの点でその特徴をとらえておきます。

(1) 従属性的な労働者像

まず、労働者像、つまり労働法の理論が前提している労働者はいったいどういうものだったかということです。これはとくに労働者の従属性、中でもとりわけ労働者の階級的従属性ということが強調されてきました。労働者と使用者とは、個人的なレベルでは労働契約の当事者であり、商品交換を媒介にして両当事者の関係が結ばれるわけですから、一応形式的には自由で対等な契約関係ということになりますが、現実には労働者は厳しい従属性的な関係に置かれるわけです。これは労働法の出発点であり、そのこと自体は現在でも疑うことができません。

しかし、労働者の従属性というものが、私の

目から見ると、非常に一面的な形で強調されました。つまり、「労働者というものは従属しているがゆえに、一種の弱者である」ととらえて、「その弱者の権利救済のために、国家法が弱者を保護する、あるいは労働組合もその弱者を保護しなければならない」、という図式を作った。しかし、労働者というのは資本あるいは使用者に従属しているけれども、同時に形式的には契約の主体であり、しかも实际上も、その従属状態を何とか自分の力で緩和し克服していくとする主体でもあります。従来の労働者像においては、この側面が必ずしも適切に把握されなかつたのではないかでしょうか。

(2) 生存権の優位

2つ目の特徴は、生存権の理念の優位です。憲法25条の生存権が労働法の最も中心的な理念として取り上げられ、例えば28条の団結権とか団体交渉権、あるいは争議権もすべてこの生存権との関係において、「すなわち生存権を実現するための手段として団結権があり団体交渉権があり争議権がある」という図式でとえられました。そこで十分に認識されていなかったのは、団結権なり争議権というものが、まず何よりも国家からの自由である、自由権としての側面を持っている、ということです。こうした自由権が基礎にあって、その上にプラスアルファとして生存権という要素が加わっているにすぎないのであって、争議権などが生存権のための手段である、というとらえ方は必ずしも適切ではありませんでした。

(3) 集団主義

3つ目の特徴は、集団主義というべき傾向です。これはさきほどの従属性のとらえ方あるいは生存権の見方と密接なかかわりを持っています。「労働者は個々人としては資本に従属する非常に弱い立場に立たざるをえない、したがって労働者というものは団結して、集団として初めて自分たちの利益を擁護できるし、ある程度資本と対等な立場に立ちうる」という考え方です。これ自体は別に間違いないのですが、実際には集団の重要性が強調され過ぎました。例えばこういう議論があります。

労働者に対して、労働組合に入ることを強制するユニオンショップ制度というものがあります。労働組合に入らない労働者、あるいは労働組合をやめた労働者については、使用者に解雇させる。解雇の脅威によって労働組合への加入を強制するわけです。考えてみると、これはひどい強制であるとも言えますが、これまで、「労働者は団結することによってはじめて自分の地位を獲得できるのだから、組合加入という強制を受けるのはいいことだ」という議論が一般的でした。1950年頃の判決を見ると、「団結しない自由というのは労働者にとっては実はぜいたくな自由であり、そんな自由は保障する必要ない」というふうな論理も出ています。

そういう論理と結びついた集団主義、つまり個人の自由を非常に低く評価し、「従属性的な立場に立つ労働者にとって、個人の自由というのはいわばどうでもいい自由であって、団結こそが労働者にとって生命である」という考え方には、その労働組合に入った後の統制処分の考え方にも当然影響してきます。つまり、「労働者が労働組合の全体の統制を乱すのはとんでもない階級的な裏切り行為である。だからそういう統制違反の行動に対しては、除名を含む強い統制処分がなされて当然である」という発想に容易に結びつくわけです。こういった集団主義的な見方の前提には、労働者の同質性というドグマがあったのではないかでしょうか。すなわち、「労働者は、実際についている職業は違っても、あるいは年齢は違っても、性別は違っても、労働者であるかぎり同質である。したがってその労働者の利益にそれほど大きな違いがあるはずがない。したがって労働者は強固に団結することによってはじめて労働者全体としての生活水準の向上ができるし、個々人の幸福も、そういう強い統制、強い団結を通してしか実現しえない」ということが前提されていたということです。

(4) 市民法と労働法の異質性の強調

最後に、それらの点とも結びついて、自由という原理を最大の価値とする市民法と、生存権に最大の価値をおく労働法とはまったく異質な2つの領域であるとして、労働法の世界に市民



法的な契約や個人的な自由という理念が入ってくるのを極力排除しようという傾向が出てきます。

III. 戦後労働法理論の背景

このような理論が生まれてくる背景はよく理解できます。ドイツのワイマール時代の影響というのが非常に強いことがあります、それだけではなく、戦後労働法理論が形成されてきた戦争直後の時期の諸条件が、こういう理論を必然的に生み出したと思います。例えば戦後の労働者は極度の貧困状態におかれ、その貧困状態が戦争による被害によってもたらされた、ということを基盤として、戦争被害者意識と結びついた強力な生存権意識というものが生まれました。労働者の等質性についても、戦前の官吏、職員、工員のさまざまな身分的な差別が民主化の中でいちおう解消された。さらに、極度の貧困という点ではどの層も同じだということも、労働者の同質性という考え方の基盤になりました。

同時に、労働組合は当時強い特権意識を持っていたといわれます。これにはいろいろな面がありますが、1つは戦争の責任者である資本に対して、労働者は戦争被害者として一種の規範的優位、価値的優位をもった。あるいは民主化の担い手としての労働組合に対する自負、労働組合を占領軍がバックアップしたことによる権威づけなどが加わって、労働組合の特権意識が

非常に強まりました。そのことともかかわって、労働組合の統制主義が非常に強かったわけです。

軍隊的規律が戦後の労働運動にそのまま持ち込まれたんではないかという指摘をする人もあります。軍隊帰りの人が、軍隊経験を生かして労働組合の中でイニシアティヴを握っていたという面もあるでしょう。あるいは、戦前の集團主義的な意識がそのまま持ち込まれたという面もあります。日本では伝統的に団体実在論、有機的な団体論という考え方強いといわれます。つまり、個人個人というのがまず存在して、その個人個人が契約によって団体を構成するというよりも、でき上がった団体自体を1つの有機体的な存在と見る見方です。ドイツのオットー・フォン・ギルケ(Otto von Gierke)という有名な法律学者の表現によると、「団体というのは1個人の人間になぞらえて理解することができる。人間がしゃべったり、歩いたり行動している時に、例えば口がしゃべっているに過ぎないとか、足が歩いているに過ぎないとはいわない、その人間がしゃべり、その人間が歩いているという。団体もそうであって、団体を構成する機関なり構成員が行動をすると、それは団体自体の行動ととらえるべきである」というのが有機体的団体論です。どうもこういう発想がずっと戦後の日本においても労働組合、あるいはその他の団体、政党の中にもかなり強く残っているようです。

おそらく当時の状況においては、さきほど4つの特徴を指摘した戦後の労働法理論は客観的な基盤を持っており、当時においてはたぶん最も適切な理論だったのだろうと思います。

IV. 基盤の変動

しかしその後、とくに高度成長の中で、現実的な基盤は大きく変わってきた。にもかかわらず、労働組合における組織原理なり、それを支える労働法理論なりが、一種の慣性原理によって十分に克服されないまま残存しているのではないか。そこに労働者の現実のあり方、意識と、労働組合の組織原理やそれを支える労働法理論との間に大きなギャップが生まれる理由があるのではないか、と考えています

(1) 高度成長と労働者生活の変化

高度成長の中で労働者の状態はどのように変わってきたかということについてごく簡単にスローガン的に言うと、まず、生活水準が向上し、生活の社会化、主として商品化という現象が進み、貧困の内容が大きく変わってきた。われわれの子供のころの貧困は単純に、十分飯を食わしてもらえないで腹がへる、ということだった。しかし現在の貧困をそれと同じように考えますと、これはまったく貧困を理解できないということになります。長時間労働の問題やそのなかでの過労死、単身赴任による家庭破壊、競争激化の中でのストレスなどの問題は昔の貧困のイメージではどうしてもとらえられません。

そのなかで、労働者が非常に多様化している。これは、一面では労働者間での格差が拡大しているということでもあります。もはや「労働者」という一言ではとらえきれないぐらい多様になってきているということが言えます。

(2) 労働者意識の変化

次に、労働者意識の変化です。これは社会学者などがよく議論していることで、私生活重視の発想や契約意識の浸透がとくに高度成長以後に見られます。一言で言うと、自己充足的価値観がとくに若年層に浸透してきている。自分の趣味や働きがいということを非常に重視する。それがある面では「公」のために、つまり世のため人のため行動することを阻害する要因になっていることを否定できませんが、ともかく自分が満足することを優先し、自己充足を強く求めるという傾向が強くなってきている。

いわゆる企業意識は、ある意味では現在でもなおかつ強いと言えますが、戦後50年近くの間でその内容はずいぶん大きく変わって来ているのではないでしょうか。つまり以前の企業意識は、企業に対する愛着心というか、かなり即目的な、an sichな〔ヘーゲル哲学の用語で、無自覚的に対象（この場合は企業）と一体化している状態〕企業意識であったのが、だんだん企業に対する労働者の見方が冷めてきて、いわば打算的な企業意識に変わってきた。つまり、自分の生活を守るためににはその企業に属し、企業社会の論理に従わざるをえないのとりあえ

ず従っておくけれども、身も心も企業に捧げてしまっているわけではない、という一種の醒めた企業意識です。表面的には同じ企業意識のように見えてもその内実はいぶん変わってきている。これはある種の契約意識の浸透でもあります。この点はかなり詳しく正確に見なければなりません。一方で長時間労働、サービス残業の問題の深刻さが指摘されますが、同時に、企業の労務管理をしている人と話す機会があると、「最近の若いものは簡単に残業を断って帰る」と言います。実際、そういう面があることも否定できません。つまり、自分は夕方5時まで働く約束をしたんだから、それ以後は働きたくはないという一定の契約意識をもっている。その契約意識は、「どうしても」と強くいわれると、それを断るほど力は強くないけれど、強制する力が弱いと、割り切って帰ってしまう、という傾向が出てきているということです。このあたりは複雑な面があります。

それからもう1つ、「標準的労働者」の減少の問題があります。パートタイム労働者、派遣労働者、嘱託、契約社員という層が比率として増えている。これらの層は当初から、日本的ないわゆる終身雇用の伝統や年功序列型の労務管理とは異質な管理を受けており、その分契約意識を強く持っている層、と考えていいわけです。そういう層が増大しているということが、いわゆる正社員の意識のあり方にも何らかの影響を及ぼす可能性もあります。総じて、ある種の個人主義の意識が芽生えてるということは否定できません。

しかし、このある種の個人主義が、いわゆる西洋近代が前提としていた個人主義とかなり異なるものであるということも、多くの社会学者の指摘するところです。西洋近代の個人主義は、図式的にいようと、個の自立を前提として、自立した個が主体的に社会関係を取り結ぶ。そこには社会の共通の規範、ルールがそれぞれの構成員の、自立した構成員の内面に定着している。こうした西欧近代の個人主義と比べると、相当な差があります。例えば、日本の若い層の中で芽生えてきている個人主義は非常に閉鎖的です。山崎正和氏の表現では「柔らかい個人主義」、つまり趣味などの面では充実ということを重視

するんだけども、自分の基本的な個を断固主張するという強さはない、という柔らかい個人主義です。あるいは社会学者の作田啓一氏の表現によりますと「諸要求を最適度に満足させようとする自己決定性はあっても、個人が所属集団を越えた普遍的価値を内面化し、それに基づいて行動するという価値一貫性は欠けている」ということになります。同じく社会学者の石井伸男氏によりますと「私人意識は非常に強いけれども、市民意識は形成されていない」。さらに間庭充幸氏によると、もっと厳しい方になって、「主体性、責任と切り離された欲望自然主義の恣意的エゴイズム」とまで言われます。ともかくこうした個人主義が、西欧近代における個人主義と相当異質なものであることは否定できない。

しかし、そういうものでも一種の個人主義にはちがいないということもまた否定できない、ということをわたしは重視したいわけです。いま述べた特徴をもつ個人主義ですから伝統的な集団主義的な思考と必ずしも正面から矛盾するわけではない。集団主義と個人主義の関係というのは非常に複雑で、その点で熊沢誠氏の分析などは非常に参考になりますが、結論的に言うと、伝統的な集団主義と正面から矛盾する形ではないけれど、しかしながらかつある種の、ある意味における個人主義的な意識が、若い層になるほど重要な位置を占めているということは否定できない。これを前近代性との関係でどう見るか、という問題もありますが、これは討論の方に回すことになります。

③労働組合の機能低下

3番目の変化は、労働組合の機能の低下です。これは、わたしの理解では、冒頭に述べたように、労働組合の伝統的な組織原理なり行動原理なりと、とくに若い労働者の変化してきた個人主義との間に大きなギャップ、不適合が生じているということに原因があるのではないか、ということです。その観点から、労働組合自体が従来の組織原理、あるいは行動原理の根本的な見直しをする必要があるし、そのこととのかかわりの中で労働法理論もまたかなり原理的な点で再構成を迫られているんではないかと思いま

す。

V. 伝統的労働法理論の問題性

労働法理論の問題について言うと、労働者意識とのギャップだけではなく、その理論の論理的な帰結がもたらす現実的な結論が妥当性を失いつつあるという問題があります。つまり、結果的妥当性への疑問です。

(1) 組織強制（ユニオンショップ条項）の評価

1つは、集団主義的な立場からユニオンショップを当然のこととして肯定する考え方です。これは現在でも、判例を支配していますし、学説でも多数説をなしています。しかし、わたしは現在では、ユニオンショップというのは百害あって一利なし、と考えています。ユニオンショップ制度をまったくはずしたところで労働組合の組織化を考えるべきであって、ユニオンショップ制度がある意味で労働組合を強化する役割を果たしているというべきではありません。

この点はおそらく議論が分かれるところで、労働組合の活動家のあいだでも議論が分かれているようです。しかし繰り返して言えば、わたしは、百害あって一利なし、と考えており、したがってそれを正当化するような法理論ももはや不必要であると割切っています。

(2) 統制処分の安易な承認

伝統的な集団主義の立場は、労働組合の統制処分をきわめて安易に肯定します。例えば労働組合が政党支持決議をして、それに反する行動を組合員がしたことを理由に統制処分がされる。これはさすがに、判例も学説も、それはひど過ぎるということで、そういう理由での統制処分を認めています。

ただ、そういう統制処分を認めないという結論は、伝統的な集団主義の発想と非常に大きなそこをきたすわけです。こうした統制処分の問題を根本的に考え直すとすれば、前提となっている集団主義そのものにメスが入れられなければなりません。

(3) 「協約自治」の名による少數組合員の権利侵害

これについては、神姫バス事件の例をあげておきたいと思います。神姫バス事件というのは、元バスガイドの女性労働者がいて、バスガイドの仕事は非常にきついので、一定の年齢になるとバスガイドの仕事をやめて、「事務補」という事務の補助の仕事に移るという管理の仕方になっていました。ところがこの神姫バスは、合理化のために事務補という仕事をなくして、「辞めたい人は会社を辞めなさい。辞めたくない人はもう1回バスガイドに戻りなさい」と言った。給料はどうなるかというと、バスガイドの初任給との関係上、従来事務補としてもらっていた給料の半額に下がるというひどい話です。しかし労働組合がこれに同意してしまった。会社に押しきられたという面もあるようですが、労働組合が同意すればこれは労働協約になります。労働協約というのはいったん成立すると、個々の組合員の労働条件を拘束します。そんなひどいことがあっていいのか、という問題があります。しかしこれを理論的に崩すというのはなかなかたいへんです。そういう問題を考えようと思ったら、やはり労働協約はそもそもなぜ個人個人の労働条件を決めるのか、という原点にさかのぼってこれまでの考え方をもう1回洗い直してみる必要があります。

(3) 争議権=生存権の手段論による争議禁止合憲論

最高裁が公務員のストライキ権は奪ってもいいということの重要な論拠としているのは、「争議権は生存権実現のために一つの手段である以上、争議行為に代わる他の手段があれば、争議行為は禁止してもよい。他の手段として人事院勧告制度があるから争議行為は禁止してもいい」ということです。争議行為を手段としてみる発想を貫いていくと、そういう立場につながります。そこで、もう少し争議行為、争議権そのものの価値を見直す必要があるのではないかということにもなります。

VI. 理論構造の転換

(1) 労働者像の転換

それらの点をふまえて今後の理論的な方向として考えていることを述べます。

まず労働者像というものを再構成する必要がある。労働者が個人個人としては使用者に対して従属的に立場にある、これは否定できないけれど、従属性の立場にありつつなおかつ自分自身の主体的な努力によって従属性の状態を克服しようと努力する主体として労働者をとらえ直す必要があります。

(2) 労働法の基本理念の見直し

次に、生存権の理念というのはある局面では現在でも最も重要な意味をもつけれど、生存権の理念だけですべてを説明することはできなく、適切でもない。むしろ生存権のもっと基礎にある人間の尊厳の理念、つまり労働者の自由権や自己決定を内に含んだ人間の尊厳という理念が強調される必要があるのではないか。特に自己決定、労働者自身が決定するという自己決定の理念が今後の労働法の方向を示すうえで、1つのキーワードになるべきではなかろうか、と思います。

ただ労働法において自己決定というのが出てくる局面はいろいろあって、それぞれに則してきっちり位置付けをする必要がある。本来自己決定とは、自分自身にだけかかわる問題について自分自身が決定できなければならぬということです。例えば患者の自己決定、あるいは中学校の丸刈りに反対して髪の毛を自分で自由に整える。これは一番中核的な部分です。自分のみにかかわる問題については、自分が決定できるようにしなければならない。これは労働法についていようと、例えば私生活の自由、あるいは会社においても服装なり、ひげをはやす自由、あるいは休憩時間中政治活動をする自由、という問題になってきます。しかしそれだけではなくて、自己決定という考え方を進めていくと、自分だけではなく相手方もかかわる、しかし自分にもかかわる、こういう問題領域について自分もその決定に参加できるという、参加の

思想、広い意味の共同決定の思想に発展していくわけです。自己決定ということは最近憲法学者もよく言いますが、自己決定をもう一步進めて共同決定、参加のところまで進めるという発想は必ずしも定着していない。

私は『労働法における個人と集団』の中でドイツのドイブラー教授の考え方を参考にして、自己決定という考え方を共同決定にまで広げて、全体として人間の尊厳理念でとらえるべきではないかと主張しました。この広い意味の共同決定ということになると、まず労働契約の重要性が浮かび上がってくる。いろいろな労働条件について使用者が一方的に決定するのではなく、労働契約によってともに決定する。それから団体交渉や労働協約は集団的なレベルにおける共同決定です。これも使用者の単独決定を防ぎ、労働者自身が集団的な形で決定に関与できる、そういう角度からとらえ直すべきです。

(3) 団結像の転換

そういうふうに考えていくと、団結像も従来と相当違ったものにならざるをえない。まず入口のところでは、労働組合は労働者自身の主体的な決断を媒介にして形成されるものであって、強制というのはもってのほか、ということになります。労働組合の意思決定においても、あくまで労働者の主体的参加ということが重視されなければならない。単に形式的に民主的な手続きを取ったからOKということではなく、実質的に労働者一人一人が決定に参加できるということが重視されなければならない。統制処分についても、なぜ労働組合が統制処分というものを科すことができるのか、という原点に立ち返るとすれば、たぶん労働者が労働組合に加入する時に暗黙のうちに一定の合意をした。例えば、賃上げの問題については、みんなで決めたストライキについては従わねばならないということです。これに対しても、例えば政党支持の問題になると、これは個人の自由の問題として組合員が自分に留保しており、そういう問題については、労働組合に入り労働組合の決定に従うという合意をしたことではない、ということから十分説明できます。労働協約の限界についても同様に考えられるでしょう。

そういう方向で労働法理論の基本構造を変換することがイデオロギー的にも、また具体的な解釈の妥当性についても適切ではないかということが、私が本書で主張したかった中心的な論点であります。

VII. 企業社会と自己決定権

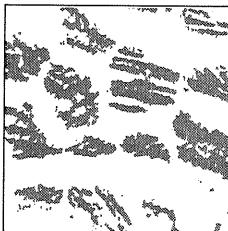
実は本書で十分に展開できず、今後の課題として残されているのが、企業社会と自己決定権の問題です。今まで話したのは、基本的には労働組合がかかわる領域において個人と労働組合の関係というものを再構成しよう、ということです。しかし、労働法には、労働組合が直接関係しない、もう一つの重要な領域があります。これをわれわれは個別の労働関係法と呼んだりしています。その領域において、企業の専制支配、つまり企業があらゆる問題について決定権を握っているという状況のもとで、どのように労働者の自己決定権、あるいは労働者集団の共同決定権なり参加の要素を実現していくか。これは理論的に非常に難しい問題があります。

何が難しいかというと、やはり労働者の従属性があるということです。労働契約が大切であるといつても、例えば労働者が入社する時に、「あなたは全国どこでも転勤していただきますけど、それでもよろしいですか」といわれる。いやだと思っても、その会社に入りたいから、「はい、結構です」といわざるを得ない。あるいはそうはっきり聞かれるのはましな方でして、就業規則のどこかに「使用者は必要があれば労働者に転勤を命令することができる、労働者はそれを拒否してはならない」と書いてあるのが

普通です。だいたい、現実には労働者が就職する時に、その会社の就業規則をじっくり見るなんてことはありません。しかし就業規則に書いてあるからということで、あるいはていねいな場合に口頭で確認したからということで、それ以後30年も40年も使用者の命令には従わなければならない、ということが法的に根拠づけられることになります。これは考えてみるとおかしい。しかし労働契約論からすると、そういう結論にもなりかねない。労働者は「はい、わかりました。どこでも行きます」と同意しているわけですから。

しかし「どこでも行きます」という合意がはたして合意として認められるのか、という根本的な問題があります。そこにひじょうに難しい問題がある。つまり従属的な労働者について裸の自己決定を貫徹させると、これはきわめて厳しい結論になってしまいます。そこでその労働者の自己決定というものを法的にもう一度操作する、あるいは自己決定に法的な枠をはめる。枠をはめながら自己決定を尊重するという法理論上の操作が必要になってくる。この点はひじょうに難しい問題として私の今後の課題として残されています。しかし、現在の企業社会の法的な基礎は、法律の面でも、あるいは最高裁を初めとする判例の面でも、使用者の単独決定をきわめて広範囲に承認しているという点にあるわけであって、その構造を法的な面から変えていくとすれば、労働者の集団的な、あるいは個別的な自己決定権、共同決定権を確立していくほかない。これが基本的な方向であるということについては現在では十分確信しています。

(にしたに さとし 大阪市立大学)



●特集——企業社会の変革と人権論

第3世代の人権論と発達研究の課題

田中昌人

I. 第3世代の人権論が発達研究に提起したこと

基礎経済科学研究所がまもなく25周年を迎えるとかがいました。25年前というと、1968年で、この年は国際人権年でした。当時は余りそういうことが人々に受け止められることはなく、わたしの印象では、タクシーの後ろに国際人権年と書いた小さなマークが張られていた程度で、政治や行政は本格的には取りあげていませんでした。その時に基礎経済科学研究所が発足し、4半世紀経ったいま、新しい人権論の構築を掲げて研究を進めていくとしていることについて、この25年間の発展に大変勇気づけられる思いです。1968年には、わたしは精神薄弱児施設にいました。当時、メリトクラシー〔実力主義〕の原則の中で、教育年齢であっても、幼稚園・保育所から、養護施設、重症心身障害施設という順番に、就学免除という名目で能力に応じて権利が奪われていくという財政措置が行われていることにたいして、たいへん疑問と大きな怒りを感じ、発達保障ということを考えて『夜明け前の子どもたち』という映画を作成しました。

就学免除の対象にされている人たちも、教育を受ける権利をもっている。施設には教育はあっても教育権はなかった。教育権がないところの教育ではなく、教育権を持ったところで教育が行われていくようにすべきである。この人たちもやはり義務教育が権利として保証されねばならない。それがないことによってどんな実態があるのか、そして教育を行うことがどんな成果を上げていくのかということを事実をもとにして映画を作り、この障害の重い人たちが、教育の対象になっていくということを訴えたのです。

以来25年余り、教育において、「能力に下限はないし、年齢に上限はない」という運動を進めできました。

わたしは京都大学に移る前、いま紹介した障害がとくに重い子どもたち、大人たちを受け入れている施設に13年間いました。この重症心身障害児施設をつくるときに、大蔵省はなかなか「イエス」と言いませんでした。「そういったことに税金を使うことに国民が合意をしていないから、だから使えない」というのが理由です。重症心身障害児施設に国の公的な費用を支出せず、私的な費用で維持するということが長年続いていましたが、私的な費用でやると続きません。しかも、そこで働く人たちも障害者にされていくというように、障害が拡大再生産されるという問題も生じていた。それにたいして、その状態を放置するのではなく、公的な取組を進める必要があると考えました。その時の理論的な根拠として自由権、社会権、さらにそれを実体化していくことで発達保障、発達権ということを1960年に提起したわけです。

今日国際的にいわれております「第3世代の人権論」は、われわれの発達保障、発達権という問題提起の、もっと広い、もっと根本的な解決を心に描いて、発展に対する権利、あるいは平和に対する権利、環境権、それから人類の共同財産に対する所有の権利、そして情報交換の権利、というふうに多くの人々が整理しています〔第1世代の人権は、国家権力による恣意的強制からの解放を中心的内容とする自由権の人権、第2世代の人権は、教育を含む文化的水準における生存の確保を中心的内容とする生存権の人権とされている〕。それに比べると、わたしたちが現場で提起したのはもっと素朴で、そして不十分な点がありました。この第3世代の人権論が提起されて、あらためてわたしたちが

指摘していた発達権というものを考え直して見ると、この提起は「第3世代の人権までそれぞれの世代の人権が実体化していく」という思想を確かなものにしていくためになされてきているわけです。そのためには、さらに、個人の発達の系、あるいは集団の発展の系、あるいは社会の進歩の系について、それぞれの実体を科学的に分析して、それらが内実を持つようにしていかなければいけない。その点にまだまだこれから研究課題があると感じています。

そこでは発達という概念が問題になります。日本の発達という概念は中国でも通用しない特殊日本的な概念です。しかし一方で国際社会においてDevelopmentという概念がずいぶん内容豊かに、創造されてきていることとの関係で、いつまでもそれと乖離しませんではなく、実体化して新たな表現、あるいは表現を変えなくとも新たな内実を持ったものになっていく時、発達という概念がもっと多くの価値実現の課題を担うようになっていくのではないか。そういう問題意識から、これまで主として研究してきたこと、それから実践や研究をふまえてもう少しこういったところはどうなっているんだろう、というようなことがらを指摘してみたいと思います。

II. 発達の弁証法と発達保障の科学

(1) 発達概念の科学的探求

発達の弁証法と発達保障の科学の研究では、社会科学的側面を無視しているわけではありませんが、わたしたちは、おもに自然科学的な研究を手法として、個人の内的な合法則性において発達というものが、どういう科学的な特徴を持って、また、共通しているがゆえに一人一人異なる個性、人格というものを作っていくのか、という問題を、たんに現象にとらわれるのではなく、もう1歩、2歩本質に分け入って、現在ではさらに3歩本質にまで分け入ってとらえていくという作業を進めてきました。

研究を始めたころには、実は、発達という概念を基本的なところでとらえていくカテゴリーはありませんでした。刺激と反応とか、あるいは「教える」と「身につく」というよに、どちら

かというと発達を機械論的にとらえる傾向がありました。そのなかで、刺激を細かくしてみたり、あるいは連鎖をつけてみたり、あるいはもっと時間区分を細かくしてみたり、あるいは逆におおまかにしてみたりという刺激反応論、つまり、発達の概念が学習の概念によって解体されいくことが起きる危険性が生じていました。これは、先端科学技術の手法が進んでくることを通じて、現在も一方ではいっそう進行しつつあります。わたしたちは、外界を取り入れて、新しい活動を作り出し、そうすることによって自分の内面を豊かにしていく、その基本操作をそれ以上分解合成せずに、その操作がどういうふうに量的質的に豊富化していくかといったことを基本にして分析・総合するという立場をとり、「可逆操作」というカテゴリーを持ちました。

マルクスも、「自分の外部の自然に働きかけて、それを変化させることにより、同時に自分自身の本性を変化させる」と『資本論』で述べています（第1巻第5章）。そのことをもっと発達にそくしてとらえていくということです。大人のところだけでなく、生まれる前から人間の発達という現象はあります。外界を取り入れて新しい活動を作り出すことによって自分の内面を豊かにし、量的質的に変革していくと。その発達の過程をとらえていくという作業を進めてきました。「『可逆操作の高次化における階層一段階理論』に基づく発達の階層一段階と発達保障の階梯」（表1）がこの仕事の成果の1つです。

(2) 4つの発達の階層と3つの発達段階

表1の左の方に「発達の階層」として、下から出生、そして上に向かって成人になっていく。成人までだけを表にしてあります。生後第1の発達の階層は乳児期前半です。国際人権宣言で「人は生まれながらにして自由である」と言われていることが、発達の自由として、出生以前に準備されていたものが、代謝の自由、活動の自由、感覚の自由と、生後第1の発達の階層における発達的自由が増大していく、そこに3つの順序性があります。生理的に制約されていた自由、それからその制約をかなぐり捨てて伸び

ゆく自由、連関して行く自由、そういう特色を持った3つの発達段階を経ていきます。そしてその連関がやがて、十分な期間をかけ、内容を持って次の発達の階層に飛躍的に移行していく。

ここで生後第2の発達の階層に飛躍していくと、いよいよ、それまで自ら位置の移動が困難であったのが移動の自由、あるいは手によるものの操作の自由、それから手で扱えないことがらにたいする要求の自由といったような生後第2の発達の階層における発達的自由が増大する。そこにも生理的な制約のもとにある段階から、その制約をかなぐり捨てて次に進んでいく第2の発達段階、そこから連関していくことを経て生後第3の階層に飛躍的な移行を遂げていきます。

もっとも飛躍といっても、神秘主義的な意味ではなく、弁証法的な、新たな質を持ち、新たな内的・外的な結合性が成立していく、それ以前のものが取り込まれてそういう質を持つということです。太郎君が太郎君でない人になってしまうのではなく、太郎君がよりよく太郎君になっていくという意味です。自然科学では、別のものに変わるところで多くの場合階層という概念を使いますが、人間の発達の場合には、そうではなく、発達における階層と限定していますので、概念的な混乱を引き起こさないようお願いします。

第2の発達の階層の乳児期後半は、通常1才半ばぐらいです。ただし、年齢的な対応は機械的にするのではなく、内容が充実する、新たな量的・質的な特徴を持つことによって飛躍的な移行を確認していくべきです。時期区分については、多くの場合この年齢の子どもたちを見れば、あるいはその年齢の子どもたちを制度がどう扱っているのかというところから見れば、ということで、表の右はしに「現行制度の通常の場合の年齢的対応など」として書いてあります。

生後第3の発達の階層は、1才半ばぐらいから通常は、小学校中学年、9才～10才ぐらいです。生後第3の発達の階層においては、歩行の自由、あるいは手によるものの操作でなく、道具の操作、それから言葉を道具として使っていくという発達的自由が、1才半ばぐらいからわがものとなり始め、だいたい飛躍していく



時には、新たな内的・外的な結合性を増大させていくと同時に、人格の発達的基礎として、新たな人格概念をわがものにしていくことになります。昔の義務教育はそこまででした。今日においては新幹線授業によって「落ちこぼし」が作られていく時期です。保存の概念が成立していくための実態をしっかり学ぶことによって、概念が生きてはたらくようにしていく。こういったことを通じて、小学校中学年以後、生後第4の発達の階層に移ります。

第3の階層から小学校中学年以降ぐらいの第4の階層に移りますと、集団の規律とか、文字式を使用するとか、あるいは具体的な論理操作が行われていくという発達的自由をわがものにします。具体的な経験によって制約されているということから、やがてそれを離れて伸びゆく自由、さらに連関していく自由に発展していく。生後第4の発達の階層以後のところは表に書いていませんが、後で少し述べます。

(3) 飛躍的移行期

生まれて後、第1の階層の第1の段階から、第2の段階にいくところでは原始反射から条件反射の主体を築いていきます。第2の発達の階層の第1の段階から第2の段階へ移行するところでは、目標と手段の分化がしだいに自由度を増やしていくという意味で、「我の誕生」という場合もあります。それに対して第3の階層に移行して、第1の段階から第2の段階へ移行するところでは、「太郎も……したい」というように、これまで人から呼ばれていた名前を自分の

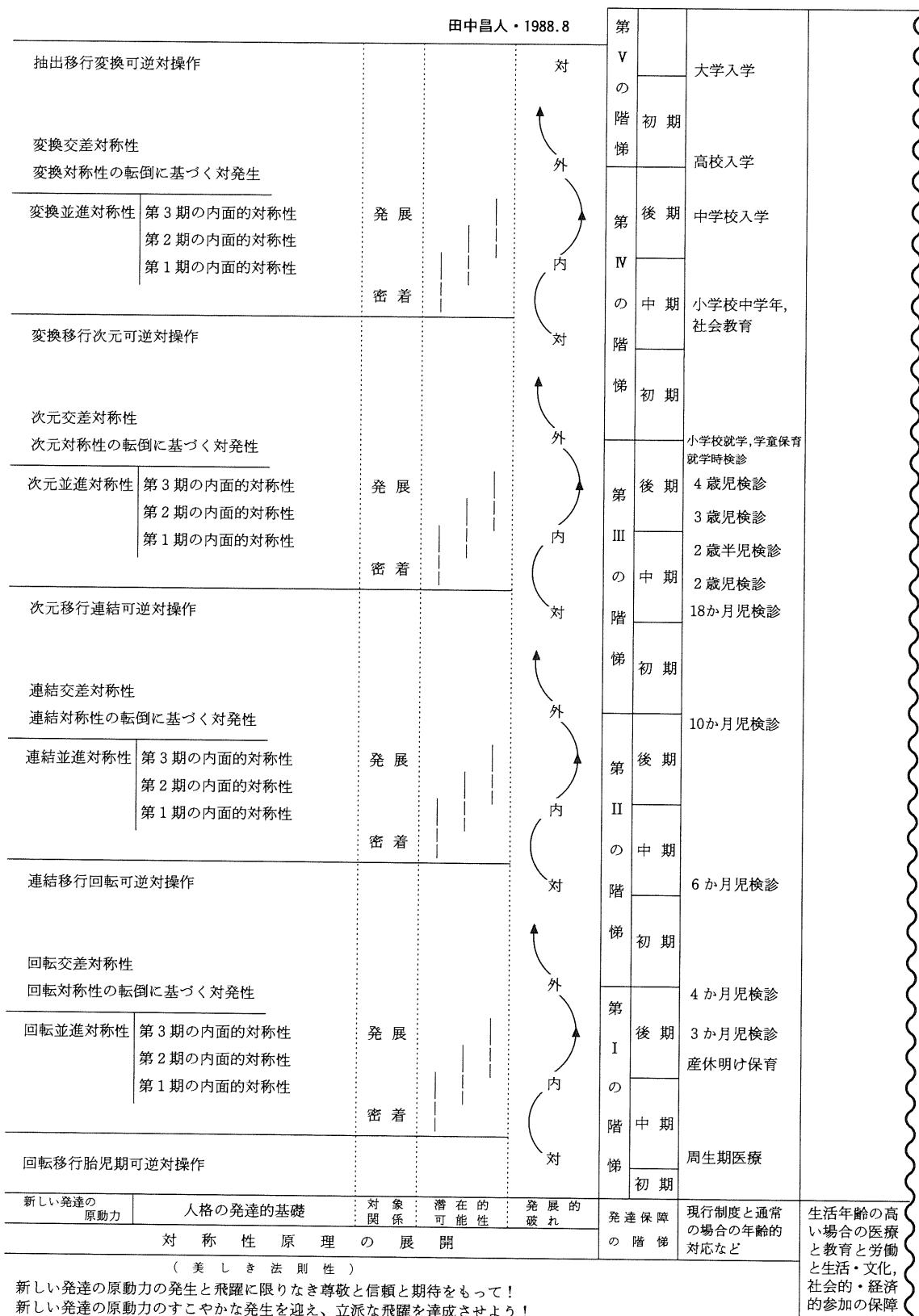
表1 「可逆操作の高次化における階層一段階理論」に基づく発達の階層一段階と発達保障の改憲

第四（成人期への発達の階層）	変換可逆操作の発達の階層	飛躍的移行期・排出移行変換可逆操作の獲得 1次抽出形成 可逆の微積分 可逆対矛盾 可逆対抽象	抽象的思考を中心とした新しい交流の手段の獲得と 発達的自由の増大（抽象的思考・社会的価値・人格的価値など）
		第3の発達段階・3次変換可逆操作の段階 3次変換形成	（生後第4の新しい発達の原動力の発生）（価値しりぞめし――）
		第2の発達段階・2次変換可逆操作の段階 2次変換形成 1次変換形成 <u>発達障害IV</u>	集団的規律の普遍化 新しい結合性の成立・集団的自己の充実 集団的自己の拡大 集団的自己の発生
		第1の発達段階・1次変換可逆操作の段階	
第三（学童期半ばへの発達の階層）	次元可逆操作の発達の階層	飛躍的移行期・変換移行次元可逆操作の獲得 1次変換形成 可逆対算法 可逆対保存 可逆対表現	書きことばを中心とした新しい交流の手段の獲得と 発達的自由の増大（集団の規律・文字式の使用・具体的論理操作など）
		第3の発達段階・3次元可逆操作の段階 3次元形成	（生後第3の新しい発達の原動力の発生）（ことわりしりぞめし――）
		第2の発達段階・2次元可逆操作の段階 2次元形成 1次元形成 <u>発達障害III</u>	自制心の普遍化 新しい結合性の成立・自我の充実 自我の拡大 自我の発生
		第1の発達段階・1次元可逆操作の段階	
第二（乳児期後半への発達の階層）	連結可逆操作の発達の階層	飛躍的移行期・次元移行連結可逆操作の獲得 1次元形成 可逆対指示 可逆対配分 可逆対歩行	話すことばを中心とした新しい交流の手段の獲得と 発達的自由の増大（歩行・道具の操作・ことばなど）
		第3の発達段階・示性数3可逆操作の段階 示性数3形成	（生後第2の新しい発達の原動力の発生）（われしりぞめし――）
		第2の発達段階・示性数2可逆操作の段階 示性数2形成 示性数1形成 <u>発達障害II</u>	志向体制の普遍化 新しい結合性の成立・目標と手段分化の充実 目標と手段分化の拡大 目標と手段分化の発生
		第1の発達段階・示性数1可逆操作の段階	
第一（乳児期前半への発達の階層）	回転可逆操作の発達の階層	飛躍的移行期・連結移行回転可逆操作の獲得 示性数1形成 可逆対追視 可逆対把握 可逆対制御	情動を中心とした新しい交流の手段の獲得と発達的 自由の増大（移動・手の操作・要求など）
		第3の発達段階・回転軸3可逆操作の段階 回転軸3形成	（生後第1の新しい発達の原動力の発生）（ひとしりぞめし――）
		第2の発達段階・回転軸2可逆操作の段階 回転軸2形成 回転軸1形成 <u>発達障害I</u>	条件反射の普遍化 新しい結合性の条件・条件反射の充実 条件反射の拡大 条件反射の発生
		第1の発達段階・回転軸1可逆操作の段階	
出生	飛躍的移行期・回転移行胎児期可逆反射の獲得 回転軸1形成	母体外生活に求められる新しい交流の手段の獲得と 発達的自由の増大（代謝・活動・感覚など）	
発達の階層	3つの発達段階と飛躍的移行期	人格の発達的基礎の形成と新しい発達の原動力の生成	

（深部の法則性） （静かな法則性）

・囲み数字は大月書店「子どもの発達と診断」の分冊番号

（ダイナミックな法則性）



方から使って要求する「自我の誕生」という人格の発達的基礎を形成します。

ですからいずれの発達の階層にも3つの発達段階と飛躍的な移行期が含まれており、それぞれの階層によって質は違いますけれども、第1、第2、第3というところに、発達的自由の3つの順序性が見られています。そして第1から第2の段階へ移行するところでは、能力の発達と結合した人格の発達的基礎が新たなものになっていくたいへん大切な人格形成上の課題をもった時期です。もちろん人格の形成うえで大切な時期があるというのは、だいじでない時期があるということをいっているのではありません。どの時期もだいじですが、とりわけその時期は人格の発達的基礎が新たになるという意味でたいせつであるということです。

(4) 胎成期および成人期の発達

実は人間生まれてから発達するだけではなくて、胎成期の発達もあります。胎成期においても4つの発達の階層を見いだすことができます。第1は、受精の際に卵が重力の法則のもとに分割していく受精卵の時期、第2は卵胎期、第3は胎芽期、第4は胎児期です。さきほど第1の段階から第2の段階への移行期において新たな人格の発達的基礎が形成されたと述べましたが、第2の段階から第3の段階への移行においては、次の飛躍を遂げていく新しい力が誕生します。生理的な基礎とそれから教育の人間関係によって飛躍の内容が決定されていく時期です。そういうものが具体的に発生してまいります。胎成期においては、そのことは、古い原始的な代謝臓器が死滅して、新しい臓器に変わっていくという点に見られます。生理的な基礎自体、古いものが捨てられて、新しいものに変わっていく、新たな循環が行われることで飛躍的な移行が完成していくわけです。

成人期についても、4つの発達の階層を取り出すことができています。別に4つという数に神秘的な意味を持たせようとしているつもりはなく、また今後研究が進んでくると変わってくるかもしれません。それ以後、成人以後どうなるのか、ということを階層論としてとらえる問題は今後に残されています。

(5) 人格の発達的基礎

このようにただ笑ったとか、元気になったとかというように発達を現象だけでとらえて、現象を直接に発達というふうにとらえていた段階から、現象を成立させていく本質的なところでの合法則性がどう成り立っているかを明らかにすることが重要です。従来、研究者の数だけ発達段階論がありました。言葉の発達や道徳性の発達、仕事をする力の発達などいろいろな側面をとらえていくことによっていろいろな発達段階論がありました。そうではなく、階層の概念を導入することによって、発達段階があらためて再構成されているわけです。

そして、それぞれの階層間を移行するところで、人格の発達的基礎を新たなものにしていくことによって、発達的自由が新しい質を持っていく。そして発達的自由が、南半球で、あるいはいろんな環境や公害の影響によって損なわれた時に、それに対してどう根拠を持って被害を認定し、あるいは救済をしていくのかという時に、精神的な発達の方は裁判所の判例でもたいへんあいまいに使われているけれども、それについても科学的な根拠を示しつつ、そういうことが起きないように対処していく必要がある。例えば自我の発生の時期で、水ぶくれであったり、衰弱していたり、あるいは肥満、障害を持った自我の発生が見られることを、そのままにしておくのではなくて、健やかな自我が誕生していくように援助する。例えば1才半の時期に、5階以上の建造物に住むことによって、変化する素材や道具、言葉等を自由に扱うという環境が貧しいままにおいておくのではなく、そういうところでは緊急に改善措置を講ずることとあわせて、人々が生活する場には発達を保障していくうえでどういう条件が必要なのかとそういう視点から、建築条件とかあるいは居住条件の基準が考えられなければならない。

人格の発達的基礎としてたいせつなこととして、発達的自由が新たになっていくこと、どの人も落ちこぼすことなく、援助を必要とする問題が生じたときには公的な責任を基本に持って民間の協力関係が結ばれていくような政府の政治が求められていることを相対的に強調して述

べました。

(6) ダイナミックな法則性

さらに重要なこととして、「ダイナミックな法則性」ということがあります。飛躍的に移行してゆく力がいつ生まれるのかということは、実はなかなかわかりませんでした。ようやく80年代になって、各階層の第2の段階から第3の段階へ移行する時に、中枢神経系の生理的な基礎を持ち、そして教育的な人間関係によって内容が決定されていく新しい発達の力が発生していくということが、先住民の人たちの研究、あるいは障害を持っている人たちの研究、あるいは今日ネグロイド、モンゴロイド、ヨーカソイドといわれている人たちを対象に研究した結果からわかってきたのです。各階層の第2の段階から第3の段階、ここで新しい発達の力が発生し、それとそれまでの力が協力・協同してはじめて飛躍的な移行が可能になる。第2の段階の伸び行く自由というのがそのまま連関する自由になっていくことはあり得ません。逆に立ち枯れすることもあります。伸びてゆくということから連関してゆくということへの移行には、まず生理的な基礎が成熟していくことが必要であり、さらにそれにたいしてふさわしい教育的な働きかけがあってはじめて新しい発達の力が成熟して、連関の自由、さらには飛躍的移行を達成して、次の発達の階層における質的自由がわがものになっていく。これらのことが、ダイナミックな法則性の内容として非常に重要です。

保育基準とかいろいろな社会福祉施設における職員や部屋や、指導する際の最低基準などは、一般論としてしかいわれていません。しかし、いま述べた見地からすれば、発達の力が健やかに生み育てられていく最低基準が新たに考え直されなければいけない。発達の階層の第2から第3の段階に移行するところでの新しい発達の原動力の発生、飛躍的な移行のところでの発展、そして次の階層への移行とそこでの新しい発達の原動力の生成という過程を、結合→発生→発展→結合というダイナミックな法則性においてとらえる。そして、医療や保育や教育や福祉は、新しい発達の力の発生、発展、結合に焦点を合わせて、そして成果を上げていくように、条件

整備、実践における内部規律、評価がなされて改善措置が講じられていかなければなりません。

(7) ダイナミックな法則性

もう1つ、「美しき法則性」というのが今研究の途上で、90年代に何とかここがところが解明されていく必要があるなと思い、若い研究者の人たちに託しているところです。これは新しい発達の力が発生する母体をどのように健康なものにしていったらいいかという問題です。ダイナミックな法則性までのところだと、例えば発達障害を持った場合に、どうしても静かな法則性の段階だったら、起きたことに対してあとから手を打つと、というふうことになります。それに対してダイナミックな法則性において発達障害をとらえると、検診からそれ以降のリハビリテーションなどを通して発達障害の早期発見、早期対応という施策を展開することになります。ところが、美しき法則性においてとらえていくことになりますと、障害を早期に予知することができる。そしてそのまま放置したならば、こうなったであろう状態を、そうすることなく——もちろんそこの点では医学倫理の面で、あるいは発達倫理の面で十分な検討を要することが絡んできますが、医学関係者の、本人を含めた納得の上で——必要な改善措置を実行することを可能にしていく、ヒューマニズムと結合した教育学です。これが実現していくと、すべての人間を同じものにするのではなく、各人のよきが大切にされること、そしてそれが大変難しい場合を含めて人間の尊厳を具体的に守っていくことへのとりくみが進むのではないかでしょうか。

このように発達の弁証法のところで可逆操作の高次化を中心として、静かな法則性、ダイナミックな法則性、そしてこれから美しき法則性について解明が進んでいくと、経済的な支援、実践、あるいは法的な制度の面で、これまでの学問の発展の上に新たなものを加えて、再構築してゆくことが可能になるのではないかと思っています。その際、発達保証の科学としては、外的な決定論だけに発達をゆだねるのではなく、合法則性の解明が進むなかで内的な矛盾を外在化していくところに制度が民主的な制度として培われていくということへの期待を持つ

ています。

発達教育の関係でいうと、ソビエトなどで外的決定論というのが優位になっていって、ずいぶん間違をしている。ソビエト教育学はこれまで注目されながらも、どうも魅力がない、つまらないといわれてきたのは本当に政治主義的に外的な決定論を持ち込んできているということがあって、発達の内的な合法則性が何も解明されていない。はたしてあれで真の科学的な教育学が建設されるんだろうか、といった疑問を持っていたわけです。発達の原動力がわかるようになり、そこからみれば、これまで発達の原動力と源泉とをごちゃまぜにしていたわけですが、きっちり分けて、発達の原動力にふさわしい教育的源泉を系統的に組織化してゆくことが教育の中身になるべきだと考えます。そして、それを保障する学校教育、さらには保健、家庭教育を含めた教育の制度の体系が求められています。

(8) 発達保障の階層

現段階では、わたしは新しい発達の力が発生して、次の新しい発達の力が発生していくまでを、共通の発達の原動力がそれをなしつけていているという意味で、「発達保証の階層」としてくくっています（表1の右側）。そして新しい発達の力が発生して飛躍的な移行に入るまでを前期とし、それから飛躍的移行後、人格の発達的基礎を作り上げて行くというふうなところまでを中期とし、それから人格の発達的基礎を作つてから、次の新しい発達の原動力を発生するまでを後期としています。こうとらえると、これまでの学校階層は、発達保証の階層の第Ⅳに続きます。これまで学校階層即教育の階層でしたが、そうではなく、学校階層を普遍の中の特殊として、より普遍的な位置づけの中におく。学童保育は、生後第Ⅲの発達階層の後期におけるたいへん重要な公的な機関であると位置づけなおす。産休開け保育は生後第Ⅰの発達階層の後期の出発におけるたいせつな実践が営まれる場所としてみる。もちろん家庭保育もたいせつなものとして、あれかこれかではなくして、それぞれの営みの中で発達の力がどういうふうに健やかに育てられていくかを吟味することが必要であり、小福祉施設をいじめの構造のもと

におかせないということも科学的な根拠を持つようになってきているんではないか、と思っております。

(9) 成人期の発達階層

では成人期以後はどうなるかは、わたしの場合成人期まで発達できておりませんので申しわけないのですが、大きく4つ発達の階層を考えて、それが正しいかどうかも含めて、みなさんの問題提起との関連で解明していくことが必要だと考えています。これはわたしだけでなく、いろいろな人も言っていることなどを合わせて紹介すると、1つは18才からの成人への準備期に始まる成人前期、これが成人期における発達の第1の階層で、年齢を機械的にではなく一つの参考として取り出すと、40才ぐらいまでといわれていますから、20年ごとという見当で見てることになります。

第2は人生半ばへの過渡期に始まる中年期、40から60才ぐらいというところ、成人期における発達の第2の階層といえるかもしれません。「しません」というのは、まだよくわからないことがあるからです。つまりそこでの新しい発達の原動力の発生ということを社会的価値の形成としてとらえようすると、今日の成人がはたして真の成人の発達の姿を実現できているのか、というところから疑つていかなければならない。ちょうど動物園のおりの中にいる虎を見て、虎はおりの中をぐるぐる回っている存在である、というふ結論を出すと、これは虎についての認識を間違うわけです。人間としての成人になると、どう変わるとか。事実がないので、科学的研究ができません。

3番目は老年への過渡期に始まる老年期です。それ以後80才ぐらいから以後は第4の階層になります。これは主として家族、家族とそれを支える人間的、社会的連帯関係の発達という点からこれを見て、発達を保証していくことを考えいかなければならない問題としてあります。

III. 発達保証における三つの系の統一的発展

個人の発達の系、あるいは集団——さまざま

な集団があるわけですからそういうふうにくくられるかどうかの吟味も含めてですが——それから社会進歩における発達の系、そういうふうに現行法のもとではとらえることができます。その点からみると、戦後新たな法ができたころ、戦前からの発達という概念が十分吟味されないままに、あるいは穂積信茂が「発達保証」と言っていた素朴な考え方がさらに引き継がれる形で現在に至っているのではないかと感じます。つまり大日本帝国憲法では、それまで自由民権運動が発達という言葉を使っていたために敵視して使わなかったのに、憲法発布勅語において「[臣民の] 知徳良能ヲ発達セシムコトヲ願ヒ」と用いた。ここでは、到達点を非常に明確に強調し、達成できないものを排除して能率的にやるという、公共の福祉に反した発達という概念が、明治天皇のかなり直接的な介入等のもとに西周自身が発達という概念を変更することによって、用いられています。

戦後、発達という概念が法律の中に入れられたのが、大日本帝国憲法における特殊日本的な発達という概念が、ルネッサンスに始まり、日本では自由民権運動の中で強調された、その人の持っているより良きものを出発させる、到達ではなくて出発させるという価値実現の概念とは異なっているということが十分に吟味してされたうえでのことであったのどうかはよくわかりません。しかし、1940年代後半にはこのような内容を持った法律がたくさんあります。

(1) 社会進歩の系

例えば政治の分野でいうと、現在問題になっている公職選挙法第1条で「民主政治の健全な発達を期する」とあります。中身はずいぶん骨抜きにされたんでしょうけれども、第1条は変えないでいる。18才で選挙権がないとか、あるいは政治活動の自由がどうなったとか、投票における1票の格差がこういうふうな状態という時に、はたして公職選挙法でいう民主、健全、発達ということが、どの段階になつたらそれが本当に発達したと言えるのか。それとも人間の発達のように発達障害があるとしたら、どうなった時は第1期の発達障害であり、第2期の発達障害であると言えるのか。ここのことろでやっ

ぱり科学的に実態をもとにして解説して問題点を明らかにしていく。第1条でいう民主、健全、発達という中身はこうだということ、詳細な青写真は作れないにしても、しだいに国際的には発展していくといったことがもっと明らかにされていく必要があると思います。

経済でいいますと独占禁止法第1条で、「国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」とあります。どうなったら民主的で健全な発達で、どうなったら民主的でない、不健全な発達障害の状態にある、という問題を、誰が評価し、誰がリハビリテーションをし、誰がどう変えていくのか。このあたりは、おそらく第3世代の人権の法化ということに人々にたいして責任を持っていく時には、問題が出てくるでしょう。

さらに、地方自治法第1条でも「地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」とあります。「保障する」という言葉が入っている法律はこの法律だけでしょう。ここでも、どうなった時に健全な発達が保障されていないのか、ということが問題になります。

(2) 協同組織の発展の系

協同組織の発展の系では、まず家族です。来年は国際家族年です。「子どもの権利条約」でも、あるいは「人および人民の権利にかんするアフリカ憲章」〔1981年、ケニアのナイロビで開催されたアフリカ統一機構の第18回首脳会議で採択。第3世代の人権の内容を多く盛り込んでいる〕などでも、組織の発展がとりあげられています。

生活共同組織では、生協法や農業協同組合法なんかでは「組織の発達をはかる」とありますが、どうなったら組織が民主的に発達したことなのか、どうなったらそうではなくして、反対物に転化した、といわれるような実体になっているのか、それを改めるのは誰であるか。このあたりのところは西谷先生の提起との関係でも考えてみたいことがらです。

学校でも、私立学校法では「私立学校の健全な発達をはかる」となっています。それから情報に関係して、放送法では「放送が健全な身主主義の発達に資するようにする」となってい

ます。いまのテレビを見ると、はたしてあれが本当に民主主義の健全な発達に資することになっているのかと思うような番組が多い。

(3) 個人の発達の系

このように40年代に制定された法律によって、発達ということが社会進歩の系、集団の系において位置づけられ、その上で個人の発達の系においては能力に応じて教育を受けるとされている。能力に応じて教育を、ということは学校教育法だけでいわれてるんじゃなくして、社会進歩、集団、個人という大きな構造の中でいわれていた。それが機能しなくなってきてている。そしてその他のところが反対物に転化する機能がはめられていく。そこを再構築する、ということとも考えていなければならない。われわれは法治国家でありながら現行法とは別のところで再構築するということをいっているのか、もしそうだったらなかなか理解を得られにくい。現行法は息も絶え絶えに障害を持っているけれども、それをリハビリしてゆく課題として考えていく必要があります。

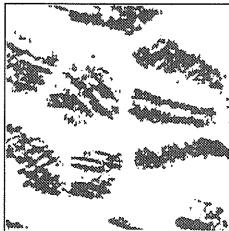
それからもう1つは、50年代に新しく制定された法律からは「民主」という言葉がなくなっています。それから60年代に制定された法律からは、健全な発達の主体が国民の側ではなく、企業の側に移っていきます。石油貿易法にしても、あるいは原子力そのほかの法律にしても、すべて企業の側に健全な発達が移って、そのことによって国民の側に不健全

な問題が起きてきた時の救済措置が何もない、という法体系の不健全なひずみが60年代に顕著になってきている。70年代になりますと新しく制定された法律からは「健全」も相対的に用いられなくなり、発達という概念が使われなくなり、能力開発や労働力開発というように、「開発」になる。国際的には発達と開発は民主的に統一して、同じ価値の実現をめざすものとする方向が追求されているのに、日本では発達と開発が分断されて、敵対関係にあり、そして開発が発達を阻害するという状況になってきています。そういう点を民主的に改善、規制していくということは可能であり、そこから出発する人権論の再構築ということが今後の課題です。

人間の発達についての研究は、いまおもしろくなっています。個人の発達の系のみならず、集団、社会進歩、あるいは靈長類としての進化という長い時間系を持ってとらえてみると、新たに示唆される点も出てくるでしょう。このようななかで発達という概念を発達させて、実体を持った第1世代、第2世代、第3世代の、あるいはそれだけでなくして、おそらく第4世代の人権論としての、また「論」だけでなくそれらの人権が生きてはたらくような再構築をともにめざしてゆきたいと思います。

(たなか まさと 京都大学)

*本稿は、3月21日に行われた報告を、編集局の責任でまとめたものです。



●特集——企業社会の変革と人権論

企業社会からの自立と人権・主体形成

二宮 厚美

はじめに——共働き家族と主体形成

私は、基礎研編『日本型企業社会の構造』の編集作業に直接かかわりましたので、その話を枕にして報告に入っていきたいと思います。

『日本型企業社会の構造』については、様々な反響があったのですが、この報告にかかる御意見では、私が担当した終章の「企業社会からの自立」課題にかかわって、共働き家族を主体形成とかかわらせてどのように評価するかの意見を耳にしたことがあります。私はそこでかなり大胆に、企業社会からの自立主体として共働き家族の労働者、とりわけ婦人労働者に着眼した議論をしておいたのですが、これには賛同・疑問の両方の意見があるようです。

共働き家族の問題は、「男女共生」とか「男女平等」だとかの課題にかかわらせて考えるだけではなく、それを企業社会の枠のなかで、しかもその枠から自立する主体の形成にかかる問題として検討する。まあそういうことを提示したわけですが、それは共働き家族がその生活条件からみて企業社会の構造と対立する関係にたつ典型的の地位にあるからではないか、と考えたからです。いわば労働運動の課題であると同時にその担い手の問題として共働きを考えること、こういうことを考えたわけです。

その一例として、共働き家族と過労死の関連に言及いたしました。そこで、家族生活と過労死の関連について若干資料を読んでみました。ただ、過労死を生むというか、過労死の条件を形成する家族生活の構造とか形態についてたちいった分析をしたもののはさほどないのではないか、と思います。もちろん残された家族の思いを綴った手記とかそれを伝えるルポはあるわけですが、そしてそれらは私どもの涙を誘うわけ

ですが、日本型企業社会が一定の家族を準備し、それを踏台にして過労死をうみだすことについて、それなりの検討が必要だと思います。

私はこの点について興味をもって、結婚から最初の出産・育児をくぐりぬけて共働きを続けている家族で、過労死のケースがどのくらいあるのだろうか、ということを念頭におきながら過労死関係の本に目を通しました。共働きと片働きとで過労死のあらわれにどのような違いがあるのかについての統計なり、きちんとした実証は見あたりませんでしたから、これは印象評価の域にとどまるわけですが、私の観測では典型的な共働き家族の場合には過労死のケースが少ない。過労死の典型というか、最も悲劇的でその縮図を表現しているようなケースは共働きではなく、やはり片働きに多いというのが、私の印象です。

もちろん、そうだからといって片働きの家族を悪くいうとか、冒瀆するような気持ちは一切ありませんが、過労死にいたる長時間過密労働と家族形態の相互関係を考えた場合に、過労死が共働き家族において比較的少ないということは、それなりの理由があるのだと思います。私はいま大阪の学童保育や保育運動関係者と運動上で直接のかかわりがあるので、保育運動にたずさわる方々にもうしあげたのですが、共働き家族というのは、その夫であれ妻であれ、一方が過労死にいきつくほどに「企業戦士」化することのできない生活条件のもとにある。過労死の危険は年間3000時間を突破する長時間労働に足を踏みいれた時に身に迫るとされていますが、共働き家族の夫婦の一方がその危険な圏域に踏み込んでしまうと、そもそもいわゆるファミリー層の家族の場合にはまともな家族生活が不可能というか、少なくともきわめて困難な事態に陥ってしまいます。過労死の前に家族生活がなりた

たない、家族生活としてのまとまりというか正常な営みが破産してしまうわけです。

学童保育運動の仲間が、これを自嘲気味に「われわれは過労死になることも許されない家族生活をおくっている」と言っていましたが、これは共働き家族の実態の一半をついていると思います。子育て真っ最中の共働き家族の場合には、夫であれ妻であれ、家庭をかえりみずにひたすら仕事という生活スタイルはそもそも許容されえない根拠があるといわなければなりません。過労死の以前に家族生活が破綻をきたすと言つていい。

もちろん、それは言ってもこれには例外があります。たとえば、教師とか看護婦とかの専門職の場合には、その仕事に専門的な一定の自律性というか独立性があるので、仕事に自らのめりこんだり、我を忘れて没頭するというようなことがあって命を縮めることができます。この場合には、共働きといつても過労死予防のための歯止めにはならない。学校の先生などが、周辺の期待をになってパソコンのプログラム作成に集中したりしますと、学期末や年度末には仕事に期限がありますから、それを夜も遅く自宅にもちこんで集中して、ついつい無理に走る。こういう場合は、共働きも片働きもさして変わりなく、仕事によって寿命を縮めることになります。

ともあれ、過労死問題と家族のあり方なり家族生活の文化については一定の関連性があるだろうと思います。そこで私は、『日本型企業社会の構造』の終章において、そのような点についてふれておいたのですが、それだけでは十分な展開になってしまふから、今日はその補足の意味もこめて、家族問題にふれつつ本論にはいっていきたいと思います。

I. 日本型企業社会のなかから 「主体形成」考える糸口

■日本型企業社会から生まれる社会問題の特徴

まず、日本型企業社会の中において主体形成を考える手がかりとして、現代日本の幾つかの特徴的事態を考えてみることにしたいと思います。

最初に労働者の生活から日本に固有の社会現象を思いうかべてみると、いわゆる「過労死社会ニッポン」とか「单身赴任天国＝地獄」だと、サービス残業大国、またいささか自嘲気味ですが無芸大食の企業戦士の無芸退職化といった事態があがってきます。これらの詳しい説明はこの場では不要でしょうから、私としてはこれらの事態が示すものは、およそ人の生活＝人生における人格の独立性だと自律性の制限なり希釈化にかかわる社会問題を表現していると指摘しておきたいと思います。

次に、こうした労働者の問題とあたかもパラレルにその次世代の問題、つまり子ども社会における日本型学歴社会の問題が深刻化している。近年になって、日本の教育問題は国家の教育政策によるばかりではなく、日本型企業社会の形成過程に結びついて深刻化してきたという議論、文教政策の歪みと企業社会からの圧力との二つから再検討しなければならないという議論が起っていますが、確かに日本型企業社会が日本型学歴社会の競争秩序を生みおとし、今度は学歴社会をくぐってきた新たな世代が再び企業社会を支え、その再生産を担うという循環があることは確かです。日本型企業社会と日本型学歴社会はパラレルであり、かつ相互媒介的でもあったということ、この点は今日の社会を見る場合非常に重要な点だろうと思います。

さらに、この企業社会と学歴社会という労働・教育を貫く特徴は、市民生活においても家族・文化・消費・環境などの諸部面において、一種の攪乱というか浪費や非合理性をうみだしています。たとえば、世界にも稀な24時間社会化の進行、「ムダの制度化」と結びついた非合理主義文化やマスコミ文化におけるコマーシャリズムの飽くなき浸透、ゴルフ場列島化に代表される自然破壊、飽食と絶食の背中合わせの進行などを思いうかべてもらえばよいと思います。「豊かさの精神病理」とされているものもこれに属します。

その中で、「生活大国化」の課題が浮上し、「時間・空間・人間」のいわゆる「三つの間抜け」問題が社会の話題となり、その「三大間抜け社会」の克服が争点になってきたわけです。たとえば、輝峻淑子先生の『豊かさとはなにか』

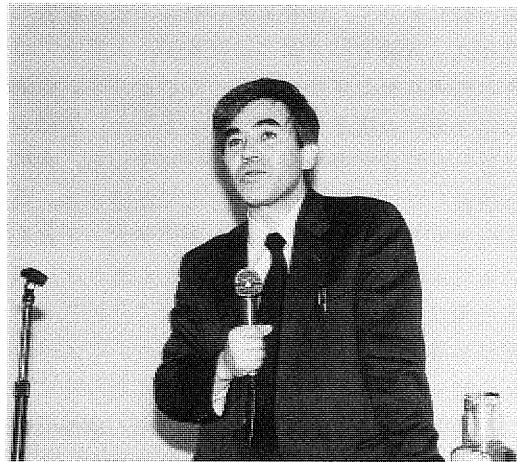
(岩波新書)が取り扱っている豊かさの問題とは、この「三大間抜け」問題ですし、それと立場は全く異なりますが、宮沢内閣の「生活大国5か年計画」が生活大国政策としてうちだしているのも、まさに間抜けな政策ではありますが、この時間・空間・人間の問題です。

私がここで強調したい点は、これらの「間抜け問題」をここで繰り返すことではなく、これらの問題を解決するには一定の社会制度やルールが不可欠であり、逆にいとその社会制度・ルールが欠如していることと人間の時間・空間の生存形式の貧しさが結びついているということです。たとえば、労働時間の規制や自由な生活時間の確保は一定の社会制度が必要だし、居住・都市空間そして自然環境空間の確保には都市計画をはじめとする土地利用制度などが要求されるし、人間の貧しさというものは教育・福祉・医療制度などの社会制度なり社会的ルールの貧しさと結びついている。

つまり、今日、日本社会に特徴的な社会問題というのは、私たちがあらためて社会的ルールやそのための権利について考えなければならないことを示している。生活の豊かさとか企業社会の克服課題などを考えていく場合には、さしあたり、社会的制度・ルール・権利の構造なりあり方というものを課題としてなければならないということ、これがここで確認したい点です。そこで、少し話を進めて、その場合に留意すべき2つばかりの論点にふれておきたいと思います。

■労働と生活の統一視点と媒介環としての 人格的独立性

1つは、労働現場の企業社会の構造に直接かかわる問題と労働力再生産過程の問題、つまり教育・家族・消費・婦人・文化等の問題とは重なりあっているということ、わかりやすく言えば労働と生活との両面の問題は不可分の関係で結びついているということです。主体形成論ではこれまでしばしば生産点主義だとか生活点主義だとかの呼称で、どちらか一方に中心をおいて考える傾向があると指摘されてきましたが、そういう二分法では切り取ることのできない複合的視点が必要だと思います。労働と生活とい



うのは、どこからどこまでが労働の問題であり生活の問題であるかを簡単に片付けることができない形で、少なくとも現実社会の相互関係では互いに結びつきあっていいるわけです。

このことは、先の西谷先生のお話に関連させていると、生活過程における「市民主体」と労働過程における「労働主体」ないし「階級主体」とをそれぞれ分離させるのではなく、つないだうえでの主体形成を考えなければならないということです。日本型企業社会と学歴社会の問題、長時間労働と家族生活の攪乱の問題、労働力の乱費と非合理的文化、さらに時間・空間・人間の貧しさの問題などは、こうした労働と生活とのつながり問題を示していると思います。両者はなんらかの媒介をもって表裏の関係にあるわけです。

そこで第2に、では労働と生活とをブリッジする媒介環はなにかという問題がでてきます。西谷先生の問題提起にそくしていいうと、これはまさしく労働契約の問題だと言うことができるだろうと思います。経済学の言葉でいと、労働力が商品化し貨幣が資本に転化する過程、つまり労働力商品の売買契約の過程とその形式の問題がこれにあたるわけです。労働と生活の媒介は労働力商品の売買関係のところでまず問題になる。労働力商品の売買契約の形式と内実の特徴、これが一国の社会の形態にきわめて大きい影響力をつくりだすと思います。これがその社会において絶えず再生産される労資関係の特徴をつくりだしていくわけです。

その際にまず確認すべきことは、資本主義社

会一般において、労資関係の形式で最も重要なことは「労働者は労働力は売るが、人格までは資本に売りわたさない」ということです。労働力のうえに人格まで販売してしまうと、労働者は自らを奴隸状態に陥れるわけですから、人格は譲渡しないで自らのものとして保持する。商品化されるのはあくまでも労働力です。それをこえて人格の独立性まで手放してしまうと、資本主義はあたかも歴史を逆行させて非近代の奴隸制か農奴制にまいもどってしまう。これは商品生産・交換の原理に反することになります。

このような労資関係の特質、労働力商品売買関係の特質によって、社会的な意味において人格と労働力とはそれぞれ独自なものとして取り扱われ、人格的独立性と人間の労働能力とは一応分離した取り扱いを受けることになるわけです。もちろん、近代的労働者は人格的独立性は保持するものの、労働力の処分=使用権は企業に譲りわたすですから、そこでは従属性は免れません。だが、人格における独立性の保持は残るわけですから、それと労働力の処分=使用における従属性との間の「矛盾」がどういう形をとるか、これが社会構造を見る場合にきわめて重要になってくるわけです。

この視角から日本社会の問題を眺めてみると、日本では労働者が労働力のみならず人格的な独立性とか自由というものまで企業の側の支配や制約のもとにおかれています、そこではおびただしいばかりの企業の人格的支配が大手をふってまかりとおっている。労働力の単なる利用をはるかにこえた企業サイドの人格的拘束性が著しく強い、という特徴が浮かびあがってくるわけです。さきにふれた過労死だのサービス残業だのという事態は、まさにこの人格的独立性の形骸化の極地をさし示していると思います。

要するに、資本主義社会の枠組みのなかでは労働者の人格的独立性は労資関係の形式において成立するのだけれども、現代日本ではそれと抵触するような人格的独立性の侵害ないし形骸化という事態が進行しているということ、これを重視しなければならないだろうと思うのです。このことをいま少し、資本主義の発展法則に照らしてふりかえって見ておきたいと思います。

II. 資本主義の一般法則と日本型企業 社会の特質

■商品交換の原理と労資関係の衝突

資本主義社会は資本主義である以上、『資本論』が解明したように、横断的に共通した歴史的特質を帶びているわけですが、その土台というか基本は私的所有と社会的分業に基づく生産、つまり商品生産に求められます。そのうえに、機械制大工業の形成を画期とする独自の資本主義的生産様式がそびえたつというのは、皆さん周知のとおりです。ただ資本主義的生産様式の発展と資本蓄積はその土台ないし枠組みとして商品生産の一般的原理、市場原理を前提にして進行する。そこでは労資関係は自由・平等の契約の形式のもとで展開される。これも御承知のとおりです。

だが同時に、資本の蓄積は形式的には前提とされる労資の対等平等性を掘り崩す形で進行します。ここに商品交換の一般的原理と資本蓄積の法則との間に矛盾がでてくるわけです。ただし、ここで矛盾というのは価値法則と剩余価値法則との間の矛盾を言っているわけではありません。価値法則と剩余価値の取得とは、労働力の商品化によって一応矛盾なく調整されている。また、ここでいう矛盾というのは労働現場における支配と抑圧という意味での矛盾をさしているというわけでもありません。この支配関係に関連しあってはいますが、そして労働現場におけるこの支配・抑圧関係は当然なことながら重視しなければならないのですが、いまここで指摘したい点はそういう意味での矛盾と同一ではありません。

労働過程における問題なり労資の敵対関係を分析する場合のキーワードは精神労働と肉体労働の対立関係にあることは言うまでもありません。技術の変革を不斷に伴う過程における精神労働と肉体労働の対立関係が、商品交換の一般的原理である労資の契約関係と矛盾してくるということ、この矛盾をここでは見てみたいということです。言いかえると、精神労働と肉体労働の対立が労資の対等平等であるはずの契約関係にいわば反作用して、そこに労働者の独立し

た人格が脅かされてしまうということ、この問題があらわれるわけです。この矛盾というのは、労働現場というよりは資本主義の社会体制全体にかかる問題です。

資本主義がその前提にした労資関係の自由・平等形式が事実上形骸化され、蹂躪されてしまうという事態、資本主義の発展過程におけるその典型は周知のとおり、機械制大工業の出現下で大量に導入された婦人・児童労働にあらわれました。『資本論』が指摘しているように、当時、婦人・児童労働の進行はただちに労資の契約関係に矛盾するものとしてあらわれました。なぜかと言うと、家父長制が残存している社会のもとにあっては、婦人・児童労働に伴う労資の契約関係は「夫が妻を売り、父親が子どもを売る」という形式下におかれたからです。これは独立した人格を前提にした労資の契約関係とは明らかに矛盾した事態です。そこでは一個人が自らの自由意思に基づいて労働力を処分するわけではありませんから、奴隸制に近似的ないし家内奴隸制的関係が労資関係にまとわりついている。

そこで、資本主義がその体内においてよび起したこの矛盾は、労資関係に対する社会的介入によって解決されなければならない。婦人・児童労働の制限や彼らの社会的保護に乗り出した工場法は、標準労働日の制定などとあわせて、こういう意義を持っていました。近代工場法はさしあたりは、『資本論』の言葉でいと、「死と奴隸状態」からの救済措置として登場してきたわけです。

■日本型企業社会における「超近代性」と「非近代性」

さて、以上のような視角を生かしてこの日本社会を見てみると、日本型企業社会の問題なし矛盾は、資本主義確立期の婦人・児童労働と同じというわけではもちろんありませんが、新しい内容において上の矛盾を再現しているところがあります。たとえば、さきにふれた過労死というのは人格の文字どおり抹殺ですから、独立性の否定をはるかにこえた全人格の否定です。サービス残業というのは、時間ぎめで労働力を販売する労資間契約を侵害する事態です。また、

単身赴任の横行は憲法において「相互の協力により、維持されなければならない」とされた婚姻関係や夫婦生活に対する挑戦であり、諸個人の人権にたいする侵害行為と言ってよいと思います。これらは一言でいと、日本型企業社会が労働者的人格的独立性を形骸化する事例と見ることができます。

したがって、日本型企業社会の編成構造を見る場合、きわめて重要なのは、商品生産原理の近代的形式と日本型の資本蓄積とが衝突し、火花をちらすこと、この点に着眼することだろうと思います。日本の諸企業は、高まる国際競争のなかで、世界に先んじた新技術の導入をはかる一方、同時にその技術・労働の変革過程において、日本型企業社会の編成原理に媒介されて近代的とは言いがたい労資関係を再生産していく。いわばウルトラ・モダンといいかポスト・モダンの技術を採用・発展させながら、同時に、他方でいわゆるプレ・モダン的、非近代的労資関係を伴うわけです。

今日は、日本型企業社会のプレ・モダン的性格に注目された十名さんがおみえですから、後で議論になるだろうと思いますが、この点について一言つけ加えておきますと、ご存じのとおり、渡辺治さん（一橋大）が「資本主義の過剰貫徹」という表現で日本社会を特徴をえぐったことがあります（『日本型企業社会の構造』第1章参照）。この場合、「過剰貫徹」という表現に込められた意味内容は、東大社研のなかの経済学の議論が背後にあって、簡単には片づけられないのですが、ここでの議論にひっかけて言うと、それは近代的労資関係を逸脱するほどに資本主義が野放しの形で徹底する、したがって労資関係の一般的原理を侵犯するほどに資本の力が強い、といったことを意味しているのだろうと思います。

十名さんは、これを「資本主義の過剰貫徹」というよりは、日本型企業社会の前近代性のあらわれとしてつかみだしたわけですが、私はお二人が着眼した点は、ある意味で両面あるのだろうと思います。というのは、さきに説明したように、日本型企業社会のもとでの資本蓄積はその高蓄積のテンポや超近代型技術の導入という点からみると、資本関係にたいする社会的規

制がきわめて緩いために、ウルトラ・モダン型の様相を伴うが、同時に、その帰結としては絶えず近代的契約関係を逸脱した非近代的労資関係を伴っていくからです。ただし、後者の側面を「前近代性」と言うと、何か資本主義以前のものが復活ないし残存しているというふうに理解されますから、「前近代」というよりは「非近代」と言ったほうがよいのではないかと思います。渡辺・十名お二人の折衷のような形になるかもしれません、ここではさしあたり、超近代的な技術と労働関係の変革過程は同時に非近代的労資関係をまとわりつけて進行する、という形で日本型企業社会をつかんでおきたいと思います。

■近代工場法の世界と企業にたいする社会的規制
話をもとに戻して、ここで重要な点は、日本型労資関係の発展が近代的契約関係と衝突していくということです。だが、ここに生まれる矛盾を人々が意識のうえでどのように反映するか、これは主体形成論の重要な一部ですが、その水準は民主主義や人権の社会的水準によって左右されます。つまり人格の独立性がどの程度保障しているか、その権利水準や社会制度のあり方によって、矛盾を矛盾として認識できる度合は異なってこざるをえません。これを一般化していくと、日本型労資関係の生み出す矛盾は一般民主主義の水準に規定されながら、主体形成に道をひらき、その解決なり打開なりの道にむかうということです。

ではその方向とはどういうものか。それを工場法に再度たちもどって考えてみると、先にもふれたように工場法は労資関係がうみだす「死と奴隸状態」に対する防止措置でした。日本型企業社会の問題にそくしていると、「死」というのは過労死のような生命の抹殺、「奴隸状態」というのは労働者の人格的従属だと考えればよいと思います。したがって、工場法というのは、『資本論』の説明によると、さしあたりは労働力商品の売り手である労働者の人格的独立性を確保・保障するための社会的・意識的規制ということになるわけです。要するに、それは労資間の自由・平等の契約原理を守る措置として機能した。近代的契約関係を逸脱して労働者を

「死と奴隸状態」に追い込むことがないように、一つの社会的な歯止めをかけたということです。

そのかぎりで言うと、近代工場法は資本主義を商品交換の原理の舞台に引き戻す役割をもったとは言えても、それ自体がただちに資本主義体制そのものを覆す意義をもったとは言えない。だが、そういう体制変革の視点からみれば、いわば消極的意義しかもちえない工場法であっても、ひとたび民主主義的人権の発展と変革主体形成の視点からみれば、そこには資本主義を乗り越える意義を発見することができる。この点は、これまで基礎研で議論してきましたから、私がここで繰り返す必要はないと思います。たとえば、労働日の制限と自由な時間を物質的基礎にした労働者の発達、家父長制への介入と家族構成員の人権の社会化などは、その代表的な例です。

ですから、工場法をてがかりとして日本型企業社会の規制を考えると、まず近代的契約関係のもとに労資関係を封じ込めるというか、いわば「正常化」すること、そのための社会制度を憲法を枠組みにした民主主義的人権水準に依拠して創造すること、そしてそのなかに新しい労働の主体形成=発達の展望を発見すること、こういう視点が必要になるのではないかと思うわけです。

そこで、この点をいま少しあちいって考えみたいと思います。

III. 企業社会からの自立の指針

■労働力商品化の部分的止揚か、

労働力商品化の逸脱か

まず、日本型企業社会からの労働者の自立を考える場合に争点となるのは、日本型企業社会が労働力商品売買契約の形式を踏みにじる所に生まれる社会問題を総体として労働運動の課題にしなければならないということです。労資の契約関係の形式を踏みにじる問題は、要するに再三強調してきたように人格的独立性が侵害されたり形骸化されたりする問題ですが、この問題は肝心の人格的な独立性を保障する人権水準や社会制度が不十分な状態におかれている場合には、各自の意識のうちに反映されないし、自

覚もされない。こういうことは「企業戦士」のなかにはまま見かけられることです。

したがって、私たちは現代日本の民主主義的人権水準と憲法体制に依拠して「日本型企業社会が人格の独立性を侵害して生まれる社会問題」に目をむけ、まさにこれを労働者階級の階級的問題として位置づけなければならない。労働現場の精神労働と肉体労働の対立問題も、そもそも労働者の側の人格的独立性が保障されていないと、対立が対立として認識されえないことがあるわけです。その意味で私は、現代日本における「独立した人格」範疇の持つ意義を強調しておきたいと思います。

その1つの理由をここで論争風に申しあげますと、たとえば、東大社研の柴垣和夫さんたちの日本型の「会社主義」の評価にかかわる議論があります。その議論によれば、「日本型会社主義」のなかでは擬制的意味ではあるけれども、すでに「労働力の商品化が部分的に止揚されつつある」と主張されています。その根拠は、社会保障とか失業保障、最低賃金制などの社会的制度を背後にもちつつ、日本企業の労働現場においては、いわゆる現場主義とか小集団管理に見られるような分権・参加型の管理などによって、労働力の商品化が部分的にはあっても廃棄されつつある、というものです。その昔、「構造改革論争」のなかで「しひびよる社会主義」という議論がありましたら、柴垣さんたちは、労働力商品化の止揚を社会主義の原点と見る「宇野派史観」に依拠して、現代日本ではまさしく「クリーピング・ソーシャリズム」の中にあると主張しています。

この議論では、「クリーピング・ソーシャリズム」の中の日本は、歴史上でも稀にみる高い生産力を支える会社主義的組織を築き、効率性という点からみるとまさに世界に冠たる地位をものにした。あとは、労働組合に頑張ってもらえば、旧ソ連などとは異なった社会主義の実現に期待がもてる、といった議論になっているようです。

端折って言うと、この議論は肝心の人格的独立性概念を軽視している点で、まったく誤っていると私は思います。日本型企業社会のなかに「しひびよる社会主義」を発見するなどとい

離れ業は私には到底できません。それは、ソ連体制の失敗を見ても明らかのように、労働者ひとりひとりの人格的独立性や人権水準の重要性を考えるからにはなりませんが、日本型企業社会というのは、人格的独立性を踏みにじる点で、それこそ先進国中世界に冠たる地位を占めていると言って過言ではないからです。小集団管理だの提案制度だの現場主義だのといった日本型経営の特質をいくらあげても、そこには「労働力商品の部分的止揚」を議論する余地はないと思います。なぜなら、労働力商品の廃棄なり止揚を考えるためには、そもそも労働力商品の担い手である労働者の人格的独立性が前提として担保されていなければ話にならないにもかかわらず、「クリーピング・ソーシャリズム」論はこの人格的独立性の問題にきわめて鈍感だからです。

これは私だけの議論ではなくて、日本型経営を分析する多くの方々が指摘している点で、およそ日本型経営の特徴というのは「単に労働力商品を企業に販売するだけではなく、その人格まで企業に包摂されてしまう」点にある、というのは常識だろうと思うのです。だから、逆説をもて遊ぶのではなく言えば、日本型企業社会の問題は、柴垣さんの言う「労働力商品の止揚の部分性」にあるのではなく、その止揚・廃棄以前の「労働力の商品化の逸脱」にある、というほうが適切です。なぜなら、労働力の商品化では独立した人格当事者どうしの取引という原則が前提とされるのにたいして、日本型の企業社会においては、その前提の人格的独立性が侵害されているのであって、課題を言うならば、「労働力商品の止揚」というよりもむしろ「労働力の本来の意味での商品化」が争点となっているとしたほうが妥当だからです。言い換えると、現代の日本では「労働力の商品化」が問題だというよりは、むしろ「労働力をこえた人格の商品化」が問題になっているのですから、労働力の商品化のもとでの人格的独立性の復位こそが課題とされなければならないわけです。

労働者は人格的独立性をもちながら、なおその労働力の处分権を企業の売り渡して、資本による労働過程の支配を受けいれざるをえないが、同時に、労働力という商品はその担い手である

労働者的人格と不可分一体であるから、労働者は人格的独立性に依拠してその労働力の消費過程、つまり労働過程に介入することができる。ここに労働運動が労働現場において発展する展望が根拠づけられるわけですが、この構図をここでは確認しておいて無駄ではなかろうと思います。要するに人格的独立性というのは労働過程に介入できる社会根拠としてもきわめて重要なわけです。

■戦後日本の市民法・社会法論と

主体形成のかかわり

つぎに、いまの話とかかわって、「労働力商品の売買契約の正常化」と「労働力の商品化を乗り越える主体形成の展望」との両者をどのように考えるか、という問題がでてきます。これは言いかえると、一方での労働力の商品化の土台をなす商品交換の原理とそのうえにたつ市民社会の構造と、他方での労働力商品化の論理をこえる階級主体の発展、この両者の相互関連をどのように考えるかという問題です。簡単にいふと、市民社会の論理と階級対抗の論理との相互関連をどのようにつかむのか、という古くからの問題がでてくるわけです。

いささかの勇気というか、誤りを恐れぬ蛮勇をもってしゃべらなければならないのですが、この問題は、戦後日本の法・権利論における「渡辺・片岡論争」が先駆的な問題提起をしていたと思います。本日は労働法の大家の西谷先生がいらっしゃいますので、私が言うのはおこがましいかぎりですが、そして間違っていたら御訂正をお願いしなければならないわけですが、私が学生の頃に勉強した記憶をあやふやながらたどっていると、市民社会の論理と階級対抗の論理の関係は、「渡辺・片岡論争」では「市民法・社会法論争」として問題にされてきたと思います。

私の記憶では、渡辺洋三先生は資本主義社会における労働法・社会保障法などの社会法を根拠づけるにあたって、それらが近代社会がうみだす市民法の延長線上で、法社会学的に言うと、資本主義社会が許容する範囲内の秩序において社会法は形成・発展をみるとされ、さしあたり工場法などの労働法体系は資本主義社会の論理

と整合的にその枠組みに包摂され形で発展すると解釈されていたように思います。というか、法社会学的にいふと、資本主義社会のなかであっても、社会法は十分に根拠づけられるということを武器にして社会権の保障を前進させることができるということを強調されていたように思います。

これに対して片岡昇先生は、労働法というのは、さしあたって労資関係の契約を近代的形式の対等平等のもとおくという課題をもって登場したとしても、その労働法を発展させる契機なり法思想というのは近代的労資関係の枠組みを乗り越える内容をはらんでおり、社会法は市民法の枠内に包摂される傾向をもちながら同時にそれを越える新しい人権概念を内包している、という論点を強調されていたように思います。渡辺先生が社会法を市民法の世界にひきよせながら根拠づけようとされたのにたいして、片岡先生は社会法が市民法を越える内容をはらんでいることに力点をおいて、たがいに人権論を発展させようとしていると、私などは未熟な学生の頃に理解しておりました。

私の青くさい思い出は誤った理解かもしれませんのが、ともあれ、以上のような形で「渡辺・片岡論争」を思いおこしてみると、これまでに話してきた今日のテーマとそれは重なりあうことがわかるだろうと思うのです。つまり、渡辺説は、日本型企業社会が近代的労資関係を逸脱する時の問題を市民法の自由・平等原理からみても異常だと批判する根拠を提供し、さしあたって労働者的人格的独立性や市民法の人権から現代民主主義を前進させる武器を準備した。それにたいして、片岡説は、さきに工場法で少しふれたように、当面は近代的労資関係の形式的契約関係を遵守する意義をもつにすぎない労働・社会法のなかに、たとえば「人間の尊厳」といった新しい権利理念を発見し、それをがかりにして市民法を乗り越える法思想や主体像を理論化しようとした。両先生は、いわば工場法の2面性、すなわち一方では労資関係を近代的契約関係の枠内におきもどしつつ、他方では近代的労資関係そのものの打破を展望する主体形成や権利概念の発展に道をひらく、という2面性の問題にかかわる議論にとりくんだと考えられる

わけです。

いさか牽強付会というか、我が田に水を引くような話になったかもしれません、かなり昔のあいまいな記憶に依拠した話にここで時間をさいたのは、要するに、労働力の商品化とそれを囲む近代的契約関係の市民法の世界と、他方での労働者階級のまさに階級的な主体形成の問題とをどのようにつないで理解するかが、以前から議論になっており、その場合、両方の論理を媒介する環として他ならぬ「人格的独立性」という概念が浮かびあがってこざるをえないということを言いたいがためにほかなりません。

そこで、話が出発点の人格的独立性概念にたちもどったところで、主体形成の議論にもう少しあちいって話を進めてみたいと思います。

IV. 主体形成論の系譜とその回顧

■エースト論を軸にした人間類型論の系譜

まず、これも準備のための時間が十分とれなかったために、厳密な文献考証をふまえてお話しすることができないのですが、思いつくまま、戦後日本で議論されてきた主体形成論を回顧しながら、ここでの主題である企業社会からの自立主体の形成と人権を考える視点を検討してみたいと思います。

戦後日本で主体形成論に1つの大きな潮流を築きあげてきたのは、御承知のとおり、M・ウェーバーの影響を多分にうけた、エースト論を軸にした人間類型論です。これは周知の大塚史学による近代的市民類型から、現代の社会学で議論されてきた労働主体の人間類型論まで、さまざまな広がりをもって議論されてきました。この議論の特徴は、一定の社会的理念なりエーストの扱い手、またはある型をもった意識の扱い手を市民や労働者のなかで析出し、理念型としての市民・労働者を検出するというところにあったように思います。

たとえば、労働者の場合だと、働く意欲をもち、技術的向上心も保持しつつ、企業からの自立も考え、個人としての強さや連帯感も失っていない労働者像というものをまず検出し、そうした労働者像に近い人々が大企業のなかにどのくらい発見しうるか、こういう研究が「大企

業労働者の主体形成」論として行われてきた経過があります。工場調査や労働者意識のアンケートなどがそのための利用されてきたことは言うまでもありません。これは労働者のエーストなり意識類型を手がかりにした人間類型論の一種であったと思います。

私がこの種の議論の問題点として思うべきことは、人間類型の検出という方法は何といつても労働者諸階層の分類・類型化にとどまっており、主体形成の道筋なり法則性なりを理論化するものではないのではないか、ということです。ひらくいうと、人間のタイプ分けは人間の発展・発達を考える際の一階級ではあっても、人間の発達の見通しや主体の形成過程を解きあかす議論にはなりえない。それどころか、へたをするとイデアル・ティップスに基づく人間の類型化は階級意識に合致しないタイプの人間を切り捨てるにもなりかねない。たとえば、その昔、田中先生たちが指導された障害者運動では、障害の類型化にとどまっていた教育論を発達論に依拠した教育論に転換する歴史をへてきた経緯がありますが、そういう類型論と発達論との違いということを労働者の主体形成でも考えなければならないと思うわけです。

もちろん、エーストの差異に着眼した主体形成論は労働者のタイプ分けに終始したというではありません。たとえば、70年代の後半には労働者の意識の問題として、私生活保守主義だとか私生活合理主義といったエーストの広がりが議論されたことがあります。つまりマイホーム主義に代表されるミーアズムの浸透が問題とされ、その内面からの克服、いわゆるマイホーム主義の内面的超克が主体形成の一重要課題として議論されたわけです。その内面的意識の形成過程そのものは、確かに主体形成の一部ですから、これは単なる人間類型論にとどまらない視点をもっていたと言ってよいと思います。

だが、70年代の後半から本格的に問題となってきた日本型企業社会の編成構造では、マイホーム主義などの生活意識とか生活利害に重点をおいた企業支配の構造というよりは、どちらかというと労働・生産過程における労働者支配の構造が正面に躍りでることになりました。わりきった言い方をすると、「マイホームのためには、

よらば大企業のかげ」という所から私生活合理主義の限界をみると、「マイホームのために企業の支配を受容せざるをえない」という所から会社第一主義の根拠を検討するというよりは、労働・生産過程における日本型労務管理の構造から企業社会の基盤を解明する、という方向に議論の力点が移っていったわけです。

となると、マイホーム主義に代表される生活利害への執着に主体形成の障害をみるだけでは、少なくとも企業社会からの自立を展望するには不十分ということになります。なぜなら、企業内部の労資関係の日本型特質、精神労働と肉体労働の対立の日本の特徴というものが、企業社会からの自立の障害をつくりだしている点に着眼しなければならないからです。

そこで問題になるのは、1つはエートス論の系譜を労働・生産現場に継承・適用する流れがでてくること、いま一つは労働・生産の日本の特質から日本型企業社会の構造をあらためて分析する議論が活発になってくること、この2つです。前者のほうは、日本型経営における企業支配の内面的受容論としてこれまでに多くの議論を積み重ねてきたと思います。今日はこの議論にたちいることはやめにして、次にここではとり急ぎ後者の系譜にかかる主体形成論に目を移したいと思います。

■社会化論と階級結集論による主体形成

最近はいさかすたれ気味ですが、主体形成論として我が国で議論されてきた第2の潮流に、「生産力の発展をベースにした社会化論」のアプローチがあがってきます。まず労働過程では生産の社会性の発展に伴って、労働者の集団性や組織性、規律性といった資質と共に利害関係が発展し、同時に生活の領域にあっても生活の社会化を反映した共同性や社会性の高まりがみられる。労働運動やその担い手の発展の基礎を労働・生活の社会化に求めるこの議論は、よく知られていることですから、ここではさして説明の必要がないだろうと思います。

ただ、労働過程に目を限定してみると、生産における社会化の進行があるといつても、資本主義的生産様式のもとでは「労働の生産力が資本の生産力に転化する」傾向が避けがたいため

に、ただちに「社会化」が労働者の主体形成につながるとはかぎらず、むしろ労働者の側の労働疎外や貧困化を招くことにならざるをえない。つまり、一方では生産の社会性の発展によって団結や集団性の基礎が築かれ発展するものの、他方では労働者側は貧困化する、という「一方・他方説」になってくるわけです。肝心の主体形成そのものの道筋は明らかになってこない。それをおして、あくまでも生産なり労働の社会化に主体形成を直結させようとすれば、それはいわゆる「生産力主義」の誤りに陥らざるをえない。

実際、現代日本の生産力の発展、技術革新の進行、企業内・社会内分業の発展は、ただちに主体形成を導きだしたとは言えず、まさに日本型企業社会論がクリアに問題を提起したように、むしろ企業による労働者の支配と拘束の強まりをもたらしてきたわけです。労働の社会化の成果は、企業活動に対する社会的規制なり人権保障の社会制度なりをぬいた場合には、資本の側の成果に終ることを示してきたといってよいと思います。

そこで、うえの「一方・他方説」に引っかけていいますと、労働の社会化の他方の側、つまり労働者の側の貧困化に主体形成の契機を求める議論が登場してくることになるわけです。議論の系譜からいうと、「登場」というよりは、「貧困化→主体形成」という発想はいわば伝統的な考え方ですから、再現といったほうがよいかもしれません。この議論は、資本主義の発展過程で進行する労働者階級の数の増大と、その内部における貧困化をバネにした階級結集に主体形成を展望しようとする議論です。貧困化論をベースにした階級結集論というべき考え方です。

この理論にもいくつかのバリエーションがあると思いますが、おくくりでいうと、階級結集論の基本は労資関係の敵対性から生まれる労働者の不満や怒り、また労働・生活に根ざした要求に着眼し、また組合運動のなかで労働者の教育や発達を考える、というものであったと思います。資本との闘争過程ないし闘争の組織化過程で変革主体を展望すること、このことを重視するというものでした。

私は、この議論にケチをつけるつもりは毛頭ありません。労働者の要求や運動、組織の重視、階級闘争と結びつけた主体形成の理解などは、いわば当然のことであって、常識だと言って過言ではないと思います。にもかかわらず、うえのような階級結集論では、現代日本で最も重視されている民主主義の徹底とその担い手の形成を見る場合には不十分さが残ります。

これを先の西谷先生の問題提起にそくして言うと、労働者諸個人の発達と階級としての発達との関連が十分解きあかされていない、ということです。社会の民主主義的変革を考える場合には、ソ連体制の崩壊を見ても明らかように、とりわけ民主主義的人権に担われた個人の発達をどう考えるのか、また日本型企業社会の編成にみるような労使一体の労働者支配の構造を打破することが課題となっている時には、労働者諸個人の自立と階級としての発達の相互関係をどうとらえるのか、これらが特に問題とされなければなりません。

理論的にいうと、貧困化論をベースにしつつ主体形成を考えるというのは、一方での貧困化と他方での主体形成の間には深い溝があり、しかもその溝は「貧困化」と「発達」というあたかも正反対の両極の間にある溝ですから、簡単には埋められない。貧困化から発達へというのは、まさに弁証法的逆転の関係にありますから、両者を理論的にブリッジするにはそれ相当の困難が伴うわけです。基礎研で「人間発達の経済学」にとりくんできた一つの理由は、この理論的なアポリアをどう突破するかという問題意識があったからだと思います。

■ 「人間発達の経済学」と主体形成論のつながり
そこで最後に、基礎研のなかで議論されてきた発達論を回顧して次の議論にバトンタッチすることにしたいと思います。「人間発達の経済学」には、本日お話ししていただいた田中先生の発達論に多分に触発されたところがあるのですが、それは人間の発達の物質的基礎を資本主義の発展にそくして法則的に確かめながら、それを先の社会化論とはちがって、いきなり主体形成に結びつけるのではなく、「潜在力の顕在化の過程」として理解する。つまり、資本主義社

会はその生産力の発展をベースにしつつ、労働者に人格の独立性や諸能力の発達を促す潜在力をつくりだす。ただし、労働者のなかに蓄えられるその潜在力なり潜勢力は自動的に顕在化するわけではない、と見ます。

労働者のなかに蓄積される潜在的諸能力というのは、もし資本のもとで顕在化すれば、それは先にもふれたように資本の生産力としてあらわれるわけです。だからその場合には、労働者の発達ではなく貧困化の世界が待ち受ける。これを労働者自身の発達として顕在化するためには、民主主義的人権ないし民主主義的社会制度・ルールというものを準備しなければならない。

したがって、「人間発達の経済学」などでは、一方では労働者の潜在的諸能力の形成・発展過程をおいつつ、他方では民主主義的人権や制度の発展を追う、この二段構えといいますか、二条の論理で主体形成を法則化して考えるということになっていたと思います。言い換えると、潜在力の形成と民主主義の発展という二つの軸をもった橿円上で人間の発達を考える、というかっこをとったわけです。

そこでこれを本日の前段の話に結びつけて言うと、労働者の人格的独立性とそれを保障する人権の社会的水準、これが発達の潜在力を顕在化させる度合を左右する。民主主義的人権の水準を人格的独立性の水準に置き換える作業をしながら、その人格的独立性をキーワードにして労働者の発達を考えれば、より一歩主体形成論の含意に近づくのではないか、というのが私のこの報告の趣旨になるわけです。

話が長くなっていますから、以上のような主体形成論をめぐる従来の議論を頭にいれて、とり急ぎ、冒頭でふれた主体形成と共働き家族の関連について話を進めたいと思います。

V. 共働き家族への着眼と 人権・社会制度

共働き家族の持つ積極面を考えるということは、先にふれた議論にそくしていうと、労働現場からというよりは、生活部面ないし労働力再生産過程から主体形成に迫る議論になります。労働過程にそくして人格的独立性の課題を考え

るというアプローチももちろん重要であり、その一部は私自身は『日本型企業社会の構造』終章において試みました。問題は、労働・生活のどちらから出発しようと、主体形成では人格的独立性の確保を媒介にして労働・生活両面における主体や自立の形成を考えなければならぬということです。

■共働き家族の持つ特徴

そこで、ここでは共働き家族に着眼した理由を若干説明しておきたいと思います。まず、日本型企業社会が生み出す過労死だの単身赴任だの企業戦士化だのといった企業の拘束性にたいして、その生活構造から最も矛盾を矛盾として感じ取ることのできる主体はどのような条件におかれた人々であるだろうか、これが問題の出発点です。そこに家族形態をおいた場合、片働きと共働きとの家族を対比して、企業社会による人格的拘束性と自らの自由な市民生活との間に衝突・矛盾を体得しうる家族となると、やはり共働きに軍配があがるだろうと思います。

共働き家族の場合、その正常な社会生活を営むにあたって、過労死の危険が迫るほどの長時間労働、家族生活を破壊するような単身赴任、夫婦関係を困難に陥れる企業への忠誠心などは、片働き家族以上に抵抗感が強いし、また共働きによる収入確保という条件があるだけに抵抗力も片働き以上に強い。しばしば女性論者が言うように、日本型企業社会といふのは家族における主婦の労働、家事労働を踏み台にして維持されてきた面があるわけです。

ただし、このように片働き家族と共働き家族とを単純に対比すると、先に指摘した人間類型論に近いタイプわけになってしまふのではないか、という叱咤を受けそうなので、一言断わっておくと、私の議論では一定の家族論が前提としてベースにおかれています。それは、資本主義の発展が共働き家族を波頭にたたせつ「互いの人格的結合に基づく家族」の形成をよびおこさざるをえない必然性をもっている、ということです。いわゆる「財産原理に基づく家族」から「発達原理に基づく家族」への家族としての発達論が前提にあり、その見通しのなかでの共働きと片働きとの対比を問題にしているわけ

です。だから、共働き家族でないと絶対にダメだという議論をしているわけではありません。

そこで話を続けると、日本型企業社会の矛盾を矛盾として把握する主体は、現代日本の家族においてはその典型を共働き家族に見ることができ、とりわけその中でも依然として家族生活を中心的に担う婦人、つまり共働き家族の婦人労働者に発見することができる。

角度をかえて、今日労働運動の主要課題になっている時短の要求を最も切実なものとして感じとることのできる主体は誰か。これも家族にひきよせて言えば、共働き家族、とくにファミリー層と呼ばれている比較的若い共働き家族です。共働き家族が時短の要求において最も先進的な地位を占めてきたことは国際的にも確かめられることです。

さらに追加していくと、男女同一労働同一賃金の要求について、また最近論争になった同一価値労働同一賃金の課題について、これを推進する主体は誰か。言うまでもなく、それは婦人労働者であり、特に共働きの婦人労働者ですが、しばしば指摘されているように、逆にその足を引っ張ったりするのは、片働きの男である場合がしばしばです。賃金に限らず男女平等の徹底は労資関係の構造に巨大な変化をもたらすものだ、と私は思っていますが、日本型企業社会をあるいは震撼させるかもしれない男女平等の推進に共感を寄せる点でも、共働きは片働きにたいして一日の長があると見なければならないと思います。

こういうわけで、家族生活や家族形態のあり様は企業社会の変革を検討する場合に避けてとおれない問題を含んでいるわけです。

■主体形成論における家族論の意義

主体形成に関して家族問題を切り捨てて議論するのは不十分だという論点、この点について多少脱線して私の思い出話をしてみると、これは相当昔の70年代後半の頃の話になりますが、今崎暁巳さんのルポ『三菱帝国の神話』(労働旬報社)を読んだことがあります。この本は全造船でも有数の三菱造船の労働組合が分裂させられる時に、第一組合のメンバーが企業の熾烈な労組分裂・破壊攻撃に耐えて、どのようにその良

心を守り、不屈の精神で労働組合にとどまっていたか、その過程を描いたルポでした。

ルポにはある中年の熟練労働者が登場します。彼は自分の仕事については家で話すことはしない、職場の苦労や悩みは決して家庭にもちこまない、といういかにも職人気質に旺盛な人物であったのですが、企業によるすさまじい迫害のなかで苦悩し、家族の将来に頭を悩ませながら、最後の決断の時に、自分のつらい立場を奥さんにうちあけるわけです。それは確か、自分が第一組合にふみとどまつて頑張ると、家族や親族にも迷惑がかかり、先行きは困難にみちみちているという告白でした。奥さんはその時はじめて、自分の亭主が企業のいじめにあって、どんなつらいめにあってきたかを知るわけですが、亭主が男としての誇りにかけて第一組合にふみとどまるという決意を聴いて、ふんぎりをつけ、いわば惚れなおして、逆に亭主を励ますわけです。「頑張りなさい、私も働きます、生活は二人でなんとかやっていける、だから男らしく組合で頑張ったらしい、なんとかやれる」といった励ましというか説得のようなことを女房は言い、亭主のほうはこれを受けて労働者としての誇りと良心を貫いて第一組合に残り闘うことになる。

私は、今崎さんにも直接申しあげたことがあるのですが、今崎ルポの優れた点は、こういう家族生活を背負った労働者の生き方なり闘い方を正面から描きだしている点にあると思います。労働者階級といっても、それは1人の男とか女という抽象的な存在ではなく、現実の社会ではそれぞの家族生活を営む階級なわけです。だから少なくとも家族問題と無縁なところで階級を議論したのでは話にならない。今崎ルポはこのことをリアルに教えてくれます。

ともあれ、こういうこともあって私としては家族と主体形成というのは何処かで結びつけながら考えていかなければならない、と思ってきたわけです。そこで、では、そもそも資本主義の発展過程でどのような家族が想定されてきたのか、という論点に目を移してみます。

時間の関係で論証ぬきで申しあげなければなりませんが、たとえば『資本論』が見通した家族の発展は、労働者家族における共働き化を基

軸にした新しい家族の形成にあったと思います。19世紀後半のイギリス・ヴィクトリアン期に熟練男子労働者と結びついてファミリー・ウエイジ（家族賃金）がつくりだされることは確かに、そしてそれにこだわっていわゆるマルクス主義フェミニスト潮流の家父長制論が活発化してきたことも確かですが、にもかかわらず、私は『資本論』におけるマルクスの見通しは共働き家族の増大・普及にあったと思います。たとえば、貧困化論における労働力の価値分割論はその一例です。

マルクス・エンゲルス両人がその家族論において先述の「財産原理に基づく家族から人格的結合と発達原理に基づく家族への転換」という展望を議論したのは、資本主義の発展とともに進む共働き化の流れを見通していたことと結びついていたわけです。そこではまさに「独立した人格相互の直接的結合」としての家族が描かれていました。「独立した人格」という点にこの際注意していただきたいと思います。

いささか大胆な仮説を提起すると、こうした家族論をベースにしてみれば、資本主義における労働市場の成熟化という場合には、農村の労働力や零細事業の労働力の広域的労働市場への組み入れをさらにこえて、婦人の労働力化、共働き化の進行という世界に足を踏み入れた時に、はじめて「成熟」ということが言えるのではないかと思うのです。労働力の商品化が資本主義の原理的な出発点であるとすれば、男女を問わない労働力の商品化と共働きの普及という労働力商品化の成熟度が資本主義の成熟度を表現する、と言うべきかもしれません。

戦後日本の農村労働力の流動化と全国的労働市場への組み入れは、たとえば農家の次男・三男を資本主義的生産様式に包摂したわけですが、これは男女を問わない労働力の商品化という視点からみれば、まだ成熟した資本主義というか、完成された労働市場という地点には到達していない、と見ることができるわけです。先進資本主義という場合の「先進性」というのは、こと労働力の商品化の視点からみれば、男女を問わない労働者化の程度・水準によって計測されると言ってもかまいません。これは女性論の問題ではなく、資本主義をどのように捉えるかの経

済学の問題であると言わなければならぬと思います。

■北欧型福祉国家の青写真と共働き家族像

そこで、この男女を問わない労働力の商品化という視点にたって、資本主義は一体どこまで成熟しうるかを考えてみると、周知のとおり、その筆頭にスウェーデンが浮上してきます。スウェーデンでは婦人の労働力化は9割以上ですから、残り約1割の女性の就学だと病弱だとかの理由を考えれば、まず労働市場の成熟化は最高の水準に達していると見てよいと思います。もちろん、そこには婦人のパート化とか男女差別の残存とかの問題は残っていますが、今日はそれらの問題は割愛して議論をすすめることにします。要するに、スウェーデンは労働市場の成熟という点では、資本主義がどこまでつきすすむことができるかの現代的実例を示しているわけです。

ここで再び脱線して、以上のような資本主義と家族の関係に関する議論の脇道に目を注いでみると、たとえば上野千鶴子『家父長制と資本制』(岩波書店)あたりが主張する「資本制が近代的家父長制を生みだし、両者は相互依存の並存関係にある」といった議論は全く転倒した議論である、ということになります。この種の議論は近代的労働者家族の疎外形態を逆に資本主義のもとでの一般的家族形態と考える点において、マルクス主義どころか、疎外されたマルクス主義とよぶべきイデオロギーを示していると思います。資本主義が家父長制を新しく生み出すなどというのは、資本主義にとっては迷惑な話だらうと思いますが、先にふれたヴィクトリアン期のイギリスのバイアスを多分にうけたアングロ・サクソン系の議論に源流を求めることができますが、こうした議論は、現実に家事労働の社会化や共働きの進行のもとでやがて流行しなくなるのは目に見えていると思います。

上野流の「マルクス主義フェミニズム」というのは、理論的にいようと、いったい家父長制の物質的基礎とは何かを全く説明できず、したがつて資本主義がその傍らに絶えず家父長制をうみださざるをえないことを根拠をもって論証できていないという点にその脆さがあらわれている

わけですが、それは資本主義が家族形態や家族生活にいかなる変革作用をもたらすかを見誤っているからです。資本主義は各国それぞれの過去の共同体の歴史や土地所有・家族形態などの差異をかかえて発展するために、紆余曲折はあります、大局的にいえば、婦人の労働力化と共働き家族をおしすすめ、古い家父長制度の基盤をほり崩し、生活の社会化を進行させていきます。この流れのなかで、家族と階級の相互関係を問わなければならないわけです。

たとえば、このことは福祉国家の諸潮流にもあらわれていると思います。非常に割り切った言い方をすると、西欧型福祉国家のなかでも、その母国とされるイギリス型と現代的モデルとされる北欧型とは、その前提におかれた家族像が大きく異なる。端折って言うと、イギリスの福祉国家は片働き家族の主に男子労働者を主力とした労働運動とその政党（労働党）をバックにもって推進された福祉国家と言えるのではないか、と思います。ここでは、医療と年金、そして失業保険や生活扶助などの所得保障は全国的制度として形成されます。ただし、片働き家族像を残存させた福祉国家であるために、主婦労働なり家事労働なりを主婦層にわりあてる古さを残しており、保育から老人介護にいたるパーソナルな社会サービス、狭義の社会福祉サービスの発展は遅れるわけです。やっと60年代の後半以降になって、共働き化が進み、男女平等の流れが世論に広がる過程で、それらの社会福祉サービスはイギリス型革新自治体のなかにとりいれられるという経過をたどることになります。それでもイギリスは、フェミニズムが問題とするように、まだ男女差別が根強く残り、E C のなかでも女性の社会的地位が相対的に低い水準のままにおかれている。したがって社会福祉サービスの水準も先進的であるとは言いたい。

これにたいして、あらかじめ共働き化を前提にしながら福祉国家の形成にむかったのが北欧型、特にスウェーデンだろうと思います。ここでは、まさに60年代の後半、ちょうど現代日本と同じように共働きの割合が過半を迎えた頃から、今日の福祉国家像に近づいていきます。スウェーデンではその労働力不足を農村から補充する道にはすでに限界に達しつつありましたか

ら、婦人の労働力化によってカバーされるほかなくなっていました。そこで、共働き家族化を前提にして社会制度の組み直しをはかるとなればどうなるか。もはや婦人の力に依拠した保育・教育・介護等はあてにできないわけですから、社会保障・福祉の体系的整備が必要にならざるをえない。

イギリス型とスウェーデン型とでは同じ社会民主主義といっても、その背後にある家族像、そして男女観に大きな違いがある、それが福祉国家の型に投影されているわけです。その違いは、家族構成員の人権が社会化される水準の違い、そして老若男女それぞれの福祉・発達権などの人権を社会的に保障する制度の違いの形であらわれていると思います。家族というのは、そのあり方次第で、各種の社会権をうみだす母胎ともなれば、また眠りこませるベッドともなりうるいわば両義性をもった温床ですから、こういう違いがでてくるわけです。

おわりに

家族の問題は今日の日本の福祉問題にもあらわれています。たとえば、80年代に日本型福祉社会が構想された時に、その出発点におかれたのは「日本型家族」でした。70年代の末にあらわれた日本型家庭基盤充実政策でモデルとされた日本型家族とは、三世代同居の保育・老親扶養型家族です。子どもの保育と老親の扶養・介護はその家族、つまり具体的には妻や嫁の責任

とされました。この家族モデルの再建に結びつけ、それを福祉の受け皿にしながら、福祉見直しの日本型福祉社会構想は出発したのですが、御存じのとおり、これは歴史逆行を期待するようなものですから、80年代も後半にいたると、日本型家族モデルは破産が明らかになっていくわけです。

こうした変化を背後にもって、90年代の日本の福祉政策も多少の変容を余儀なくされるわけです。それはたとえば、ゴールドプランだの保育所の積極的活用論などにあらわれています。もちろん福祉政策の再検討は日本型というべき福祉の民活路線の台頭と結びついて進行中ですから、家族形態の変化からたちに福祉の充実を期待する楽観論に陥ってはならないわけですが、同時にそこに人権の新しい芽生えだと社会制度発展の契機を探りだして運動化することも見失ってはならないことだと思います。

要するに、共働き家族化というのは、そこに人権や社会制度を生み出す潜在力を秘めているということ、そして共働き家族化とともに進展する新しい男女がその潜在的な力を顕在化し、福祉等の社会制度を一步一歩築き上げ、それを人格的独立性を確保するいわば橋頭堡にして労働・生活領域における「自立」の道をきりひらくこと、ここに一つの可能性を見いだしたいということをもうしあげて、田中・西谷両先生の話とつながったかどうかわかりませんが、私の報告とします。

(にのみや あつみ 所員 神戸大学)

—予定討論 1—

企業社会からの自立と労働者文化

—過労死110番の経験から—

松丸 正

わたくしは大阪過労死問題連絡会の事務局長をしております。契約上の主体であり、かつ従属を緩和しようとする主体として労働者をとらえる、という西谷先生のお話がありました。同時に、企業から自立しようとする労働者がどういう文化をもった労働者として存在するか、ということを考えています。

去年ですと、労働者の側から時短とか、生活の問題が語られていました。しかし、今年に入って、急に関心が時短、生活から雇用、賃金にがらりと移って参りました。どういう文化を労働者がもつのか、それなしには企業から自立するといつてもその方向性がはっきり出てこないのではないかでしょうか。昨年の11月に大阪過労死問題連絡会でサービス残業110番を実施しました。なぜやったかというと、過労死が生じる背景はいろいろあると思いますが、ホワイトカラーの場合だと、必ずサービス残業の問題があるわけです。支払い残業時間でない、見えにくい労働時間、グレーな労働時間が、過労死を生み出す温床になっている。そこで、このサービス残業の問題に切り込んでみようということで電話相談に取り組んだわけです。おりしも不況、そして一方では時短が叫ばれていた時期ですから、まさかそれほど相談はないだろうと見込んでいたのですが、その日は朝から夜まで電話がなり続き、31件の相談を受けました。特徴を見ますと、3分の2近くが労働者本人ではなく、その妻や母親からの相談です。同時に、労働者本人がかけてきた相談でも、1件を除いて全部20代の青年でした。家族、若年労働者は必ずしも企業に従属することなく自立した意識をもち、その中で悩みながら企業のサービス残業という慣行に対して疑問を持ちつつあるということだと思います。

サービス残業の問題に取り組むなかでわかったことは、「不況」、あるいは「時短」という言

葉が、かえってサービス残業を潜在化させていいる、あるいは深刻化させているということです。支払残業の枠は、どの企業でも予算計画で枠が決まっています。不況のもとで、これまで50時間だったのが20時間になる。ところが仕事は減らずに、その差の30時間が新たなサービス残業になった。そういう内容の相談が4～5件ありました。また、「時短」がサービス残業を生む温床にもなっている。会社のトップから時短というかけ声が下のほうに回って来る。下のほうでは実際には仕事は減りませんから、それに対応しきれない。しかし、トップが時短と入っている以上、下から残業時間を上げるわけにはいかない。その結果、サービス残業が増える。こうしたサービス残業の問題についても、過労死の問題とあわせてぜひ全国的な運動にしたいと考えています。

労働者の意識ということでは、私的なことですが、最近このような経験がありました。わたくしの中学校の恩師が還暦を迎えたので、ある信託銀行に勤めているトップ・エリートのホワイトカラーをしている同級生といっしょに訪ねました。話があわないんですね。彼ははじめから終わりまで仕事の話をしている。そして、別れ際、「君、元気ないね。どうしたんだい。仕事の話があまりでなかったじゃないか」と言われました。ぼくは家のことばかり話したからです。彼の家庭もひじょうにシビアな問題を抱えているのですが、ほんとうに仕事に入れ込んで、それを一つの自分の生きがいとしている。それと自分の生きさまを比べてみたとき、必ずしもどっちの生き方がほんとうにいいのかはわかりません。労働者自身がどういう文化の主体として立ち現れてくるのか。1～2年前はそれがひとつのはやりのようになっていましたが、不況のもとでも、持続的に問い合わせてゆくことが必要だと思います。

(まつまる ただし 弁護士)

予定討論 2

労働者の意識、労働変化にどう対応するか

水野喜志彦

今日お3方の話を伺って、労働組合運動においても、発想の転換が決定的に重要になっていました。時間とわたしの力量の制約から、ここでは西谷先生のお話について感想を述べます。わたしは1953年ごろから、1955年の第1回春闘にも参加し、長い間労働運動をやってきて、今は年金者組合で活動しています。実は1昨年の2月、『日本の科学者』に西谷先生の「今日の労働運動と労働者の基本権」という論文が出ているのを見て、さっそく購入して読み、ひじょうに興奮いたしました。西谷先生の提起は、労働運動に携わる者ならば必ず受け止め、深めていかなければならない内容を含んでいると感じたわけです。

基礎経済科学研究所は、大阪にある民主法律協会と連携して過労死問題やサービス残業問題などに取り組んで参りました。そういう運動に参加している立場からのわたしの大きな関心は、過労死を生む直接の原因となっている長時間労働を規制する力をなぜ労働組合がもっていないのか、ということです。

高度経済成長のなかで、日本の労働者の生活様式や意識に大きな変化が生じてきました。一言で言えば、かっこつきで「豊かになった」ということです。「豊かになった」ことから中流意識が広がり、階級意識が後退してきた。総理府が昨年行った「国民生活に関する世論調査」を見ますと、「現在の生活に十分満足している」という人が3人に2人いるわけです。多少とも不満があるという人は3人に1人しかいない。

しかし、住宅問題、教育問題、環境問題、長時間労働の問題、高齢者問題、能力主義による労働者間の激しい競争など、「豊かになった」ことの帰結としていろいろな問題が深刻になっている側面があることも事実です。これらの点を掘り下げていくと、やはり権利の問題にかかわってくると思います。

1955年の第1回春闘に参加したときにわたし

たちがどういう話をしていたかということで思い出すのは、その当時は今と違って洗濯機やテレビのような耐久消費財はほとんど労働者の家庭にはなく、わたしが働いていた電話局でも電話をもっている人は課長クラス以上しかいませんでした。その時に、オルグ〔組織活動〕に行って訴えていたことは、「せめて洗濯機の1台ぐらい買えるような賃金をかちとろうじゃないか」ということで、「そうだそうだ」ということで盛り上がっていました。それが、高度成長をへて、今は電話はもちろん自家用車もある。もちろん家電製品はそろっている。ビデオもパソコンも持っている。そういう面では物質的に豊かになってきた。当時わたしたちは、生存権、憲法25条にある健康で文化的な最低限度の生活を実現するということを労働組合の役割の中心に据えていました。とにかく、食えないから運動する、ということです。戦後の労働運動は、食べるものがなく、住むところがないという状態から出発し、総評の結成に至ったわけですが、そのときの基本は「ものをとる」つまり物質的な成果の獲得ということで、それがずっと続いてきました。1975年のスト権ストの敗北以来、春闘は連敗が続いている。その原因について、労働組合が労資協調主義であるからだとか、いろいろと言われていますが、やはり労働者の意識が変化しているのに対して、労働組合の方針がかみあっていないところにひじょうに大きな原因があるのではないかと考えています。そういう状態から脱却しなければならない。

合理化と引き換えという面があるにせよ、賃金が上がって物質的に豊かになり、その反面、環境問題などの新たな問題が生じている。そういうなかで、労働組合も、従来の生存権を重視する方向から、13条にある「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」、いわゆる幸福追求権に重点を移していく必要があるのではないかでしょうか。そのことによって、それにふさわ

しい新たな運動の形態を見いだし、もりあがりをつくっていくことが可能になると思います。

もう1つの側面は、労働過程の変化です。わたしは長い間電電公社で働きました（最後の2年だけNTTでした）。その中で、労働過程は驚くほど変化しました。昔は、集団的に仕事をしていました。わたしが入社した昭和20年代では、例えば電話の敷設工事でも、みんなでリアカーを押して外に出て、電柱を建てたりしていました。あの当時はケーブルが鉛でしたから、雨が降ったら水が漏れて、ものすごく忙しくなります。そういう所に出かけて行って、古い熟練工が、鉛を溶かして中の悪いところを出して線をつなぎ、また鉛でふさぐという仕事をとる。革の手袋をはめて解けた鉛を扱うという、たいへん難しい技術を要する工事で、熟練工たちはそのことを自慢していました。それが今では光ファーバー・ケーブルになって、そういう仕事はなくなってしまった。あるいは、集団中心の仕事に代わって、個人の裁量で行う仕事が増えた。番号案内業務も、今はすべて1人がコンピュータのディスプレイ〔画面〕の前でやっている。そこでは、労働に対する個々人の要求が多様化していくわけです。この面を無視して、今までのように集団的ということでスローガンを出しても、労働者はなかなかついてこないのではないかでしょうか。

わたしたち基礎経済科学研究所では、労働時間の短縮問題、過労死問題を中心に集団的な研究を進め、1988年に『労働時間の経済学』（青

木書店）、1990年に『ゆとり社会の創造』（昭和堂）、1992年に『日本型企業社会の構造』（労働旬報社）を出しました。そこでのキーワードは、労働時間です。わたしは、労働者の基本的権利を構成する最大の要素が、労働時間であると考えています。これから労働運動は、そこを中心据えて構築されるべきだと思います。まず賃上げというのではなく、お金と自由時間のどちらが大切かと言われたらそれはもちろん自由時間だというように、幹部が頭を転換する必要があります。

西谷先生は、著書や今日のお話の中で組合の統制処分にもふれられています。わたしはこれに全く賛成です。わたし自身が労働組合から最高の処分である除名処分を受けて、ちょうど来年で30年になります。幸いにも、当時の電電公社はユニオン・ショップ制度をとっていなかったので、企業には首はつながりましたが。ユニオン・ショップは、労働者は団結すべきものであり、それを乱す人間を処分して当然であるということが建前になっていますが、実際は少数派を排除する制度になっています。やはりこれはなくさなければならない。二宮先生から提案があったように、個人を相互に尊重する、自立した個人が担い手となり、相互に成長してゆく、そういう集団をつくっていかなければ労働運動は変わらない、そういう点が大胆に提起された点でも、本日のお話には感銘を受けました。

（みずの よしひこ 基礎経済科学研究所事務局 元NTT労働者）

―― フロアからの質疑と報告者の回答――

[西谷報告について]

熊沢誠氏の所説について

A 熊沢氏は、要旨「最近の労働組合の機能のなかで比較的成功しているのは、フリンジ・ベネフィット（追加的な現物給付）の枠組みを決めることがある。うまくいっていないのは、労働者個人の競争をめぐるビヘイビアを規制する点である」と述べている。生活を守る手段とし

ての個人主義すなわち職場における競争を競争を規制することはどのようにして可能になるのか。また、競争という「機会の平等」に対抗する形での「決定の平等」という点についてもう少し説明を。

西谷 熊沢氏の分析の仕方は、個人主義と集団主義を、あれかこれかという形ではなくて、ある意味における個人主義、ある意味における集団主義を組み合わせて立体的に分析すべきだという点ではまったく賛成なのですが、その内容

については若干異論もあります。熊沢氏によれば、日本の労働者は価値規範としては集団主義的だけれど、生活を守る手段としては個人主義的である。しかしあたしに言わせれば、日本の労働者の価値観の変化における個人主義化を無視してはならない。そう簡単に集団主義的であると言い切れないところを見なければならないというのが第1点です。

第2に、熊沢氏は生活を守る手段が個人主義的になっているということで競争ということを強調されており、その論点では渡辺治氏などと共にしています。たしかに競争は大きな問題ですが、現在の日本の労働者の競争が、ほんとうに個人主義的な立場に立った競争なのかと言えば、必ずしもそうではなく、みんなが競争に参加するから自分も参加するという、体制順応的な競争という面がかなりあるのではないか。これは加藤秀一氏が競争的集団主義と呼んでいます。たしかに競争の局面では個人間の競争だけれど、どうしてもそれに参加しなければならないほど強制されているかというと、そうでない場合でも競争に加わってしまう。例えば教育でもそうですが、みんなが塾に行くから、親は塾に入れる。本当に塾に行かせることが必要かどうかは、必ずしも十分に検討されない。そういう意味での競争に加わる動機における集団主義的側面をあわせて見ておく必要がある。

第3に、熊沢氏は生活を守る手段としての集団主義を理想的なものと描いておられるようですが、わたしは必ずしもそう言い切れないところがあると思っています。一定の最低の基準の確立においては一定の競争規制が絶対に必要ですが、しかし、労働者が多様化している以上、労働者個々人で要求が違うという局面が必ずあるわけです。それを集団主義ということで画一的に規制すると必ずどこかにひずみが出てくる。一定の最低基準の保障とそれを越えた部分における各労働者の判断の尊重、そして、各労働者の判断を労働組合としてそれこそ集団主義的にバックアップしていくという考え方、その組み合わせによって労働組合の基本的な運動方針が決められるべきではないか。そういう点で多少熊沢氏とは意見が異なります。

日本の労働組合の根本的な問題が最低の規制

を実行する力が欠けている点にあるという点では、多くの論者と共通しますが、その先に目指すものとしては、やはり一定の基盤の上における多様性の尊重ということでなければならないでしょう。

女性層の位置づけ

B 女性層への目配りがもっと必要ではないか。著書では女性層についての言及も多く、その点十分位置づけられていると思うが……。若年層と違い、女性層は現在の社会システムを根底的に批判できるような悩みや矛盾をもっている。従来の労働者像においては、扶養家族をもった成年男子労働者がモデルになっている面があるが、今後の労働組合運動のあり方を考えて行くうえで、女性層の位置づけをきちんとしていく必要があるのではないか。

西谷 わたしは、これまで、男でもいろいろある、女でもいろいろある、と考えてきましたし、それを越えて、これから変革の担い手は女である、誰々であるという言い方はできないと思っています。ただ、男性と女性のおかれているさまざまな条件の違いが主体形成などの点でどのように具体的にかかわってくるかという点については、わたし自身の今後の課題にしておきたいと思います。

自己決定は放棄できるか？

C 自己決定を放棄する、ないし部分的に放棄するという自己決定は有効か。有効でないとすれば、どのような範囲で自己決定を放棄する自己決定は有効性を失うか。また自己決定を放棄する自己決定が現実に労働契約の場においてなされているとするならば、それを規制するうえでどういう法論理がありうるか。

西谷 これは、古くから奴隸契約が法律的に有効かという議論があります。自分が奴隸になるということを自由意思で契約することは認められるか。これは、民法的に言っても、そういう契約は認められないということでは一致しています。民放90条に「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効

トス」とあり、どんな自己決定においても、人間として守るべき一定の限界があり、それを超えた自己決定は、いくら自己決定であっても認めないというのが大原則です。ただ、難しいのは、その最低の基準をどう設定するかです。従来の考え方は、最低基準の方に目が行っていて、自己決定という要素、間違っているかもしれないけれど、本人がそういう決断をしたのなら、その決断は決断として尊重すべきではないかという視点が弱かったという問題があったので、あえて強調しているわけです。

価値観の多様化と最小限の基準

D 価値観の多様化と、人間が生きていくうえでゆるがせにできない絶対的な基準との関係にどのように考えればよいか。

西谷 価値観が多様であるといつても、人間としての最低基準は守らなければならない。また、この点に関連して、松丸さんの言われた労働者の文化について、わたしはその重要性を全く否定しないけれど、議論のためにあえて言えば、労働者の文化というものを外から定立して労働者に押しつける結果になるのはぜひとも避けなければならないと思います。大事なことは、労働者が企業から自由な時間を確保して、私的な生活においては自分がその組み立てを決定できるということであって、その決定の内容については基本的に労働者に任せられている。ですから、決定の内容について何か言うとしても、決定の自由を保証するということと次元を区別して論じるべきではないかということです。

労働時間短縮の話をしたときに、ある人が、「時間短縮をしても、そのぶん赤ちゃんに入りびたって遅くまで飲んでいたらしょうがないじゃないか」と言いました。わたしは、それは違うと思います。会社に拘束されて長時間働かされるのと、解放されて自分の決断で赤ちゃんに行くのとまったく意味が違う。それは区別して議論すべきであって、いっしょくたにしてはいけない。そういう点からすると、過労死の問題でも、われわれのような半ば自由業の者が、勉強が好きで働き過ぎて過労死するという問題と、労働者がいろいろな形で事実上の強

制を受けて過労死するという問題はやはり違う。それを労働者の文化と言ってしまうと、その区別がはっきりしなくなるのではないかという気がするので、あえて自己決定を強調しているわけです。

[田中報告について]

発達概念の内容

E 通常の場合、第Vの階梯の初期が高校入学であるということについて、人間の平均寿命がますます延びてきているなかで、人間がもっとのんびり発達してもよいのではないか。

F これまで発達という概念にはほぼ共通の理解があると素朴に考えてきたが、田中先生の報告を聞いて、実は多様な内容を含んでいるということがわかった。経済学の分野でも、現実の様々な具体的な問題とかかわらせながら、発達ということを客観的な概念として確定していく努力が必要になっている。また、発達概念の理解や発達へのとりくみの国際的な比較ということもたいへん興味深い。

田中 これまで研究を進めてきて、発達の概念については、10ほど吟味したい点があります。

「発」は、植物の芽が出るということ、「達」は動物がこの世に生を受けるということです。いずれも、へだてなく生を受けるということで、8世紀に唐代の中国で「発達」として重ねて用いられるようになりました。ですから、もともとの意味は、差別・選別がなく、へだてなく、ということです。個としてのみでなく——もちろん個を軽視するということではなく——協力する、すなわち個人主義的競争のもとでのみ追求されるものではないということです。到達点だけを評定するのではなく、前進、後退、ジグザグから教訓を引き出していくということです。これが、さきほど言られた「ゆっくり」ということの最も重要な中身だと思います。成果を蓄積し、共同の財産としてゆくことです。他人任せにしたり、あきらめるのではなく、協力を基礎に、自発的に問い合わせ、さらに深く考えるという、発達の主人公としての姿勢です。諸能力を系統的・多面的・総合的にのばしていくということ

です。ただ答えを短時間で巧みに出すだけという、浅い一面的な、「高得点低学力」とは別のものが追求される必要がある。人格と結合した諸能力の連関と発展をもとに実態を解明していくことです。人格の発達なき能力の発達では、人間の発達ということにはなりません。

その際、複雑な現象の本質にまで立ち入ってその本質の成り立ちを合法則的に明らかにしていくという独自の課題があります。「発達」という言葉を使えばそれでいいということではなく、それぞれの系における内的な合法則性を解明してはじめて「発達」ということが科学になっていくわけです。そうでないと、ひじょうに主観的に、変化したら発達であるとか、発達を機械論的にとらえたり、不可知論に陥ったり、発達を軽視したり、あるいは発達は差別であると言つて別の価値のもとにそれを否定するといった非科学的な認識になってしまいます。

“Development”という言葉は、ルネサンス時代に、古い時代の古い生き方を捨てて、新しい時代の新しい生き方をすべての人のものにすることを期して使われたわけです。「発達」という漢字も、唐の時代にそれに似た意味をもっていました。文明開化のときにこの言葉が日本で用いられるようになったときもそうでした。新しい出発をしてゆくという、価値実現のねがいとして使われた。それが新しい世紀を前にして、今日“Peace”や“Development”という大事な概念がどのようにわたしたちの価値になつていいているのか、実態を解明してゆく必要があります。そしてそれを、平和な社会における発達保障の権利としていくことです。

たんに高次化するということだけが発達なのではなく——根っこがぬけた高次化をしてもしょうがないわけです——どこまでも、弁証法的な充実、そして充実したことが、集団の基礎単位のところで価値あるものとして評価され、それが自立の不可欠な要素としてのSelf Relience（自分に対する信頼）の増大につながってゆくということがたいせつです。その点で、自己決定、人格というときに、自分に対する信頼が増していくということをどう科学化してゆくのか、しかもそれが個人としてだけでなく、家族、あるいは職場、その他の社会単位において評価さ

れていくのかということを問題にしていかなければなりません。

さきほど国内的な法律の概念を形骸化させないで、それぞれの系における発達がどういう内的な法則性と実態をもっているかを明らかにすることが必要だと申しました。このことは、日本政府はずいぶん国際的な努力の方向に背を向けてきた面があるということとの関係においても重要です。例えば、今年、国連で「独立国における先住民の権利に関する条約」が吟味され、日本でもアイヌ民族にそれをどう適用するかということが問われています。これまでのところ、「奴隸取引の禁止条約」、「集団殺害の防止および処罰にかんする条約」、「母性保護条約」、「強制労働の廃止条約」、「雇用及び出生における差別禁止条約」、「教育における差別禁止条約」、「人種差別撤廃条約」、「労働者代表者条約」、「アパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する条約」、「公務労働関係条約」、「家族的責任平等条約」、「拷問等禁止条約」、そしてさきほどの「独立国における先住民の権利に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「死刑廃止に関する条約」といった諸条約を日本政府は全部批准する手続きをとっています。これらのだいじな——絶対ということではなく、まだまだ不十分だけれども、それでもよりどころとなる——到達点に背を向けたままで、人権の再構築ができるでしょうか。これらの問題では、お金をかけることなく国際協力ができるわけです。

先住民の権利については、「進歩についての例外をなくす」ということが言われています。つまり、これまで書き言葉をもっていた人々の人権概念だったのが、まだ書き言葉を自分たちの進歩のうえで自らのものにできなかった人々についても、そこでの内在的な文化の発展、しかもそれを隔絶的でなく、現在の実態をふまえて、継承・発展させるということを等しく尊重するということです。児童の権利についても、やはり発達のうえで、まだ書き言葉を十分利用できる段階に至っていない、成人になる前の発達過程にある人たちの人権を例外にしないということです。死刑廃止条約は、戦争を廃止するということと結合していなければ不十分であるわけですが、生存のうえでの例外をなくす

ということです。このように、進歩、発達、生存のうえでの例外をなくしていく必要を掲げるということは、現状がまだそうなっていないということでもありますが、そのことをふまえて人権の再構築を、国内法の吟味も含めて、発達ということの中身がそれらとの関係でどうなっていく必要があるかという点から考えていきたいと思います。

条件の保障と結果の保障

G 発達の保障という概念に関して、人間の発達に必要な諸々の条件を平等に保障するという面と、ある水準まで発達の結果として到達するという結果を保障するという面とがあると思うが、条件の保障と結果の保障という両面の関係についてどう整理すればよいか。

田中 発達というのは価値実現の概念ですから、いろいろな権利条約の中でも、生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保するという目的を含んだ条件としてとらえられる必要があります。では結果についてはどうかと言えば、結果となる目標への直線的接近のみをはかり、回り道を厭うというように単一的な価値のもとへの従属を強いられるのではなく、結果はどこまでも相対的なものです。発達的自由の増大という点から、しかもそれが人格価値として、自分に対する信頼がどう増大していっているかという関係において発展的に結果と条件が吟味されていく必要があります。

最後に、「家族の発達を守れない労働者にならないように」ということを強調したいと思います。家族は社会の基礎的な集団であり、人格の調和のとれた発達、アイデンティティーの成立に際しての多様に開かれてゆく個性の基礎として必要です。その視点からの企業社会における人権の再構築をもっと追求できないか、という印象を持ちました。

[二宮報告について]

共働き家族の理想化に疑問

H 現実の共働き家族のうちでは、おばあさん

のいるところが、核家族の3倍以上いるはずです。そういう現実を見ると、共働き家族だから家事を分担していて、自立性が高いとは必ずしも言えない。共働き家族の共働き夫婦の双方がばあさんに従属している場合もかなりあるということを現実問題として認識しながら議論をしていく必要がある。

I 労働と生活とをつなぐ媒介的契機を労働契約にしほっているようだが、性別役割分業体制の批判ということを位置づける必要がある。どの家族においても性別役割分業が影響を及ぼしているのだから、共働き家族だけに注目するのではなく、現在の性別役割分業のあり方自体を克服していくということを、日本型企業社会の変革課題の中に入れていかなければならない。この点が基礎研の企業社会論のミッシング・リンク「失われた輪」であると常々感じている。

二宮 わたしは今日は、暗い話をするよりは、明るい話、権利や発達の話をするつもりできました。つまり、男女差別の現実の問題や、共働き家族が現実に抱えている諸問題をいちおう今日のところは切っているということをまずおことわりしておきます。もちろんそれはそれで考えねばなりません。しかし、いま重要なのは、権利、あるいは主体形成に関わる理論的可能性、見通しだと見て、あえて共働き家族というのを全面に押し出したわけです。極端な言い方をしますと、共働き家族が徹底していない資本主義社会は、いわば不完全な資本主義社会です。この点で、家族論を抜きにして資本主義社会の成熟やそこでの主体の形成ということを考えることはできません。これは機会があれば議論しなければならない問題です。

性別役割分業批判について、なぜわたしがあえて男女平等問題と言わないで、共働き家族として話を進めたかと言うと、それはこういう理由からです。例えば東京大学社会科学研究所の大沢真里氏は、「男女の性的分離が日本型企業社会の最奥の物質的基盤である」とまで言い切っています。そうだとすれば、男女差別がなくなれば日本型企業社会は崩壊することになります。しかし、それは少し日本型企業社会の構造についての評価が甘すぎると思います。そういうものではありません。資本主義社会は

男女平等をある面で許容します。男女平等がなくなれば資本主義社会は消滅するというものではなく、資本主義は男女平等を作り出しながら、生産力を発展させ、文化を発展させる側面がある、そこにダイナミズムがある。それを解くためには、さしあたり家族論を媒介にすることが必要ではないか。十分整理されてはいませんが、そういう意識をもっているとことを付け加えておきたいと思います。

M字型雇用構造をふまえて

J 労働時間をとらえる場合、マルクスは、労働時間の万人にとっての平等性を、労働者の団結や発達の根拠、条件、契機としてたいへん重視している。男子、とくに成年本工、正規社員の男子はめちゃくちゃな長時間残業をしている。そういう労働時間がまかり通っていれば、女性にも当然それは及ぶわけで、女性の労働時間も結局は男性と同等、あるいはそれ以上にならざるをえない必然性がある。労働市場でパートを雇用する、臨時工を雇用するという資本の側の経営戦略がある、社会的な参加意欲が高まって仕事をもつようになる、そういう事情はある。それは別としても、例えば家事合理化が進んで時間ができる。その時間がどうなるかというと、男が長時間働いている限り、必然的に2つの方向にいく。1つは、家事サービスの水準が高まったり、頻度が高まったりする。毎日風呂をわかす、下着だけでなく、あらゆる衣類を毎日ピカピカに洗濯する、というふうになる。もう1つは、社会労働、市場労働に参加する。いまの日本の状況では、パート化する。パート化したもので、家庭内労働と市場労働をあわせると、男性の殺人的な長時間労働と同じかあるいはそれ以上になる。比較的自由な仕事、医者、学者、弁護士などについても、強制される度合いは違いますが。結果的には、一般的労働者が忙しくなれば、それらの人々も忙しくなります。そういう意味で、労働時間は万人にとって強制であ

り、万人にとって平等です。そのうえで付け加えたいのは、わたしは過労死が共働き家族でないとか、少ないとかいう、そんなに甘いものではないと思う。過労死の事例で、共働きは結構あります。過労死は2人が共働きを維持する限り阻止できるといえないほどに資本の論理は貫徹している。逆に言えば、共働き夫婦にもさまざまな歪み、ひずみがあります。共働き家族を類型化する場合、もっと日本の現実にそくした類型化、結局M字型〔女性が卒業後雇用され、結婚・出産で退職し、その後再びパートなどで雇用される結果として生じる女性の雇用比率の曲線の形〕の雇用があるもとで共働き家族になっていく、その契機から出発する方が、もっと現実的ではないか。

二宮 共働きに関する私の報告の主旨は、まず第1に企業社会からの自立を家族形態の側面からも考えるということ、第2に、その場合、共働きと片働きとでは企業社会とのかかわり方ににおけるその違いが、たとえば過労死問題にもあらわれているのではないか、ということです。そのうえで、今日は資本=企業の強さを問題にするのではなくて、企業社会からの自立と主体形成がテーマですから、共働き家族がもちあわせている可能性をひきだしてみると主眼をおいたわけです。ですから、日本における共働き化のプロセスだと、過労死にいたる過程を直接に問題にしているのではなく、現実に多数となった共働き家族のもっている積極面とか、過労死にならない条件をできるだけ探求することにポイントをおいたわけです。共働きでなければ全然ダメだと、共働きであることをもってすべてを美化するとか、そういうことでは全くなく、資本主義がその発展過程でよりおこす共働き化の傾向の中に、なんども言いますが、貧困化や社会問題の契機を見いだすばかりでなく、新しい発展の可能性を探らなければならない、そういう主旨の報告であると御理解ください。



●記念講演

地域からみた医療と人権

勘 昭三

はじめに

「医療と人権」については、たくさんの課題があります。古くは医療事故の問題、障害者の医療、薬害、労災職業病の問題、最近では臨床実験、死、特に安楽死、尊厳死、あるいは臓器移植、体外授精などの問題です。けれども、与えられたテーマが「地域からみた医療」ということですから、きわめて限定的に、「医療の現場を中心にして人権を考える」というテーマで話をしたいと思います。それからもう一つ、社会保障、医療保障全体という立場から見ると、私がいまから話す内容は、非常に狭い分野になります。狭い分野からの私の思い、ということをご理解を願います。

I. 医療の現場でのいくつかの問題

(1) 医療事故の実態

まず日常診療の中での人権ということを考えた場合に誰でも思い浮かぶのは医療事故の問題です。2月23日の新聞で、去年の11月に、熊本市民病院で肺の手術と肝臓の手術を取り間違えたという報道がありました。おそらくみなさんが、「あっ」とおどろいたと思いますが、われわれ医療人は「ああ、またか」という受けとめです。事故が日常化しているという、実は深刻な問題なわけです。

もともと医療というのは人の生命に直接かかわることですから、古くから沢山の先人が、「人命は大切にしなければいけない」と教えていました。ヒポクラテスという古代ギリシャの偉い学者がいて「ヒポクラテスの誓い」という言葉が一般に知られています。「ヒポクラテス全集」を見ますと、「誓い」というのはほんの短い文章ですが、その他に重要なことが沢山書いてあり、一番末尾に、「最近、非常に悪徳な医

者が沢山いる、患者をたぶらかして、私腹を肥しているから、医者はもっと道徳的にしっかりしなさい」と書いてあります。別に外国に行かなくても、日本でもそうです。戦国時代に梶原性全という方が「頼医抄」という本を書いています。それからその後しばらくしてから、有燐というお坊さんが「福田方」という本を書いています。これらは日本の医療の古典的な文章で、その前書きにどういうことが書いてあるかというと、「最近民間に非常にいかさまな医者が沢山いる、効きもしない薬草を採ってきて、患者に『よく効く』といって飲ませているが、もってのほかだ、そういう医者に限って、中国の医学の本を読んでいない、あなたがた恐らく漢字が読めないんだろうから、ひらがなで書きましょう」と書いて、序文からひらがなで書いている。もっと勉強しなさいということです。このように医療行為には人権を犯す可能性が強いということが昔から再三警告されてきているわけです。

いまどれくらい医療事故が起きているかというと、最も典型的な医療事故である医事紛争から言うと、だいたい年間で360件から400件ぐらいの新しい訴訟が起きています。ところが、推計するとだいたい100件の医事紛争があると、30件は話し合いで解決する。65件は話し合いの結果、示談など見舞金で処理される。結果的には5件ぐらいしか裁判の法廷に出てこない。ところが裁判の法廷に出てきても、そのうちの2件はだいたい取り下げられている。最後まで裁判で争われるものは、100件のうち3件です。非常に少ない。この「100件のうち3件」ということで推計すると、医事紛争は年間に、日本でだいたい7000件から8000件あります。ところが日弁連の法律扶助協会が一昨年東京で調べたのを見ると、だいたい毎日3件くらいの問い合わせがあるそうです。そうすると、年間だいたい1100件

ぐらいです。その中で裁判所にいったケースというのは10件くらいです。そうすると「どうも医者があやしい、病院の事故じゃないか、病院のミスじゃないか」という問題意識をもつ場合でも、最終的には100分の1ぐらいしか裁判所にもちこまれない。この推計で判断すると、年間だいたい3万件ぐらいがどこかで問題にされているということになります。

(2)医療事故の内容

3万件という数字は、私は非常に大きいと思います。裁判との関わりで、「事故ではないか」と患者が思う。例えば注射でのショックの場合は因果関係があって、それは明らかに過失なんだということで裁判になるわけですが、そういう過失という事故を中心にしても、だいたい年間3万件以上のものがある。では日常の現場でもっと詳しくみるとどうなるか。日本では、日常診療の中での事故、あるいはそれに類したものの統計というものはほとんどありません。日本内視鏡学会が発表した一般内視鏡検査の事故の統計をみると、だいたい1000件に3件の事故が発生し、3000件で1人の死亡者ということになります。この数字は、みなさん方は怖いと思うかもしれません、われわれの日常的な医療行為としては、非常に安全な検査であるということになります。

アメリカのK・スティールは、次のようなデータを発表しました。これは普通の病院ではなく、大学の教育病院のICU、CCUという特殊な、非常に重症な患者を扱っている病床データですが、それによれば、入院患者の36%がなんらかの医原性疾患になっている。事故といつてもいろいろな考え方があります。医者が「事故じゃないか?」と思う場合もあるし、看護婦が思う場合もある。患者が思う場合もある。そのズレは大きいものです。ですけども、このスティールが医原性疾患と定義しているのは厳密で、「医師や病院の不行届きの事故」や「事前に予防できるもの」を除いて、つまり医者が不行届きで失敗したとか、あるいは、普通の医者ならば事前に防げるはずなんだという、そういう事故を除外して、今の医療行為の中で必然的に起きた事故が36%ということですから、非

常におそろしいわけです。しかもそのうちの2%，ここでは15名の患者の死亡が、強く医療事故と結び付いていると述べています。

ですからわたしは、『医療学概論』でも述べたように、医療事故を考える場合にたんに医療従事者の過失という因果関係がある事故ということだけでなく、もっと広い意味で、日常の医療現場における医療の事故ということを考えいくべきでだと考えています。

医療の事故ということで、『朝日新聞』がかなり前に医者にアンケートをとっています。それによれば12.4%の方が医療事故を経験しています。この数字はスティールの言っている医療の事故の頻度と、日本の医者が自分自身で「事故を起こしている」という頻度とよく合うわけです。しかも、問題なことは、この『朝日新聞』のアンケートでは、その事故を起こした医者のうち、17.8%が黙って済ませている。しかも、勤務医と開業医とに分けると、なんと勤務医が31%，つまり、3人に1人が自分が事故を起こしたと思っても、黙って済ませている。だから勤務医の方が非常にずるい。ただ、勤務医の方が事故に接触するような程の、重傷な患者と接触しているという、そういう面もあるとは思いますが。しかしいずれにしろわたしは、たんにその医療行為によって患者自身が被害を受けるということだけでなく、もっと広げて、患者に直接不利益を与えなくとも、医療常識からみて患者により結果を与えていないところまで、「医療の事故」を考えなければならないと思うわけです。

民医連のある352床の病院で、看護婦に病棟(1フロア50床)での「あっ」と冷や汗をかいだような瞬間のことを記載してもらったデータがあります。それによれば、1990年の1年間に看護婦が失敗して「あっ」と思ったケースが189件です。それを分析すると、注射で「あっ」と驚いたのは43%，それから薬を間違えたり、飲まさなかったりしたものが25%，それから輸血に関するものが3.4%です。どうして「あっ」と驚くようになったかという原因を分析すると、看護婦の思い込みの違いが61.7%です。医療機械に対する認識不足、知識不足が11%。観察の不足が11%です。私が大学の学生のとき

に、こういう事故がありました。内科と外科が同じ病棟にありまして、それぞれに「中村」さんが入院していました。内科の中村さんは糖尿病でインシュリンを打っている。外科の中村さんは胃を切っていた。中村さんを間違えて、胃を切った方にインシュリンを注射してしまった。それで昏睡状態になり、どうしたどうしたということいろいろ調べてみると、結局看護婦が、同じ中村さんの取り違いをしたということがわかった。今の病院では常時そういう事故が起こる可能性があります。

(3) 医療事故発生の原因

① 医療行為そのものに内在する要因

どうしてそういう事故が起きるかというと、もっとも単純な原因是、医療機器への認識不足があります。最近は非常に沢山の医療機械が病院にある。しかも次々と変わってくるので、熟練しないことには機器をうまく使えないことによるものです。しかし基本的な原因是、ヒポクラテスが言っているように、「医療行為そのものに内在する要因から生じる事故」です。例えばペニシリン・ショックです。10万、20万の患者さんに使用してはじめて、ああ、こういう事故、副作用もあったんだということがわかる。医療そのものに内在している問題点です。それから、治療効果が決定的でないにしても、それよりほかに仕様がないということです。治療もたくさんあります。例えば、どうしてもお腹の痛い原因がわからないと、「じゃ、お腹を開いてみようか」ということになる。こういう行為は、普通のサービスではないわけですが、医療ではやはり現実にある。このように、頻繁に起ころる医療事故の1つの原因というのは、やはり医療行為そのものにあるわけです。

② 医療技術の高度化

次にその他にやはり、医療の技術の高度化の問題があります。非常に高度な医療があり、今までそういう治療はしなかったのが今日可能になってきた。例えば心臓のバイパスにしてもそうですし、脳の腫瘍の摘出にしてもそうです。かつてできなかつたようなことが医療技術の進歩でできるようになってきて、それが裏腹に、今度は事故をひきだしてきている。高度化すれ

ばするほど、チーム医療が必要なわけですが、チーム医療がうまく行かないと、先ほど述べた熊本市民病院のようなことになる。

ですから、高度化とともに医療のチーム化がだいじです。チームというのはどこか1つ欠けても事故につながる。例えばドクターが非常に有能で、看護婦も有能だが、検査技師が少ししましてしまうと、事故をおこしてしまう。間違ったデータを持ってきて、それをもとに医師が判断するからです。だから、医療の高度化というのは民主的なチーム医療を背景にしないことは進めない。にもかかわらず、そこが途切れています。

それから例えば腎不全の患者さんの場合でも自己腹膜灌流をするという場合もそうです。これは家庭で人工透析をする、非常に進んだ技術です。ところが、家庭ですること自体が、また新たな事故をおこす可能性を生み出してきている。このように、医学におけるいろいろな進歩が、新たな事故につながってきているということがあります。

③ 医療保険制度

医療保険制度そのものも、大きな事故と関係があります。かつての医療は医者と患者との直接の行為でしたが、現代の医療ではその中に保険制度が入ってきており、医者と患者と医療保険制度、この3者の関係で医療が行われていく。その保険制度が直接、医療事故をおこすような原因をもたらしている可能性が高い。例えば、老人保健法によって診療報酬に高齢者と若年者の差別が入ったのはご承知の通りです。その結果、老人の病院からの追い出しということになる。つまり、老人を長く入院させていなければいるほど、病院は経営的にもたなくなるので、どうしても、その老人の体が少々しんどくても、スペゲッティー症候群〔体中からひもや管をぶらさげている状態〕と言って、点滴をして、膀胱にカテーテルを入れて、「退院をお願いします」ということになる。こういう状況で家に帰せば、事故に直接結びつくことはわれわれは知っているのですが、現在の保険制度からいって、どうしても経営的にはスペゲッティー状態で出て行ってもらわないことにはどうにもならない。

④医療供給システム

医療の供給システムそのものも医療の事故の原因の1つで、典型的なのは看護婦の労働条件です。今のような過酷な労働状況のなかでは、事故の起きないのが不思議だと言っていいほどです。現在、20%の病院で独り夜勤です。独り夜勤で50床の患者などとうてい看れるものではありません。これではもう事故と背中あわせです。

⑤医薬品供給システム

薬の問題もあります。私はスモン裁判に相当取り組んだ時期があり、そのときに調べてみました。スモン事件は、キノフォルムの使用によって起きた薬害です。調べてわかったのは、投与基準の設定がまったくたらめだったということです。アメリカで、デーヴィッドが設定した使用量は、「0.6gを1週間投与して1週間休む」というものです。ところがそれが日本に入ってきたときには、「1.0gを連日投与してよろしい」となりました。1.0gになった理由はなにかというと、「1.0gを患者さんの何人かに飲ませると、非常に効いたし、副作用はなかった」という15例の報告で日本の薬事審議会を通した。そのうちに、なんと、1.6g、2g、3gにまで使用量が拡大していたわけです。3gの場合でもそういう実験データです。考えてみればわかるように、薬屋にしてみれば、医者が薬をどんどん使ってくれればもうかるわけですから、大量投与、長期使用を金科玉条にしてわれわれに押しつけてきた。もちろんこの場合、医者にも責任があるかどうかという問題はあります。今の薬品業界の姿勢は、売れればよいということになっていて、非常に危険な状況です。しかもそれは、診療報酬で薬価を定めているように、公認されている。だから医療保険制度によって薬剤業界は、ぐんぐん伸びてきている。現在非常に不況と言われるけれど、唯一不況と関係がないのは製薬会社です。これは、医療保険制度があり、これにどっかりあぐらかいて儲けているのです。しかも儲けている理由というのは大量投与・長期使用が有効という宣伝の上にのってです。

(4) 医療事故をどう防止するか

問題は、医療事故というのは今の日本の医療

現場できわめて多いということを医療従事者も患者も、理解しておく必要がある。しかも、それをどう取り除くかになると、その原因にかかわるわけで、医療従事者だけの問題ではなく、製薬企業、保険制度、供給制度の問題など多くの要因との関連の中でこの事故が起きてきている事を分析して対応しなければならないわけです。

そういう観点から、医療従事者に対しては、「日常的には必ず事故は起きる、ということを前提にして朝の申し合わせをしなさい」と言いたいと思います。しかも、事故が起きた場合、最低限にそれを防ぐということです。それからもう1つ私が強調しているのは、「どんなに小さな診療所でも、薬の使い方委員会だとか、感染対策の委員会だとかを作るか、絶えず集団として論議する場を作つておきなさい、独りで問題を解決しようなんて大きな間違いなんだ」ということです。

地域的にものを考えるならば、病院の評価委員会が必要です。病院の職員だけではなく地域の人々を含めた形での病院の評価を行う。たしかにオンブズマン制度や投書箱などをやっている病院もありますが、地域を母体に、その病院を評価する客観的な委員会を作る。つまり、住民参加の医療のシステムです。それから、医療の考え方そのものもを考え直す必要がある（これは後で述べますが）。考え直さない限りこの医療事故は延々続くだろう。医療事故はヒボクラテスの時代から続いているわけですから。

II. 医療の「効率化」をめぐって

(1)病院の経営状況の悪化

最近病院の倒産が頻繁におきています。今までで、街にビルが建つと「あ、また病院か」ということで、病院というのは儲るんだと多くの人が固く信じていた。ところがここ1、2年、病院が倒産はじめるなかで、ようやく病院も倒産する時代なんだということが国民的な認識になってきている。その認識は正しいのですが、これらの倒産が医療福祉の切捨てによって、医療に極めて厳しい効率が求められてきているなかで生じてきている点に問題があります。おそらく今年1993年は最も倒産件数が増えるでしょ

う。昨年はだいたい50件ぐらいでした。1984年に倒産の1つのピークがあり、それから少し落ちてきたけれども、一昨年からまた増え始めています。昨年4月に、公私病院連盟が1108施設を調査した結果によれば、赤字の病院が73.1%で黒字の病院が26.9%です。赤字になっている比率は自治体病院が最も多くて86.2%，公的な病院は48.2%。私的な病院が55.4%となっています。というのは、民医連の実態調査をしても、だいたい55%ぐらいの病院がふうふう言っています。こういう形でほとんどの病院が赤字ラインの前後で呻吟し、そのなかで倒産が起きてきているわけです。

(2)「効率化」の中で病院で起きていること

①診療報酬の差別化と定額制の導入

一番特徴的のは、政府の具体的な政策のひとつである老人医療費の見直しの結果として生じている老人患者の早期の退院です。特に昨年の4月1日の診療報酬の改訂によって老人病院の規定が変わりました。いままでは70歳以上の患者さんが60%以上いる場合には老人病院と規定されていた。老人病院に規定されると低い点数、診療報酬を強制される。ですから老人病院になりたくないければ、入院患者の60%以上に老人がならないように、老人を早めに退院出させないといけない。ところが今度の診療報酬の改訂で、「70歳以上」が「65歳以上」に広げられた。老人の追い出しが起きるのは必然です。赤字になりたくないければ、老人の診療報酬は取りたくない、一般的な診療報酬を取りたい。一般的な診療報酬を取ろうとすれば、お年寄りは出でていってもららうほかない。こういう簡単な図式から高齢者の病院からの追い出しが始まった。

しかも、今度の診療報酬の改訂でもっとも重大なのは、老人病院で定額制をとることができるようにになったことです。つまり、1人の老人が入院していると、1ヶ月固定点数となる、注射を何本しようが、薬を飲まそうが飲ますまいが、点数は変わらない。そういう定額制も取れるということが大きく打ち出されたわけです。

私の親しい友人が、金沢で40床の病院を開業しています。病院の定額制は、老人保健法の改正の時にすでに取り上げられていました。私が

「定額制の方がもうかるぞ」と言ったところ、友人は、「いや、そういう、医者の良心を売るようなことはできない」と返事をしました。「さすがに君も良心を持っているな」とひやかしたのですが、去年の4月になって、「勘君、おれ、やっぱり定額制にするよ。いろいろ計算してみると、やっぱり定額制は儲る」と言うのです。その後、3～4カ月経って、「どうだ」と聞いてみると、定額制にして月400万円儲ったという。薬の支出が300万円減ったのです。確かにそうで、前に定額制でないときは、いつ病室を廻っても点滴ばっかりして、「点滴ばっかりしてもしょうがないじゃないか」と言っていたのですが、今度は、もうどの患者も点滴は1つもしていない。日本の医療はたいへんだなとつくづく思いました。

老人病院になりたくないために老人を放り出すという流れと、老人医療を定額制にし、何にもしないで寝かしておくというのがもう一つの流れです。今の医療で一番人権を無視されているのは老人患者です。

②療養型病床群と特定機能病院

今度、4月の1日から改正された医療法によつて、療養型病床群と、特定機能病院が特定されました。先日、その診療報酬の改正のおおまかなかん点が発表されましたが、まだどうなってゆくか細かくはわかりません。いずれにしろはっきりしているのは、特定機能病院はそう簡単に誰でも行けないということです。確かに紹介状なしに行っても受けられますけれども、この場合初診料も、簡単な検査でも別の点数が請求されてくる可能性がある。そういう点でそう簡単に受診できなくなるでしょう。特定機能病院ができたといっても、一般の人には受診抑制を強制しているということになる。

療養型病床群の問題では、一番違うのは、いままでは基本看護の場合は患者4人にたいして看護婦1人になっていた。ところが療養型病床群の場合、患者6人に対して看護婦1人という制度になった。「療養型病床群では看護はいらない」という考え方方が前面に出てくると思います。しかも、療養型病床群の場合は希望があれば定額制にするといっている。これも、さきほどふれた特例許可老人病院のように、療養型病院

群の多くは、きっと定額制を取るでしょう。しかも療養型病床群で問題なのは、一つの病院でもある病室だけを療養型病症群にできる。ですから一つの病院に、療養型病症群のフロアーもあれば普通のフロアーもある。さらに特三類看護のフロアーもあるということになる。一つの病院に3つのパターンの看護があると、病院経営と言う面から患者さんは、一つの病院の中で病室を行ったり来たり、それこそ病院のたらい回しじゃなくて、病院内の病室のたらい回しがおきると思います。そうしないことには病院が経営できない状況になる。

もう1つの懸念は、特定機能病院制度です。これは、特殊な高度医療については、特定機能病院でしか受けられないという制度です。腎臓に石があると、これまで自然に出てくるのを待つか、あるいはどうしても出ない場合には手術して取るかだった。ところが、最近は衝撃波を送って、手術しなくとも壊して出してしまうという治療法が出てきた。これは特定療養費制度に入っている。ですから、普通の病院でその機械を置いて使っても、これは患者の自費になります、130万円ほどかかる。ところが、特定機能病院という指定を受けている大学病院などでやった場合には、それに保険が適用されるわけです。

特定療養費制度は、今度の医療法改正の中で、適用範囲を広げられていくでしょう。新しい先進的な薬、検査、手術、これらを全部特定療養に指定する。これがずっと進むと、「この検査は市中病院ではできない、大学病院でしかできません」というシステムになる。あるいは、「こういう薬は開業医の先生方は出しちゃいけません。大学病院でしかこの薬は出しちゃいけません」というような形でずっと発展していく可能性があります。このように、患者の人権、この場合は1人1人の患者の受診権が、医療保険があるけれども、犯されてくる。

③医療機関の機能分化

さらに、医療連携の問題があります。政府の方針は、医療機関の機能分化をして、それを地域でシステム化するというものです。今まででは、例えば私の病院でできない手術の場合は、大学病院に送るというようにスムーズにやっていました。しかしあそらくは今のような診療報

酬制度や特定機能病院などの病院のランク付けが進むと、医療機関の連携の基本的な動機は、「その患者を転医させれば儲かるか儲からないか」ということしかなくなってくる。現実に、例えば、大学病院から、どんどん普通の病院にスペゲッティーの患者さんが送られてきています。大学病院ではそういう患者を置けば置くほど点数が落ちますから、早く出して新しい患者さんを入れるという、経営動機でのみ患者の紹介がおこなわれます。しかも、大きな病院と市中病院との関係だけでなく、これからは開業医の診療所も、それから中小の市中病院も、専門的な病院も、どの病院も、点数が良くなるか悪くなるかだけを意識するようになる。そうなると、ますますたいへんな事態です。

(3)医療における効率とは

厚生省は、「医療を効率的にしないと日本の経済発展は阻害される。医療資源には一定の限界があるから、やはり医療にも効率を」ということを言っていますが、効率の概念が、ほんとうに医療にあてはまるのかどうか考えてみたい。

わたしは効率を否定するわけではありません。人間が地球上に発生して以来、自分の生活を快適におくるために効率よく働くことが、基本的に人間の仕事の原動力だったわけです。遊牧生活から農耕に定着する過程にても、いかに食料を効率的に採るかという動機があったわけです。ですから効率そのものを否定するものではないけれども、医療はその点でいくつかの特殊性を含んでいます。例えば、工場で効率化するという場合は、いわゆる要素作業をまず合理化するわけです。1つ1つの部品を合理的に作る。その部品を組み合わせるシステムをまた合理的にする。そういう作業単位を合理化することによって企業の合理化も進む。ところが、医療の場合は、なかなか作業単位を規格化できない。例えば、尿の検査などではある程度、作業単位の効率化が可能ですが。患者さんが来たらコップを渡して、コップをベルトに乗せて、検査室へまわして、結果が出てくる。レントゲン撮影などもそうです。しかし最終的に出てきたデータをどう判断するかについては、どうしても1人1人の患者との対応を抜きにして最終結

果は出せない。これが医療の一部の効率化はできても全体的な効率化が困難な点です。その点で、無人化はなかなかできない。一時、検査の無人化をやったことがあります、結果的に、データはでてくるけれども、患者さんは「アナタハ、シンゾウガワルイデスヨ。イッカイシャニミテモラッテクダサイ」とロボットから聞いても「ああ、そうかい」という受け止めにしかならない。1つの刺激にはなりますけれども、そのことによって、医者に行かねばならないという動機は全然出てこないわけです。このように、医療では、作業単位を規格化できない、自動化できないという問題があります。

それから、医療行為というのは、供給するサービスの内容の選択ができません。例えば買い物に行くと、「時計はありませんか」「いや、実はいまセイコー社の時計は切らしています」「ああ、そうですか」と。また隣りの店に行きます。病院の場合は、「おなかが痛いんです。診てくれ」と言われて、「いやうちちは今日はお腹が痛い人を診る先生はいませんので」というわけにはいかない。医療機関では患者の選択はまず許されない。選択が許されないということは、絶えずスペアを抱えておく必要があります。どんな患者さんが来ても、一応対応できるようにくすりも注射も揃えているわけです。

先日鳥取の出張の帰りで、大阪駅まで来たところで台風で汽車がなく、駅のホームで待っていました。夜9時頃、お腹がすいたので弁当を買って、売り子さんに「まだ沢山お弁当残っているけれども、このお弁当どうするのか」と尋ねたところ、「いや、これはだいたい次の電車がくるから、それに乗せたらだいたい売れます」という。「はあ、なるほどな」と思いました。お弁当でも、予測して作っている、ところが、医療行為はなかなか需要が予測ができない。そういう点でも効率化しにくい側面があります。

さらに、医療はわからなくて診療しなければならない。「おなかが痛い」と言われて、超音波で診ても、レントゲンで診ても、CTで診ても腹痛の原因が分からない、どうしよう、じゃやっぱり腹を開いてみようといって、開腹することがしばしばあります。普通のサービスでこういうことをするはずがありません。例えば、

「この時計、動きますか。」「だいたい動くでしょう」では、誰も買いませんね。ところがわれわれは、「先生どうですかね」と言われて、「おなかを開いてみればたぶんわかるでしょう」。ここでは効率という概念はまず適用できません。効率化の前提是、過程がはっきりしていることです。過程のはっきりしないものを効率化することが難しいのは当然です。「医療の効率化」については、システムとしての効率化はあるとしても、個々の医療行為そのものに係わる「効率化」を言う人はあくまで傍観者の論理だと思います。医療をうける側も、医療を行う側も「効率が悪くても最高の医療を」というのが基本的な命題です。そういう点で、医療における効率を考えた場合、「地域全体としての医療の効率」ということでしか効率という言葉の有用性はないと思います。

よく、沢内村（岩手県）の話ができます。あの地域はかつて乳幼児死亡が日本で一番高く、これをなんとかしようということで出発した。その翌年に、高齢者医療費の無料化を進めて、最終的には医療費支出も抑えることに成功しました。ここでは確かに効率はあります。ですが、この場合は、地域全体を含めての医療のシステムのトータルとしての効率ということです。だから、厚生省の主張にも、ある意味では真理が含まれていますが、だからといって、個々の医療の中にそれを直接持ち込めるものではありません。

III. 強調される患者自己責任論

最近の医療についてのイデオロギー攻撃の中で許せないのは、「自己責任」という問題です。確かに「病気の責任というのは、あなた自身にあります」と言われると、誰でも思いあたることがあります。「そういえば最近飲み過ぎだ」とか、あるいは「タバコの吸いすぎだ」「働き過ぎた」とドキッとする。しかし、私の結論では、自己責任の部分は非常に少ないということです。

自己責任が戦後最初に言われたのは1968年の日本医師会の「医療保険制度の抜本改正に関する意見」の中です。その後ずっと一連の筋書きがあって、最終的には、今度の医療法の一部改

正で、「国民自らの健康の保持のための努力」という自己責任を「基礎にして」という文言が入った。実際、例えば最近の医療の動きを見ると、だんだん自己負担が増えてきている。「自己責任があるんだから自己負担が重くなるのは当然だ」という風潮です。1割負担というと小さいように思えますが、一昨年許可されたC型肝炎に対するインターフェロンの注射で計算すると、1ヶ月4万円から5万円かかる。わずかに1割といっても、薬価が非常に高く設定されていますから、けっして安くありません。統計的な数値は持ち合わせていませんが、医療の単価はやはり高くなっています。ですから、同じ1割でも負担の増加が多い。今日午前中の出席した分科会の報告の中で、今の若い人が自分の両親に対して支払える医療の自己負担の限度額というのは、1ヶ月3万円～5万円だということが紹介されました。確かにその通りです。しかし例えば、老人保健施設へ入っても、自己負担は国の規定でだいたい5万円です。しかし市中ではだいたい安い所で7万円～8万円で、たいへんな金額になります。だから、自己責任と簡単に言うけれど、一部負担であってもそれは重い負担になっているのです。

最近、「保健で良い入れ歯を」という運動が行われていますが、これをなんとかして成功させたい。眼内レンズに保健が適用されたように、今度どうしても「保健でよい入れ歯を」という運動を日本で成功させたいと思っています。しかし考えてみると、「保健で良い入れ歯を」という運動は、「保健では良い入れ歯がいられない」ことを認知したうえで、保健の適用を求めている。これはナンセンスな話で、保健でこそ、ほんとに良い入れ歯が入れられるべきでした。それを忘れて、いつのまにか、「まあ、入れ歯ぐらい自己責任で入れてもいいんじゃないの」と安易に考えてきたのではないでしょうか。

国民健康保健証の未交付の問題も、ここ2～3年、とくに最近の不況のなかでますます深刻になっています。新聞を読むと、大分市で国民健康保険証の患者さんの10%に、市が未交付問題を勧告しています。つまり10%の方々が未交付対象者になっているのです。大分市で10%

になると、おそらく全国的にもそのあたりの数字が新たに出てきているのでしょう。これも大きな医療現場での人権問題です。

IV. 外国人労働者の問題

日常診療の中で、人権問題で今大きな問題になっているのは、外国人労働者の問題です。最近の発表によると、日本には今、30万人の不正入国者がいるとのことです。実際、ある中規模の病院を見ましても、5カ月間、保健の未加入の外国人の方が74名受診して、緊急入院が10名、内科が35名、婦人科が20名、外科が17名となっています。すでにはほとんどの病院が外国人労働者と接触はじめています。例えば、石川県の場合でも、ほとんどの病院が外国人労働者と接触しています。過疎に近い所で不法な外国人労働者を採用して働くかしている所がたくさんあるからです。都市の場合はいわゆる風俗産業で働く労働者が多いけれど、地方へ行くと、不法入国の外国人労働者を雇って低賃金で働くかせているケースが多い。これから医療現場では、外国人労働者の問題がますます大きくなってくるでしょう。

1990年の10月までは外国人に対しても特例で生活保護の弾力的な適応ができた。だからかつて込まれてきても、なんとかケースワーカーの方々にがんばってもらい、生活保護を適応してたわけですが、もうそれ以降できなくなりました。ですから、不法入国者の駆け込みは、医療機関の収入という点からみたら迷惑です。しかし、人権という面からみたら放置できない問題です。うちの病院でも最近、風俗産業で働いていたフィリピン人の方が結核で来られました。結核予防法が優先適用だろうと思って申請したところが、だめだった。結局、病院のカンパでリハーンプシンという抗結核剤を少し渡して、「どうするか」と言ったら、「国に帰ります」と言って帰っていました。フィリピンで感染して日本で発病したのかもしれないし、日本で感染して日本で発病したのかもしれない。原因は分からぬが、いずれにしろ、1人の労働者が病気になって医療機関を訪れているのに、われわれはそれを受け入れることができない。これはこれから大きな人権問題になると思いま

す。

外国人労働者でもっとも深刻なのは労働災害の問題です。不法入国した外国人の多くはいわゆる3K現場で働き、非常に危険な仕事をしているので、労災が日常的に起きています。ところが、不法入国なので、企業自身はこれを労災適用していない。労災隠しをする。ですから、外国人労働者の労災事故というのはほとんど表面に出てきていません。これも重大な問題です。

われわれが困るのは言葉の問題です。物を買ったりするときは簡単で、店へ行って、英語なら「How much?」と聞けば、それでだいたい物は買える。ところが例えば患者が「おなかが痛い」と来る場合、「おなかが痛いんだろうな」とはわかるけれど、いつから痛いのか、どう痛いのか、ということになると、ある程度語学力がないと、これはもう診断できない。外国人は訴えきれないわけです。ですから保健が適用できないという面、それから言葉が通じないという面で、人権が侵害されている状況があります。政府は今、国際協力だと、国際的な日本の位置云々と、立派なことをいっていますが、わたしは日本の国際協力はまず、外国人労働者の保健の適用をきっちりすることだと思います。これはもう、場合によっては全額国が出してもいい。不法入国の問題はわたしはわかりませんが、少なくとも1人の人間として、医療の現場に現れた場合には、われわれはしっかり診察出来るということが国際協力の観点で重要でしょう。

V. エイズの問題

もう1つ非常に深刻な問題として、エイズの問題があります。おそらく後世の歴史家は20～21世紀にかけてのエイズというのは、人類の悲惨なアクシデントだったということを書くでしょう。かつての12～13世紀のあのペスト、黒死病のように、歴史に残り、文学に残ったような悲惨な状況と同じ状況がエイズによって生まれている、それほど深刻な問題になっています。実はわたしの病院にも1年ほど前にエイズの患者が入院しまして、亡くなりました。最初はどうしようかということを考えました。やはり職員の間でも動搖がありました。しかし、エイズの知識を、お互いに十分にディスカッションしあ

い教育しあって「よし、受け入れよう」という結論になり、受け入れたわけです。ところが、家族が来てくれないので。

わたしの病院は金沢の駅の近くにありますから、浮浪者がどんどん来ます。救急車もよく心得たもので、他の病院で受け入れられないような行き倒れの患者さんをみんな運んで来るわけです。この方の場合も、駅で呼吸困難が起きて、うちに持ち込まれたのです。いろいろ診察した結果、どうもエイズらしいということになりました。広島の方だったので、広島に連絡したところが、奥さんは来たけど、「わたしはあの人とはもう関係ない」と言って、とうとう面倒をみてくれませんでした。このようにエイズというのは、医療従事者、患者、社会という3つの関係のなかでの非常に困難な問題をはらんでくると思います。

エイズを患者に告知すると、患者は妻に話してくれるなと頼むことが多いそうです。最近オーストラリアでこういう事件がありました。ある患者がエイズと告知されたけれど、妻に言わないでほしいと医者に訴えたので、医者は妻には話さなかった。そのうちにその奥さんがエイズになった。調べてみると、夫から感染したわけです。そこで、医者が、なぜ妻に話さなかつたのか？、妻に話してれば、妻は夫とはそういう関係を持たなかつただろう、ということで医者が訴えられ、裁判になっている。つまりエイズであるということを妻に言わなかつた医師の責任が問われているのです。これは非常に深刻な問題です。

さらに問題なのは、保健のレセプトです。レセプトでエイズと書くと、保険者が知って、チェックするわけです。ここどころをどうするかという問題があります。

エイズ問題は、病院で受け入れる場合、病院の職員の合意が必要です。また、受け入れを病院が合意しても、地域内住民から合意が得られない場合には、病院が胸を張ってエイズの患者を診ようということにはならない。

それから、職員をエイズから守るために、注射器をできるだけ注射した瞬間に捨てるということが必要です。最近増えているのは、注射針にキャップをするときに、よく事故がある。

そこで、キャップをしないで捨てなさいということが言われている。ところが考えてみると、その注射針を回収する業者がそれでまた事故を起こす可能性がある。今後大きな問題になります。さらに、先ほど述べた保健レセプトをどうするか、患者のプライバシーをどう守るかという問題もある。残念ながら、おそらくエイズはもっともっと日本で進行していくでしょう。こらあたりで、どう患者の人権を守るのかということを真剣に考えなければならない。

日常の医療現場で、もっと基本的な点で、自前で生活していく前提条件としての社会保障ということをもう一度考えてみる必要があります。各自が努力して、その上で社会保障があるというのではなく、われわれが本当に自前で生活していく前提条件として社会保障の実現を求めてゆくということです。「保健で良い入れ歯を」などというのは、そういう意味では、社会保障とはかけ離れたスローガンなのです。この点をどう克服するかというところに、日常現場での患者の人権を守る出発点があると思います。

VII. 医療をどのように把握するか

わたしは昭和27年、1952年に医学部を出て大学の研究室にいたところ、内難で米軍の試射場反対闘争がおきました。いろいろな経過があつてわたしがそこへ参加し、診療所を作ったのが、民医連の仕事に入った第一歩です。その時に、国がわれわれを追い出すために町立の700万円ぐらいの立派な診療所を作った。それでも出て行かなかったものですから、国民健康保健を施行して、われわれの診療所だけ指定しなかった。医療機関や社会保障というのは権力の支配を貫徹させるための道具なんだなと、つくづく思い知らされました。

それから、金沢の今の病院に入りました。高血圧の患者さんを診て、一生懸命に投薬しても、自覚症状がないものですから、病院に来なくなる。そして、突然、電話がかかってきまして、往診してみると脳卒中で倒れている。病院で血圧の診断をして投薬するだけではどうも高血圧は完治できないんだな、と思いはじめた時期です。ちょうどそのころ、糖尿病の「食品交換」の概念が日本に入ってきた。1954~55

年ごろでしょう。これは、糖尿病の場合に、血糖がこれだけなので、あなたはこういう食事をしなさいということで治療しますが、実際食事のカロリーを決めるのは自分で。自分で決めるために食品交換という、素人の方でもできやすいような方法がアメリカで開発された。そして、それを教えると、患者さんが家に帰ってやってくれる。そういう食品交換をやって患者さんと接触するなかで、医療というのは医者だけはどうしようもない、やはり患者さんもほんとにその気になってくれない場合には医療が完結できないということを痛感しました。

そういう点で、今までの医療の考え方を考えてみたいと思います。阪大の中川米造先生が5つのモデルを出しています。第1は「魔法使いのモデル」で、奈良時代、平安時代の医療ほとんど祈禱師がやっており、治療者の一種のカリスマ性を中心にしていました。それからすこし医学的な知識が発展してくると、医学知識があるかないかということによって、医療の質が変わった時期がある。これが第2の「学者モデル」です。ルネッサンス以後の自然科学の発達の中で、科学技術が非常に発展してくると今度は、患者を研究の対象、実験材料として、治療がおこなわれた時期というのが長く続きます。これが第3の「科学者モデル」です。最近は第4の「技術者モデル」で、不親切でも、上手に胃カメラを入れてうまく診てくれる人のほうが、下手な親切な医者よりもよい、つまり、技術の高い医者がよい医者だという考え方です。今日の社会の医療は、技術者モデルが中心になっている。よい機械さえあれば、うまく診断ができる、うまく治るということを、医者も思い、そして皆さん方もそう信じている。最近は「いや、患者は自分で治癒力があるんだ。それをどう援助するかが医療の役割だ」という、第5の「援助者モデル」という考え方も出てきています。

中川先生のモデルに対して、いや、もっと社会的な関係で患者をみる必要があるというのがパーソンズの考え方です。パーソンズは、患者というのは病気になった場合には患者自身には責任はない、それから、病気になった以上、仕事はできないので、社会的な役割は病気の間だけは免除される。すなわち、責任はないといふ

ことと、仕事はしなくてよいというこの2つの権利がある。ただし、2つの義務がある。1つは、早く治るための努力をするということ。それからもう1つは医者の援助を求める。つまり、パーソンズは、患者は2つの権利と2つの義務があり、医療者は2つの権利を保障しながら患者が2つの義務を果すようにしてやる必要があるというように、人間の社会的な役割の中で、医者と患者の関係をみているわけです。

その他にもいくつかの考え方がありますが、そういういくつかの分類をみると、共通するのは医療行為における医者と患者の関係を、「人格関係」としてとらえていることです。

しかし、日常我々が診察して、注射して投薬して看護して、ということを考えると、きわめて具体的な労働をしているわけです。そういう点で、もう1回、われわれ自身がどういう労働をしているかということで医療を見直してみようというのが、わたしの意見です。自然にたいして意識的に働きかける労働ができるというのが、人間の他の動物との区別なんだということをマルクスは資本論で言っています。

労働の3つの契機から、われわれの医療労働を考えてみると、医療技術者という労働力が、医療機器という労働手段を使って患者という労働対象にはたらきかける。医者という労働力が、聴診器という手段をもって、患者という対象を診察するわけです。

ところが、医療労働には他の労働と違う点があります。例えば、釘を1本作るということを考えると、鉄という材料に対して、人間という労働力が、ハンマーという労働手段で叩いて先端をとがらせ、反対側を叩いて頭を作るという作業をして釘を作る。その場合、労働の対象であるこの鉄材は、初めから終わりまで労働の対象であって、それ以上の何物でもない。しかし医療労働を考えると、労働の対象である患者自身が労働手段である場合もしばしばあります。

さきほど申しました糖尿病の場合でもそうで、最近はインシュリンの自己注射といって、患者自身が医師と相談をして、家に帰って自分で注射します。それから腎不全患者の人工腹膜透析でも、家に帰って自分で透析液を調合して入れ

て、そして1週間たって医師の所へ病状と体重を示しまして、次の週の処方をもらって、そして帰ってまた自分で透析をするわけです。こういう点では患者自身が医療に具体的に参加するという労働が起きてきています。もっと典型的なのは代理母でしょう。子供ができないということで、自分の受精卵を別の婦人の子宮の中に入れてもらって成育させ、産む。これは、対象である人間そのものが、典型的な労働手段を演じていることではなかろうか。薬物使用を考えると、もっとそういうことが言えます。頭の痛い時にポンタールという薬をもらったことがあると思います。ポンタールというのは、そのものとして鎮痛に効きますが、もっと大事なことはポンタールを飲むと、それが体の中で分解する。それがプロスタグラサンディンとの作用と拮抗して鎮痛作用をするわけです。しばしば使われている抗ガン剤の5Fuは、それ自体は試験管では抗ガン作用はない。人間の体内に入って一定の分解過程を経た産物がガンのDNAの増殖を抑制し、抗ガン作用を出す。そういうことをわれわれは経験則、実験で確かめた上で5Fuを作って与えている。

マルクスは、『資本論』で、牛を飼う場合、それから肉を取るという点では、牛は労働の対象だ。ところが牛は糞尿をして、我々に肥料を与えてくれる、そういう意味では労働の手段だ、という表現をしています。その点から考えると、医療は医者が一方的に患者に与えるのではなく、患者そのものが医療に参加する中はじめて完結するものと考えるべきだと思います。したがって医療を、医者が患者を診る、医者に診てもらうという関係ではなく、共同の営為だととらえるべきではないか、ということを私の短い臨床経験の中で感じてきています。

VII. 共同の営為としての医療

さきほど紹介した中川先生の考え方について、パーソンズにしても、確かに患者と医者との関係を社会的にみるとそのように見えますが、考えてみるとそういう考え方の基礎には、医療というのは医学を患者に適用するんだという基本的な考え方があるわけです。医療というのは、医学知識を患者に適用して治すという、「適応

説」です。わたしはそうじゃないと思います。もちろん、適用説が該当する場合もあり、例えば感染症の場合がそうです。感染症の場合には、例えば結核のことを考えると、結核と診断されて自分で努力するよりも、抗結核剤をもらって飲むことによって、結核が劇的に治る。近代医学の発展のなかで、感染症に典型的に示されるように、ある物質が与えられることによって劇的に治るという鮮烈な印象をわれわれは持っている。例えば、胃ガンの発見でもそうです。お腹をどれだけいねいに撫でてみても、胃ガンの診断はできません。カメラを1本入れてみないとわからない。これらは、医学知識の適用です。そういう鮮烈な印象があるために、われわれはどうしても、医療全般がそういうものであるかのような錯覚を持ってしまう。しかし今述べましたように基本的な医療労働を考えた場合、少なくともわたしは、やはり患者と医療従事者と共同の営為としての行為のなかではじめて貫徹していくだろうと思います。しかし、いまのところ、亡くなった日本医師会の武見会長が定式化した、「医療とは医学の社会的適用である」という概念が深く浸透している。たくさんの医療従事者もそう思い込んでいる。医学者もそうです。医療を教えるのではなくて、医学を教えるわけです。医学しか教えない。ところが医療というのは、さきほどから述べているように、たんに医学、医療機器だけではなく、社会的ないろいろなシステムの中で動いている。わたしは医療というのはその社会の文化だと思っており、そういう意味では明らかに医学と医療とは違う。

また非常に大切な事は、医学の適用という概念では、患者の人権を守るということになります。医療を共同の営為として認識することなしに、医療において人権は守ることはできないと思います。「インフォームド・コンセント」（情報を十分に得たうえでの合意）とは、患者の自己決定権を保障するということです。自己決定をするということは、共同で医療を行ふるということです。共同の医療行為に対してわ

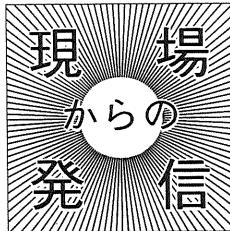
れわれは、情報を与える、与えて患者さんの自己決定をうながす。まさに適用ではなく、共同なのだと思います。

ここで一言付け加えると、医療の主人公は患者だという考え方があります。わたしはその言葉にたいして異議を申し立てたい。というのは、医療の主人公は患者だと百万回言っても、今の医療現場の問題の解決にはならないからです。医療の主人公は患者だということは、患者の人権がたいじだという同義異語にしかすぎないと私は思います。今のような医療の状況、つまり医療というのは医学の社会的適用であるという、そういう概念が強く浸透している医療技術者、それを深く信じている患者のなかで、医療の主人公は患者だと叫ぶだけでは具体的な解決にはならない。人権は大事だという一般論を繰り返すだけであって、具体的な医療の現場での問題、今日の医療の問題解決にはなりません。

共同の営為を具体的にどう作るのかという問題は、まず第1に、基本的な医療のコンセプト（考え方）の転換の課題です。同時に、医療にもっと患者が、地域が参加できるようになるにはどうすればよいかということです。1例をあげると、脳死臓器移植の問題で、最近各大学で倫理委員会が開かれています。この倫理委員会の構成をみると多くの所は、大学の教授を中心としています。ただ京都大学だけは別で、大学の医学部の教授の他に京都の法律家や宗教家を入れている。わたしはこのあり方が正しいと思います。医療従事者だけではなくて、多くの宗教者だと、法律家、それから一般の方々を含めた意味での倫理委員会をつくっていく。それをもっと発展させて、それぞれの病院に、地域全体を含めた病院（医療）評価委員会を作る。地域システム全体についても広い意味での評価委員会を作る。医療への患者参加のための1つの基礎として、どうしても実現すべきだと思っています。

（あざみ しょうぞう

日本民主医療機関連合会名誉会長）



●連載(6)

いわゆる一つの「お役所」考

薮谷 あや子

I. 私事で恐縮ですが

私の職場は大阪都市圏にある中堅規模（人口約34万人、職員数約3700人）の市役所です。

採用と同時に先輩に口説かれ、単産単組の何たるやも知らずに衛都連（当時）婦人部役員に出たため新採当時から要注意とみられたり、保育所運動にかかわっている時期はちょうど保育所担当課に在籍していたりで、私自身はともかくも周囲の方が気をもんだのではないかと思います。が、当時は今と違って良くも悪くも牧歌的な時代で職場には生意気な若輩を気遣う温かさがありました。また組合や保育所・学童・PTAなどの地域の子育て仲間に支えられ何とか勤続20年の標識を通過中というところです。

仕事は窓口職場ばかりを幾つか経験した後、商工課、目下は企画部で主に市の総合計画づくりを担当しています。この仕事は端目にはクリエイティブに映るようですが、平均的（と思われる）な基礎自治体の内情——幹部職員や議員の見識のレベル、国や府との関係、行政技術の未熟さ、減点主義の役所風土等々——とその中の自分の非力をいやといふほど思い知り愕然とすることもしばしばです。さらに、自治体職員の平均的な能力や潜在力の確かさにもまた確信を持つため、板挟みになるこうした職場はストレスが多いところです。また企画室としての職場の課題を、企画して働く職員個人の課題として受け止められがちで、よくも悪くも過剰に個人に期待されたり幻滅されたりで、「じっと手を見る」琢木の心境もあります（？）。

といっても嘆いてばかりもいられず、20年職員の責任をかみしめながら、「お役所仕事」（この余りに通俗的にして全てを言い表し得ている言葉！行政の硬直性と自己革新機運の乏しさ！）

と、その中で格闘する毎日です。

もっとも、今ではビジネスライクに割り切って、自分の属する職場チーム（ということは自分自身に対して）を相手に組合交渉をしたりで、こんな時は「年の功」を変に納得しています。

II. 人生80年代は育ち後れの時代

昨今、公共性をめぐる議論が盛んです。

誤解を恐れず言うと、「公共性領域の拡大と質的向上」と似て非なる「行政の肥大化」傾向については楽観視したり、イデオロギー論議と混同することが許されない状況だと思います。

施策の問題点は研究や運動の中ではほぼ明らかになるに比して、具体的な解決の手立て＝施策化は自治体労働者の職場における勝負でしかないと考えると、これは看過し得ない状況です。

この20年間は高度成長が可能にした財政事情の下に、企業は大量生産、自治体は初期的な都市基盤整備にひたすら邁進し急成長しました。現在は「役場」時代のシッポを残しつつ「都市自治体」へ脱皮する途上とでもいうところでどうか（置かれた状況と要請からすれば、とっくに進化を終えていなければならぬ？）。

しかし、今日この期の人員増は“組織の水ぶくれ現象”（職員の高齢化による無理なポストづくりなど）人事と組織の停滞化を招いています（衛星都市では概ね勤続20年で係長級、21～25年で課長代理級が相場的ポスト。ちなみに大阪府・大阪市では勤続20年でほぼ課長か代理級）。

私が働き始めたころは28才の係長、38才の課長がいましたから、そのことを思えば、当節は管理職としての自立がまさに“ひとまわり”遅れているといえましょう。このことは単に肩書きや職員の年齢構成の問題というよりも、民主的な人事政策、職員参加にかかる緊急な課題です。

行政組織は今、人材育成の必要が痛感されています。——地方分権を担う（政府は「自ら考え、自らが行う」と表現していました！）主体的な職員、環境問題や住宅政策、新しい福祉の概念とシステムづくりに知恵を絞る職員、都市の成長管理政策や情報化といった先端的な都市課題の挑戦する気概ある職員等々。にもかかわらず組織の活性化を阻む壁は内部もあります。

例えば、「都市自治体」にふさわしいセンスや考え方を持つ意欲旺盛な若手、中堅職員が活躍する場がふさがれている（ことなれ主義に固まつた「役場」的体質が抜けない下半身！）。

計画的なまちづくりの要である技術系職場が不当に部分的な位置づけにある（企画や財政の大部分を事務系職員が占めるシステムの中で都市技術の重要性に対する認識がない）。その場しのぎの対応が普通で、後手後手に対症療法的に重い腰を上げる（めざすべき地方自治体像ももたず改革の展望も人材育成策もない）。

III. 「お役所」風土の枠の中でも

（あくまで一般論ではありますが）国・府・市町村を問わず共通する「お役所」の特色は、創意工夫、チャレンジング、フロンティア精神とかいったものに通常は無用であることでしょう。このことについて当の職員の多数は決して是認している訳ではなく、心中思うところは多々あるようですが（「すまじきものは宮仕え」）いかんせん、行革の厳しい攻撃にさらされていながら、「中高年管理職受難時代の幕開け」といわれる民間企業の状況も他山の石とせず、「日本型企業社会」を震撼させる今日の社会変動に対して、あるいは現代社会において住民生活が直面している危機の認識の深さにおいて、そして社会変革における自治体の役割の大きさについて（首長や、住民の生活実態に最も近い第一線の職員に比べて）中間にある多くの自治体管理職層はあまりにも感応性が乏しい。——行政のこの特徴はどこに由来するのでしょうか？

思うに、行政は法権力に基づく税収入を保障され、市場評価や客観的な効果測定にさらされず、「市民ニーズ」といえども行政側の推量にすぎず、施策の採否や優先順位の基準ももたず

に裁量権だけは握っている——という構図にあっては残念ながらそのままで自らを必死に駆り立てる必要はないのです（必要は発明の母！）。

こうした議論になると、日本の地方自治制度のあり方——中央集権的な行財政制度の上に縦割り補助金と分野ごとの“きめ細かな”「適正化」指導によって自治体を統制する国の「非公正さ」こそが問題とされるのが常ですが、またその通りなのですが——状況認識は出発点であって結論ではなく、これらの点を持って自らを「変革しない理由」として通用する段階はとっくに過ぎていると自戒を込めて思います。私たち自治体労働者がなすべきは、自治体行政の矛盾を「補助金体制」「権限や自主財源のなさ」などの言葉ではなく「その職場の言葉で」擱ることだと思います。なぜなら、「住民とのチャネルが最も短い」という点に特化して徹底的に依拠しない限り、政府官僚を乗り越える手づくりの論理は構築できないからです。即ち、先の点が実際の日々の業務の中に、住民生活の中にどのように矛盾として表れ、そのことがいかに反国民的に作用しているか、縦割り行政がいかに自治体内部に分断を持ち込み、施策全体の効果を半減し、税金の無駄遣いとなっているのか——の実証を積み上げる上にしか、国に対決すべき政策フレームは提示できないのではないかでしょうか。

また、多くの機関委任事務を中心とする業務は自由度が少なく単調に思われても、社会的背景や国の意図を重ねてみれば本質が見えてくることがあります。イノベーション的でなくとも、業務の役割を正しく理解することから矛盾を矛盾として擱み明らかにする道も大切であり、これは実務の専門家の長年の経験と問題意識の中からこそ生まれるものと確信します。その意味では、厳しい税法の枠の中で徵収業務の矛盾に苦しむ税務職場が、土地税制や固定資産税を通して「都市と土地の理論」の勉強会に取り組んでいるなどはその好例といえましょう（大阪自治労連の活動から）。

IV. 「現場」と「企画・管理」

ここで自治体の名譽のために明言しておきま

すと、現在のところ市自治体のレベルは（職員の奮闘に支えられて）第一線の職場の水準は相応に高いと思います。しかし、それらを総括し方向づけを与え、問題提起し解決の道を探り、その時点ごとの最適解を施策化し、次のステップへとさらに水準を高めようとするコンセプト・ワークの能力が決定的に弱く、私の職場が「絵に描いたような」その典型です。

ただ、これは企画や人事、行政管理など管理部門の職場の蓄積、水準が問われ、責任は逃れられないとしても、本来、1人1人の管理職の、更に各職場のうちにも具備すべき能力なのですが、そうしたことが意識され（るような仕事の仕方が指導され）ていません。したがって、そのような職員が何人集まって企画調整部門が運営されても、職員ニーズと市民ニーズを理論化し、新しい時代課題を提起するという役割を自覚せず、「一体、何をしてよいのやら」ととまどい、結局「政策についての秘書課」のような役割しか果たせないでいるのです（田村明氏の表現によれば「会議屋企画」「ホッキキス企画」等々）。そうなる理由は、やはり縦割り行政の中で総合的にものが見えない、見るような訓練がされていないことによると思います。

しかし私が特に危機感を感じるのは、施策が専門分化を深めるに伴いこうした企画調整や管理的な仕事がますます肥大化する方向にあり、第一線職員と施策決定のポストとの距離が長くなり、基礎自治体レベルでの官僚制が強まる恐れがあることです。しかもポスト不足のため、世の動きに逆行して中間管理職を増やし、さらに「上司と決めれば（「皆で決めれば」ではありません！）怖くない」という減点主義のため、中間段階で処理し切る努力も不十分のまま次々と上司に決裁を放り投げるため、幹部ほど多忙を極め、かつ情報の洪水の中で熟慮する余裕を奪われているように見えます。

そんなこんなで行政はよほどの内部努力と市民参加による監視がない限り、大企業病、お役所病——組織の肥大化は避けられません。行政の硬直化は内在的な傾向だけなく、組織形態からしても必然的な傾向であると思います。

日本型経営論が盛んですが、民主的自治体経営論についても、これまでの「都市経営論」批

判の蓄積、民主的行政改革論、自治研活動の到達点を踏まえて今こそ深める必要を感じます。

また行政は施策マーケティングにはほとんど関心もノウハウもなきに等しく、手前勝手なアンケート分析が多く、市民・職員参画は施策形成過程に必須のものですが、それ以前に行政組織の硬直化、官僚化を防ぐ意味でも不可欠です。これに関して、情報化は、情報公開と誰でも端末から意見をいうことを可能にする情報参加の直通システムであり、これをOA化だけでなく、住民参加にどう生かすかも大きな課題です。

V. 福祉の職場を例にとれば

職員数を伝々する場合には都市の特性と行政水準を考慮に入れることが大前提ではありますが、福祉の分野はこの20年で最も拡大した職場といえます。

私の最初の職場も福祉事務所でしたが、保育所など児童と母子、老人施設、障害者、生活保護など福祉6法全体で、（記憶によれば）ケアスワーカーが約8名／ホームヘルパー7名／事務職員が4名ほどの小さな職場でした。ところが現在では各分野が分化独立して実に各々20～30人程の課となっています。とりわけ高齢福祉分野では総勢約75人（ヘルパー40名）と大世帯となりましたが、まだまだ職員が足りない、施策が足りない、というのが実態です。

その理由の第1に、出発点が低かったこと。

第2に、福祉ニーズの普遍化、一般化。女性の社会進出や核家族化といった家族の構成や形態の変化、あるいは価値観の多様化などによって（「都市化に伴う家族と地域社会の変容」「家族の機能や地域の相互扶助機能の低下や衰退」といわれるものを背景に）、それまで家族や地域によって解決されて（負担を負って）きた生活上の困難が、商業サービスを利用しない限り、行政への依存を深めてきたため、福祉サービスに対するニーズが特殊から一般へ急速に広がってきたことがあります。即ち、家庭機能の社会化が進んでいるにもかかわらず、それに応えるソーシャルサービスが整わないため、既存の福祉施策へ需要が集中してきたものです（さらに

日本型企業社会では労働者的人権を軽視した転勤など流動性が高く、住宅事情も悪いために3世代の同・近居は望んでも困難な実情にあります)。

第3に、これは担当職場からのボトムアップによるところが大きいのですが、福祉分野では福祉増進のためのサービスや予防的サービスへ、保健分野でも早期発見・早期治療から病気の未然防止・健康づくりへ、また施策を実施する方法も窓口で待つ従来の申請主義から母集団全体に(ダイレクトメール式に)働きかける方法にシフトしつつあり、事務量が増えていることもあります(「対象者やニーズの掘り起こし」)。

この中には、本人にはニーズ(「求め」としては自覚されていないケース、また求められても国の福祉行政の要件では認められないケース、さらに本人が拒否しても専門家の判断により対象(「必要」とされるケース(「行政のおせっかい、押しつけ」と呼ばれることがある)などを含みつつ、全体として潜在的なニーズを顕在化します。

例えば、保育園が園児だけでなく地域の親子の子育て支援や仲間づくりのために育児教室を開いたり、保健と児童福祉が連携して育児教室を開いて乳幼児検診で「要観察」とされた子供をフォローしたり(こうした場合、親に「検診で引っかけられた」と言われる由)。保健婦さんの活動も寝たきり家庭の在宅指導でなく、寝たきり者をつくらないために、文字通り「起こしてまわる」仕事になったといわれます。

しかし福祉8法は、福祉行政が対象と認める人々と(現象として)同じ状態の人が増えているにもかかわらず、従来どおり福祉の概念を狭く限定しているために行政と市民ニーズの間にはすでにかなりの隔たりができています。即ち、福祉8法は対象領域や対象者をナショナルミニマム以下の世帯や心身・家族における「欠損」を要件としているため(保育所は「民間の保育所の欠損」)、それらに該当しない層に対する自治体の上乗せ・横だし行政については有料化(「負担の公平性・平等性」の名の下の受益者負担の導入)か、市町村が自腹を切るかという剣が峰に立たされています。ちょうど保育所の超過負担と同様の状況が福祉全体に浸透してい

るとイメージしていただければよいでしょう。(余談ですが、大店法や開発指導要綱等他分野の行政指導もまったく同様で、国との関係はこれがほぼ全てを語っています。即ち、[国は補助金・交付金の不十分さを自治体の「創意工夫」で補って画一的、規格的施策を文句を言わず遂行するよう自治体へ押しつける]→[自治体は地域の実情からして上乗せ、横だし施策を実施せざるをえず、これを打破しようとする]→[それを違法とする国の撤回指導、もしくは上乗せ・横だし分に対する費用不払い]の構図です。)

第4にノーマライゼーションの思想の普及。即ち、対象者を行政の都合に合わせるのではなく、対象者の基本的人権を第1として行政サービスがあるという「対象者主権」ともいべき在宅システム=「必要な人へ必要な施策をきっちり届け切る」という施策のデリバリーとアクセス。さらにこうした(場としての)「地域における福祉」から1歩進んで、行政と地域社会それ自体の変革を促す、従って地方自治そのものの転換を促す可能性を持つ「福祉の文化」、あるいは福祉における住民自治としての「地域による福祉」への展開がやっと具体的な策となってきたこと。

それにしても、ここに至って基礎研が提起した「人間発達」や「家族」の意味が、ようやく誰の目にも明らかに見えるものとなってきたという感を深くします。また、それは不幸にしてそれだけ矛盾が深まってきたということです。たとえば単に子どもを家族の中に返したからといって経済的、地域環境など社会的に生み出された諸問題に対して家族が養育責任を全うできない時代になったということともに、家族における児童のあり方が人間の発達のベースになるということが広く確認されるようになったということです。

しかも、これまでの長い保育所・学童保育の運動の成果として、これらの児童福祉施設が子どもの家庭外の「発達の場」として充実された結果、児童福祉法が措置を必要としない幸せな児童としてきた〔父母は健在、母は専業主婦、子どもは健康〕という層が育つ環境の方が、(地域に子ども仲間がなくなったり、都市化に

よる遊び場環境の悪化などにより) 相対的に困難な状況になってきたこと、福祉の対象領域を大きく変えようとしています。高齢化問題が全ての高齢者を対象としているように児童福祉も「要措置児童」だけでなく、全ての児童が対象となってきたのです。

VII. 私の主張

——都市問題と公共サービス——

以上福祉を例にとりましたが、自治体が直面するこの課題、即ち「都市化一家庭と地域共同体の衰退一行政ニーズ（「求め」と「必要」）の拡大一組織、人、金の必要」は環境分野をはじめほぼ全ての行政分野に共通しています。しかしこれを「公共サービスの拡充」としてのみとらえるのではなく、都市問題との関連や行政外の世の中の動きとの「構造的な関係」でみていかないと、真の解決の道は展望できず、地方自治体はますますがんじがらめで困難な状況へと追いやられることになると思います。

思えば、家庭機能の社会化や伝統的な共同体の衰退が進むのは必然的なものであり、新しい社会システムを生み出す新しい生活様式の苗床である都市家族と都市社会のプラスの面を評価し、全ての基礎に個人の基本的人権の尊重を据えることが出発点です。このことに照らして日本の対人サービスを見れば、その水準の低さはやはり個人で生きるということが基本におかれていらないことが歴然とします（家族の意味にしても、構成員個人の基本的人権を原点としながら「個人を支える発達の場」ととらえることが必要だと思います。この点を踏まえない家庭機能の維持・再生、地域ボランティア政策であれば、国の福祉改革に組するとともに「福祉ファシズム」に陥る危険がないとはいえません）。

さて以上の観点にたって、公共性を堅持しつつ、公共サービスを拡大していくうとすれば、事業主体ミックスの研究はもとより、国民的な再配分議論にいきつきましょう。しかしそれは

さておき、当面、自治体職員としてすべきこととしては、各分野の施策やサービスの拡大のみをタコつば的に努力するのではなく、「都市を総体として摑み」、都市問題の発生に逆のぼってその抜本的な解決と当面の課題とを結びつけるように施策を構築し、そして、効果的、重点的に仕事をすることではないかと思います。これはそのまま、私の職場の真の課題であり、また國の縦割り行政に対する克服の道なのですが。

零細な施策メニューばかり拡充しても、抜本的なものや相乗的な効果がない施策、小手先の地域や住環境改善ではすぐ行く詰まることは経験をみれば明らかです。地域でさまざまな表れ方をしている都市問題の相互の構造的な関連や因果関係、発生のメカニズムを明らかにしてそれらに立ち向かうように、例えば「産業一福祉一環境政策一地域振興策」を一体的に構想した施策フレームの中で公共サービスの拡充を位置づけることが必要だと思います。

その意味では、「都市経営論」や「都市管理論」とは異なる意味で、まち「つくり」に空間構成的な視点と地域経営・管理する視点をもつと導入すべきではないかと思います。というのは、特に都市にあっては、まち「つくり」といっても、何もない所にまちをつくるのではなく構造的な都市の骨格や人的、自然的環境が「既に出来上がっている」ことが出発点なのですから、在宅システムのように一定の空間範囲内で施設配置や人、物、地域資源等をネットワーク化システム化する場合や、（生態系、環境、資源、流通、廃棄物等の管理などを含む）都市利用計画・都市計画を実現するためには「都市を総体として摑む」意味での都市経営・管理をもっと強調してもよいのではないかと思います。そのためには、自治研活動に支えられた職場づくりと共に、行政にかかる人間の目からだけの「針の穴」から見たような（「いわゆる一つの」）行政や都市問題の考察ではなく、基礎研活動のように多様な職種の人々が働きつつ学ぶ成果こそが強く求められていると思います。

（やぶたに あやこ 所友 市役所勤務）



●入門講座 マルクス経済学と近代経済学(8)

「不況」の経済学

伊藤 国彦

I. はじめに

前回、景気循環の総過程についての近代経済学の理論を紹介しました。今回は、不況（恐慌）に焦点をしづり、その原因と脱出のための政策について検討しましょう。現在の「平成不況」の議論は、宮崎義一氏の提起した「複合不況」論をめぐって展開されています。そこで、その論点を整理して紹介し、欠落している視点をマルクス経済学に見いだそうというのが今回の課題です。

II. 自律的回復論

経済は常に需給一致の状態にあるという超均衡論者を別にしますと、景気後退においては供給能力に対して需要が不足し、意図せざる在庫の増大や稼働率の低下が起こります。企業は、投資を抑制し、供給能力を需要に見合うように調整するでしょう。ところが、投資は需要の一部ですから、投資抑制は一層の需要減少となります。その需要減少が、さらなる資本過剰を生み出します。このプロセスの繰り返しにより、経済活動が停滞し、「不況」となります。

ある経済学者は、「不況」状態から自律的に回復すると主張します。その理由は、価格メカニズムによる均衡化作用です。超過供給の発生は物価を下落させ、それに伴って需要は増加するだろうから、早晚超過供給は消滅するという見解です。しかし、現代において価格は下方に対して硬直的であるという事実がありますので、この理由よりも次の理由による場合が多いです。需要の低下は独立需要という下限をもっているから、超過供給能力に対して企業の資本設備などの調整を通じて在庫調整が進めば、独立需要

の水準で超過供給は解消されるという理由です。前回の説明で、下方累積過程からの反転のバッファーとして「独立投資」や「基礎消費」などの独立需要の存在を挙げましたが、まさにそれを理由としているわけです。平成4年度『経済白書』も、十分な独立需要があるから景気の落ち込みは酷くならず、自律的に回復するであろう予想しています。『経済白書』で示されている独立需要は、①430兆円の公共投資、②合理化・省力化・研究開発などの独立投資の比重の増大、③輸出です。特に、今次の景気拡大期においては生産能力増強投資でなく②のような独立投資の比重が増加していることから、生産力過剰が軽微でかつ景気後退期に投資抑制されにくいために、景気循環の「小幅化」の要因になると分析しています。

『経済白書』が政府の景気対策の役割も重要であるとしているのに対して、吉富氏は自律的回復の必要性を強調しています。資本制経済が不況という調整なしに存続できないという点を明確にしています。それは、不況期によって技術革新（生産コスト削減や新製品開発）が企業に強制され、「資本主義のダイナミズム」が保たれるというシュンペーターのビジョンにほかなりません。吉富氏は、不況をなくそうとして政府が必要をつけてやることが、企業を安易な価格値上げによる利潤確保に安住させ、インフレ体質で技術革新のない弱い経済にしてしまうと警告しています。

III. ケインズの診断

自律的回復論に対して「政府が景気対策をとるべきだ」という意見は、ケインズの理論に依拠しています。すでに紹介した『経済白書』の立場は、自律的に回復するであろうがそれを助

けるために政府が景気に配慮するというものです。入門講座ですから、まずはケインズの不況に対する診断と处方を確認することから始めましょう。

ケインズの理論は、1929年10月のニューヨークのウォール街におこった株価の大暴落に始まる世界恐慌の原因をいかに説明し、不況から脱出する方法を見いだすかという問題意識から生まれた理論です。まさに「不況」の経済学といえると思います。ケインズは、不況の原因を貨幣に裏付けられた需要（有効需要）が不足していることに求めました。そして、ある状況のもとでは設備の遊休や失業者が存在している水準で財市場の需給が一致し、その状態が持続してしまうことを明らかにしました。いま、政府と外国貿易を無視すれば、需要は消費と投資から構成されます。人間は、所得の増加に対して消費の増加はそれより少なくするという性向をもちます。したがって、消費財に対する需要は生産＝所得の伸びほどには増加しません。次に、投資需要ですが、経済が発展し企業の規模が大きくなると一つ一つの投資規模も大きくなります。企業は新投資の規模が大きくなるほどその投資から得られる将来の収益予想が重要となります。企業家が将来の収益予想に関して弱気になっている状況では投資需要は停滞します。加えて、資金調達コストに相当する利子率にもある水準以下に下がらない「流動性のワナ」と呼ばれる状態があると考えています。この状態では利子率は下がらず、人々は資産を債券や株式でなく貨幣で保有しようとします。この制約により、投資が制限されます。

ケインズは、こうした状況では資本制経済はもはや自律的に回復不可能であると考えます。そこで、不況から脱出するためには政府の積極的な経済過程への介入が不可欠であると結論します。一つは財政政策であり、公共投資などを実施し需要を創出することです。また、所得税減税により個人消費を喚起するという需要創出方法もあります。もう一つの政策は金融政策であり、金利を下げてより低い收益率の投資計画も採算があうようにすることです。この二つの不況対策によって、企業の投資活動が刺激され、景気は回復していきます。

今回の不況に対する政府の処置は、『経済白書』の診断と対照的にかなり手厚い対応です。1991年7月以来公定歩合6.0%から3.75%に引き下げられました。92年8月の総合経済対策で10兆7千億円、今年4月13日にとりまとめられた新総合経済対策では13兆2千億円の事業規模です。対策の規模としては“史上最大”記録の更新が続いたことになります。他方、所得税減税によって個人消費を刺激する政策対応もあるのですが、「底堅さをみせる家計支出」（『白書』）という判断からか見送られました。

いずれにせよケインズの診断に依拠することは、現代の資本制経済はその巨大な生産能力を弱小資本の淘汰や技術革新だけでは調整できず、その生産物と新投資による追加的生産物のはけ口を政府が創出しなければ存続できないことを認めることを意味しています。

IV. 「複合不況」論

今回の不況は、1980年代後半の株式や土地などの資産価格の高騰のあとそれに続く1990年からの株価の暴落いわゆる「バブル崩壊」と期を同じくしていました。一連の金融・証券不祥事の露呈、財テク企業や不動産の大型倒産など記憶に新しいと思います。「バブル崩壊」の影響を正しく評価することが今回の不況の診断にとって決定的に重要であると提起したのが、宮崎義一氏の『複合不況』でした。

宮崎氏は、今回の不況を「単に在来型の有効需要不足によるフローのリセッションと把握するにとどまらず、その背景に金融自由化による不良資産の調整過程（クレジット・クランチ）が先行し、やがて重なり合い連動する複合不況」であると考えます。宮崎氏は、バブル崩壊の金融面から実物面への悪影響を重視する立場です。第II、III節では財市場のフロー調整にのみ目を向ける診断であったのに対して、資産市場でのストック調整の問題をクローズアップしています。以下、複合不況へのプロセスを宮崎氏自身がまとめたフローチャート（図1）にそって概観しておきましょう。

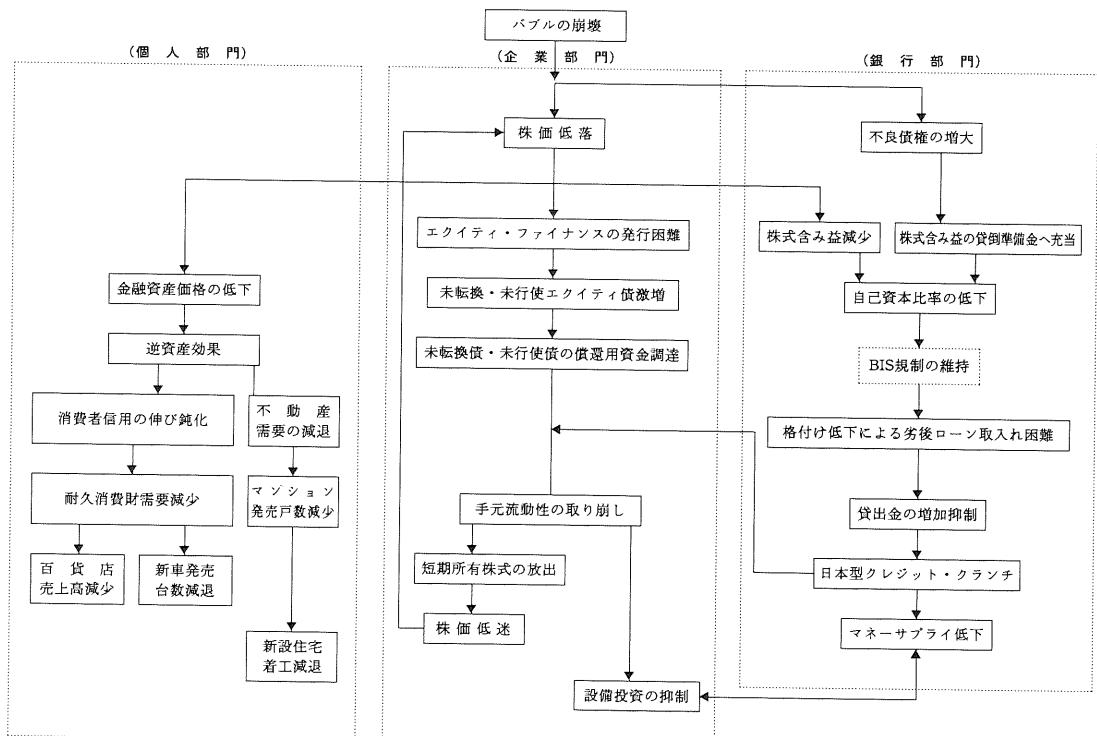
まず、図1の左側の家計消費への影響をみると、株価低落により約80兆円の家計資産の損

失が発生しました。この金融資産の目減りは、逆資産効果を通じて高級品や大型自動車の購入を控えるなど消費財需要を低下させます。また、マンション需要や住宅取得も減少し、その面からも需要を押し下げます。『経済白書』で「逆資産効果は軽微なものにとどまるとみられる」と判断しているのとは対照的な診断です。

次に、図1中央の企業への影響に移りますと、宮崎氏は財テクの失敗もさることながら資金調達面に注目しています。株価の下落は企業にとって株式発行による資金調達（エクイティ・ファイナンス）を困難にします。というのは、株価が低いために大量の株式を発行せねばならず、その発行が株式供給を増やすことから一層の株価下落を招くからです。また、株価の高騰期に大量に発行した転換社債やワラント債が株価下落により未転換・未行使のまま満期をむかえ、

その償還のための資金が必要（92年から94年にかけて23兆円）になっています。償還用資金の調達は、企業の手元流動性取り崩しか銀行借入か普通社債の発行のいずれかによらなければなりません。銀行は後で説明する理由により貸し渋り、普通社債は割高の金利負担を強いられるという事情から、さしあたり手元流動性の取り崩しで対応するという行動でています。新投資の資金調達の余裕がなく、そればかりかバブル膨張期に2%程度の資金調達コストの予定で投資した設備が普通社債発行によって穴埋めすると6%と三倍の負担になりました。宮崎氏は、企業がコストの高くなつた設備を抱えてしまつているという意味で過剰設備恐慌であり、この点がケインズの有効需要不足恐慌と異なる「新しい型」の不況であると言っています。ここでも『白書』の認識と比較しておきましょう。

図 1 宮崎氏の複合不況



(出所) 宮崎義一『複合不況』P242より

『白書』では、「バブル崩壊自体は設備投資の回復を緩やかにする要因ではあるが、回復に深刻な影響を与えるものではない」と樂観的です。資本コストの上昇、内部資金の減少による投資制約を認めていますが、前者に関しては通常の資本コストに復帰しただけ、後者に関しては中小非製造業に認められる程度で全般的な影響は小さいという判断です。償還資金についても「量的な面で大きな問題を引き起こすとは考えられない」としています。

最後に銀行部門からの実物経済への悪影響をみると、宮崎氏は円滑な資金循環を妨げる銀行の貸し渋り（クレジット・クランチ）が生じていると診断しています。

バブル崩壊による不良債権の増大（20兆円に達すると言われています）と株式含み益の減少が銀行の自己資本比率を低下させました。銀行は今年3月までに国際統一基準である自己資本比率8%（BIS規制）を達成しなければなりませんでした。そのために銀行が貸出を圧縮し、企業に資金需要があっても資金が流れない事態が起きたと診断しています。『白書』では、「今のところ貸し渋りが生じているとはみられない」とまったく逆の判断を下しています。

宮崎氏の複合不況論に立つとき、不況から脱出するためにどのような処方箋が考えられるでしょうか。結論を先取りすれば、ケインズ的な財政金融政策では不十分だということになります。原因が信用逼迫にある以上、不良金融資産の調整と信用回復を目的とする金融再編への取り組みが不可欠になります。

V. マルクス経済学からの提起

以上の近代経済学内部での論議は、市場の調整能力、人間の心理的性向と経済現象の関係、実物面と金融面の関係という現象的な機能・関係を問題としています。そして、既存の制度的枠組み（資本制）を前提としてそれを維持するための処方箋が提案されます。マルクス経済学においても現実の多様な恐慌の発生のメカニズム（契機）に関しては、近代経済学の診断とそれほど違いはないでしょう。今回の不況の見方は、おおよそ複合不況論と同じです。ただし、

現象的な機能・関係にとどまらず、もう一步踏み込んだ診断をしています。二つの点を挙げておきましょう。

第一に、過剰生産の発生についてです。本来労働者の労働による成果たる純生産物は、労働力の再生産に必要な生産物と剩余生産物からなります。資本制経済では、剩余生産物は資本家に搾取されます。単純化のために、賃金が労働力の再生産に必要な生産物部分しか支払われず、それゆえ労働者の消費として過不足なく需要されるとしましょう。そうすると、需給一致の問題は資本家階級がもつ剩余生産物に対する需給関係の問題であることがはっきりします。その剩余生産物は、①資本家の個人的消費、②資本家の新投資需要のいずれかの需要と出会い、販売されなければ価値が実現しません。したがって、過剰生産とは剩余生産物に比して資本家の需要（①、②）が不足していることを意味しています。過剰生産物発生は、労働者が搾取され、剩余生産物をどう処分するかに関する決定から排除されていることに眞の原因があるのです。

第二に、資本制止揚の論理です。資本制は一定の生産力のもとで生成し、発展を遂げます。しかし、ある生産力水準に達するとその制度では社会の維持・存続が不可能となり、新しい社会形態が必要となります。マルクス経済学には、近代経済学のように資本制を永遠の経済制度とみなしそれぞれの視野から不況を診断するのではなく、歴史的な発展の段階に位置づけて判断をおこなうという視点があります。現在の生産力は人類をとりまく自然に対して大きな影響を及ぼすほど巨大になっています。地球的規模での環境破壊が深刻化し、人類の存続をも危うくしています。この巨大な生産力の利用を利潤を基準とした私的・分散的な決定に任せておく現在の制度では、環境問題は解決できません。自然と調和するように生産力を管理し得る新しい社会形態が不可欠であると認識しています。

さきの二つの視点から、制度的枠組みにとらわれない長期的展望に立った不況からの脱出策が提起されます。一つは、労働者の搾取を減らし、過大な剩余生産物が生じないようにすることです。具体的には、労働時間の短縮と実質賃金率の引き上げです。それによって、一方で労

労働者の消費需要が拡大し不況の回復を速め、他方で剩余生産物に対する需給ギャップを小さくすることができます。次に、剩余生産物の需要（利用）に関する決定に労働者（国民）が参加することです。剩余生産物をさらなる利潤追求の手段としてのみ利用させるのではなく、①環境と調和する適度な成長のための投資、②根本的な不平等をなくすための社会保障や中小企業救済、③下水道整備や福祉施設の充実など生活基盤への投資、④経済困難に陥っている国への救援など真に必要な需要に充当することです。剩余生産物に対する需要がそのように決定されれば、財の過不足は生じず、したがって景気循環そのものも発生しません。

しかし、以上のような政策は資本家（企業）にとっては認められるものではありませんから、激しく抵抗するでしょう。それゆえ、マルクス経済学が提起する根本的な不況克服策は、提案したから受け入れられる性格のものでなく、階級闘争を積み重ねて社会を変革していく（資本制を止揚する）中で実現していきます。

VII. おわりに

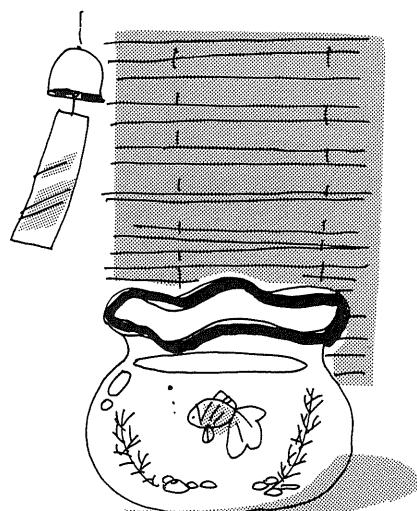
現実に生じている景気循環（恐慌）の子細な

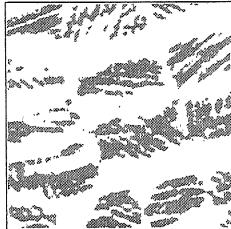
分析が必要不可欠であることは、言うまでもありません。議論の是非は、事実の仔細な分析に基づいてしかなしえません。この点では、近代経済学もマルクス経済学もまったく同じです。しかし、政策の提起において明かとなつたような近代経済学に欠落した視点は、マルクス経済学の優位性であると思います。

＜参考文献＞

1. 宮崎義一『複合不況』中公新書、1992年
2. 宮崎義一「『複合不況』の病根を診る」『エコノミスト』、1992年9月29日号
3. 斎藤精一郎「『複合不況論』は間違っている」『エコノミスト』、1992年10月13日号
4. 経済企画庁『平成4年版 経済白書』大蔵省印刷局、1992年
5. 置塙信雄「景気循環をめぐる二つの途」『経済』、1992年7月号
6. 佐々木憲昭「露呈する従来型経済政策の限界」『経済』、1992年7月号
7. 徳重昌志「今回の不況の特徴と経済政策」『経済』、1993年2月号
8. 吉富勝「不況を恐れすぎる政策が国を滅ぼす」『週刊東洋経済』、1992年11月14日号

(いとう　くにひこ 所員 徳島大学)





●海外通信

ラオスで考えたこと(1)

平野喜一郎

はじめに

1992年2月、私は同僚の桜谷勝美氏とともに2週間ラオスを訪問した。同僚の鈴木基義氏がビエンチャンの日本大使館で調査研究に従事していたので、この機会にあまり知られていないラオスの実情をしっかり見てこようと思ったからである。とりわけ、ソ連崩壊後のラオス社会主義はどんな状態か、また、年間20数億円の日本のODAはどのように使われているのか、が主要な関心事であった。周知のように、ラオスはベトナム戦争勝利の年1975年に王政から共和制に移行した。移行はきわめて平和的におこなわれ、流血事件なくして達成されたので「静かな革命」とよばれている。政治的革命を達成したラオス人民革命党は、経済革命をめざし、産業の国営化と集団化をつうじて社会主義経済体制への移行をめざしていた。だが、政治的な移行が円滑にすすみ、80年ごろには安定したのにもかかわらず、経済の面ではなかなか順調にはすすまなかった。計画経済化による発展も期待できず、低迷がつづいた。

1986年、人民革命党第四回大会は、それまでの停滞をやぶり変革をすすめるために「新思考」(チントナカーン=マイ)を採用した。さらに、87年から88年にかけては「新制度」(ラボップ=マイ)が実施されることになる。これによつて、それまでのベトナム一辺倒から、タイや中国との関係を修復し、西欧諸国とも関係を深めるように

なる。外国投資許可額約3億6千万ドルのうち、タイは1億6千万ドルを占め、最大の投資国となつてゐる。日本は無償資金協力22億円、技術協力6億円の経済協力を実行して、スウェーデンとともに最大の援助国である。しかしながら、日本ではラオスのことはほとんど知られていない。解放戦争頭は、パテト・ラオやプーマ殿下・スファンボン殿下らがニュースをにぎわせていたが、75年の解放以後はマスコミもとりあげることなく、知られざる国になってしまった。

欧米の人々にとっても、ラオスは「忘れられた国」である。ビエンチャンやルアンプラバンではドイツ・イタリア・アメリカからの多くの旅行者に出会つた。だが、彼らの目的は数少なくなった秘境の探訪ということのようで、「世界一不思議な国」(ニューヨーク・タイムズのH・ソールズベリ)という評価が欧米には定着しているものと思われる。

たしかに不思議といえばほんとうに不思議である。第1に、日本の本州とはほぼ同じ面積の国土にわずか400万人の住民であるから、どこへいっても人かけがまばらである。これは他のアジア諸国の人口密集をみなれた目には異様でさえある。第二に、一つの国とはいながら、事実上はビエンチャン、ルアンプラバン、サバナケットの3大経済圏に別れてしまつてゐる。鉄道はないし、3都市を結ぶ国道13号線は未整備で雨期には冠水してしまう。また、都市間の電話も整備されていない。

私たちの今回の訪問は、サバナ

ケットは除いて、ビエンチャン、ルアンプラバン、およびジャール平原の入口の町シエンクアンである。ビエンチャンからまずシエンクアンへ、しかし、シエンクアンからルアンプラバンへは直接の空路ではなく、いったんビエンチャンへもどつてそこからルアンプラバンへという不便さであった。

ラオスの現在

ビエンチャンの土を踏んだとき、何よりも感じたことは、その街の静かさと清潔さであった。タイのバンコクに着いた時の騒々しさ、そして、空港からホテルまでの間に何度か出会つた油断も隙もない緊張にくらべ、そこは、気を許し気を抜いても何の心配もいらない場所であった。迎えにきてくれた鈴木氏が、荷物などを盗まれることはありませんと断言したとおり、この旅行中、そういう問題で気をわざらわされることはまったくなかつた。ただ、解放政策と市場経済化政策で外国人の旅行者が増えたのでこれまでのようなわけにはいかないだろう、という話であった。食堂でホームレスの男にあつたが、みんながその顔をよく知つてゐるほど数少ない存在であった。市場経済化が急速にすすむベトナムの都会のホームレスに比べれば、ほとんどゼロに等しいということであった。

ブーゲンビリアの花にあふれた街なみの大通りを山羊の群れが歩いていた。クルマが少なく、独立記念塔のあたりのメインストリートでも、自転車や歩行者がゆつた

りと車道と歩道との区別のない道のまんなかを歩いていた。

ビエンチャン特別市の人口は14万人である。かつて、1975年の解放以前のビエンチャンは人口20万の歡樂と退廃の夜の街であった。1万1千人のアメリカ軍人とCIAが落とすドルによって、売春婦のあふれた、麻薬密売の横行した「國際陰謀都市」であった。1969年にビエンチャンを訪れた松本清張はこの都市を「東南アジアの陰花植物」と呼んでいる。解放後、アメリカ軍人が撤退し、謀略の中心であった米国際援助局が接收され、売春婦が施設に収容され、亡命者たちはメコンを渡ってタイへ去った。その結果人口は一時期相当数減少していたが、地方からの移住者でふたたび街は盛況をとりもどしている。ラオスはタイと同様仏教の国である。上座部（小乗）仏教が国民に深く浸透し、男性が成人式のような感覚で一度は短期間でも仏門に入るという習慣もある。ビエンチャンの街では僧侶によく出合うし、寺院も多い。30メートルを越える金色の尖塔と釈迦の遺髪で知られるタッドルアン寺院、いろいろな美術品が陳列されたプラケオ寺院、多くの仏像と壁画で有名なシーサケット寺院が観光客をあつめている。寺院の中には小学校があつたりして、寺院は教育の場でもあり、僧侶はこの国の知識人でありエリートである。ある寺院で私たちに親しげに話しかけてきた若い僧があった。彼は英語を流暢に話し、なかなか豊富な知識をもっていた。現在のラオスを評価し、将来のラオスにも期待をもっていた。

けれども、同じエリートであっても、政府の行政にたずさわる人たちにとって現在の事態は深刻である。ビエンチャンの鈴木さん宅で、私たちの歓迎会に集まってきた人たち——そのなかには法務省の局長という高官もいた——は、くちぐちにラオスの当面する困難について話した。なによりも官僚

主義の非能率が克服できない。役所や店は、時の始まる時間になつても役人が来ていない。30分おくれて始まったかと思うと、昼休みの30分前に閉まってしまう、午後には長いシェスタ、そして、終了時間の30分前には帰ってしまって係がない、などなど。たしかにラオス経済は停滞している。1人あたりのGNPはわずか180ドルで、タイの1130ドルに比べても、日本の20000ドルに比べても問題にならない低さである。

GDPのうち農業部門が6割、就業人口のうち農業従事者が9割を占める農業国である。しかもまったく天水に依存する農業であるため、87年、89年の干ばつの被害は大きかった。GNPはそのために6%も減少し、そのこともあって国家財政は赤字である。90年度は、歳出が歳入を1.7倍上回り110億円の赤字を出している。そしてこの赤字分を外国の援助に依存している。

貿易もまた赤字である。90年度の貿易収支は輸出約100億円、輸入約270億円という入超で、輸入が輸出の約3倍という赤字構造である。それは、輸出商品が木材・電力・コーヒーに限られているのに、加工食品や雑貨品から道具や機械製品までほとんどの商品がタイ・中国・ベトナムなどからの輸入品だからである。

こういう経済の停滞や財政と貿易の赤字を前にすれば、ラオスのエリートたるもの嘆かざる得ないであろう。ただこのような会話のなかで、ジャイカ（国際協力事業団）の香田さんは、「ラオス人は豊かだよ。食べものには全く困っていない。豊富にあるんだ」といった。たしかに、ビエンチャンのデパートにも市場にも商品は豊富にあったし、とりわけ食料品はあふれていた。また、街で出会った人々はいい顔色をしていたし、食糧不足などということは問題になつていなかった。この事実と、国連が世界の最貧困の1つに数えてい

ることとのギャップは何だろう。ここにも「世界でいちばん不思議な国」といわれる理由があるのだろうか、などと考えながら、数多くの料理やラオ酒とビール（輸入品でなくラオス製であった）を味わった。

ラオスにおける日本のODA

翌日、JICAの香田さんが指導しているバス修理工場を見学した。この工場は日本のODAの資金によるものであった。香田さんは、日本でクルマの整備工場を経営していたがJICAからラオスへ派遣されてすでに1年余になる。ラオスがたいへん気に入っているが、日本人のようには働かないラオス人には不満でイライラしているようだ。ここで私は日本人になりすましタイ人をだました少女の話を書いた『日本人ごっこ』（吉岡忍著）を思いだした。どうすればだませるかという問いに、少女は、「タイはこのままでは駄目だ、タイ人は一生懸命働いていない、日本を見習え」と威張って強く言えば、タイ人は少女が日本人だと思つてしまふ、と答えるのである。

ともかくも、香田さんが「日本を見習って働け」といわんばかりにあるきまわり、叱咤激励することで日本の町工場のような修理工場は機能していた。つづいて訪れた市の中心部にあるバス・ステーションも、たいへん円滑に運営されていた。バス事業運営についてのさまざまな工夫がなされ日本の経験をうまく生かしているところに何よりも成功の原因があると思われた。バスそのものについては、観光バス風でややデラックスすぎはしないかと思ったし、同じ路線を「いすゞ」と「ひの」の外見が異なる車体が走っていたのはやや奇異に感じられた。

いずれにせよ、10億円をかけたバス・ステーションと修理工場は、日本のODAの中では、もっとも成功し、相手国の人々に生活水準

の向上に役だっているという珍しく、かつ、貴重な例である。それはこの援助がラオスの発展段階とラオス人の暮らしの間尺にあっていられるからである。

一般に、アメリカを抜いて世界一のODA大国日本の援助は評判が悪い。鷲見一夫氏はその著書『ODA 援助の現実』(岩波新書)で、日本の目的が、援助が途上国そのためよりは、日本の貿易黒字への批判をかわすための方便だと述べている。その結果、最大の関心が、大きな資金額を手っとり早く達成することになり、そのため、ダムなどのビッグ・プロジェクトなどに傾きがちであることを指摘している。したがって援助は、飢餓に苦しむ最貧国よりはタイなどの中所得国に向けられがちである、というのである。また、中所得国の中でも、たとえばタイの社会教育文化センターのように、一部の富裕層のためになるだけ最貧層には届いていないというのである。

それだけではない。タイのスリナガリン・ダムやナム・チョンダム、ブラジルの大カラジャス計画、インドのナルマダ渓谷ダム、インドネシアのクドン・オンボ・ダムなどの建設は、先住少数民族などの住民を大量に追い出し、しかも熱帯林などの大量環境破壊をつづけている。こういう状況にたいして、鷲見氏は、援助内容の公開、先住民との共存、環境アセスメントの導入、援助理念の明確化などを提唱されている。

このように、いろいろと批判のでている日本のODAのなかで、ラオスのバス援助は例外的におまくいっているケースである。国立の公共交通という、あらゆる階層の人々に役立つ施設であり、また、

環境の破壊につながらぬものだけに、ラオス人に喜ばれている。

ラオスは1975年に土地の国有化を憲法で定めた社会主义国である。多くの発展途上国の民衆の貧困の根本原因である、土地を媒体とした搾取は根絶されている。都市住民を除いて人口の大部分は農民であり、農民は国家に借地料を支払って土地を借りている。この借地権は相続もできるし、他人に譲渡することもできる。土地の国有化の故に農民の生活は安定し、貧富の差も大きくはない。土地という基本的な生産手段の社会的所有がラオス社会を安定化し落ちつかせているのである。

ODAがこのような社会を無理に市場経済化させることによって混乱させるのは問題であろう。たしかに、ベトナムの技術援助で建設されたデパートなどでは、市場経済も成功しているようだ。けれども、このデパートの店舗に入れる人選をめぐって汚職事件が発生している。市場経済の導入にあたっては、相手国の実情、その政治形態と発展段階をふまえた慎重さが必要だろう。

ODAは受け入れ国の自助努力を援助することが基本であって、その国の努力に逆行するものであつてはならない。何のための援助かという援助の理念が相手国にも日本国民にも理解されることが何よりも必要であろう。企業の金儲けだけの、あるいは、貿易黒字べらしの手段だけという批判の絶えない日本のODAは猛省されなければならない。これにたいして、たとえば、ラオスにおけるオーストラリアの橋の建設や医療への援助、スウェーデンの森林保護への援助などはそれなりの理念がある。これらの国は自国の得意な分野や、

その受け入れ国にこれが必要だと考える分野への集中的な援助を行っている（ただし結果的には必ずしもうまくいっているわけではない）。

他方、日本が「商品借款」といつて工業資本財や原材料や機械など高価な製品をばらまくやり方には大きな疑問がある。それは、かつてマルコス政権などの汚職や腐敗に役だった例もあり、また見返り資金も行方不明になってしまった経緯をみても、現地の人々にとっては、まったくのありがた迷惑になっている場合もある。

援助受け入れ国に必要な、その国民にほんとうに喜ばれる援助ということであるならば、その商品はその国の経済的・技術的発展段階にふさわしいものでなければならぬ。多くの発展途上国にとって、現代日本のハイテクを駆使した製品は手に負えないものである。その部品を自国で生産できなければ、いつまでも日本から輸入しなければならず、自立ができない。そういう受け入れ国を借金地獄に追いやる援助ではなく、その国での生産をうながす援助としては日本の高度成長以前の道具・機械類こそ求められる援助であろう。そのためには、日本の大企業の製品ではなく、中小企業のものの方がはるかに役立つと思われる。また、機械だけでなく、これを使う技術者が必要なのである。けれども、中小企業の製品や、技術者派遣などは、コストがかかるだけでもうけにならないので、現在のODAの対象としてあまり重視されていない。ODAのあり方は、さまざまな批判に答え再検討されなければならないのである。

（次号に続く）
(ひらのきいちろう 三重大学)



●海外通信

レーニンとエリツィン

大西 広

はじめに

私はこの春、約5週間の日程でロシアの経済調査をする機会があり、日本人研究者としてはおそらく稀にしかヒアリングできそうにない多くの貴重な経験を得た。そして、その多くはもちろん工場の企業行動に関するものであったり、商業や農業の転換の内容に関するものであったりするが、しかしそれとは別にもうひとつの貴重な研究交流があった。それは、ラトゥーシュ博士というある歴史学者との交流で、彼は現在レーニン、スターリン期に関する公文書館に籍を置く話題の人物である。そして、それもそのはず、このところレーニンに関する新事実を続々発表し、世間の大変な反響を得ているからである。

レーニンに関する新事実

彼が私たちとの会見の中で明らかにした事実とは確かにショッキングなものであった。

例えば、1920年の春、すでに主権国家として承認しているバルト3国への国境侵犯をレーニンはトロツキーの軍事委員会に命令しただけでなく、そこで地主・金持ち・富農・官吏を白軍が殺したように見せかけながら絞首刑にする指示を出したことが明らかにされている。あるいは、その前年、再びトロツキー宛ての手紙であるが、赤軍部隊の前線にブルジョワの出身者を配置し、いわばそうした方法で（自軍に属する）彼らを意図し

て殺害したことが発見されている。これらの事実は『レーニン全集』から意図的に削除され、あるいは書き換えられたものであるが、ある種、スターリンの大量虐殺に関する面の事実発見にやはり日本のマルクス主義者もその大きなインプリケーションに必要な反応を示す必要があるだろう。

もちろん、このラトゥーシュ博士の発見自体を疑いの目で見る者も多い。このことは博士自身も認めるところである。しかし、もし上記の2つの事実を私たちが覆したとしても、実は彼にはまだたくさんの「証拠」なる事実が発見されている。そして、少なくとも書き換えられている箇所や削除されている箇所が重要なものだけで約400もある（「重要でない」ものも含めれば3724箇所！）ということ自体によって事実歪曲へのある意図の存在を否定できないだろう。事実を事実として認めるところからしか、正しいレーニン像は獲得できない。

人道主義と残虐の間

ラトゥーシュ博士は、〈民族〉のために他民族の虐殺を正当化したヒトラーに対比させ、〈労働者階級〉のために他階級の虐殺を正当化した人物としてレーニンを位置づけている。レーニンの他階級「虐殺」が間違っても農民の全人口やブルジョワジーの全人口ではなく名目的には「非協力分子」に限られていた点でヒトラーと一緒にできないと私は考えるが、「虐殺を指示した」という一点でヒト

ラーに対比させることに私は異存はない。

しかし、それ以上にこの対比に博士が込められた意義を主張したいのは、氏が「民族のため」という考え方も「（ある特定の）階級のため」という考え方も、それがある種の「人道主義」として意図されまた実行されたということである。これは氏自身が強調しておられた点であるが、ある「人道主義」の目的のためであればその目的遂行のための「虐殺」も「虐殺」と認識されない。つまり、それらの「虐殺」もそれぞれにある種の「人道主義」の産物であった点が重要であって（この点で氏は「人道主義の概念を持たない」スターリンを両者と区別している）、したがって論理的には、この「人道主義」への評価なくしてこの「残虐」も評価できないことになる。そして、まさにこの「人道主義」（レーニンの場合は「労働者階級のため」という目的の人道主義）によってこそレーニンが多く的人に慕われていたのだからなおさらそうであろう。

もちろん、以上のように言うからといって、私は「こうした人道主義があったのだから虐殺もやむを得なかった」と言うつもりはない。虐殺はやはり虐殺であって、その犠牲になった人はあくまで全面的にそれを非難する正当な権利を主張できるはずであって、これは「労働者のため」に労働者がブルジョワジーを奪奪する権利を正当に主張できるのとまったく同じである。したがって、この「人道主義」を主張するにも「虐殺」を

重視するにもそれらにはそれぞれの正当なる権利が存在する。決して一方のみが「一方的」に正当なものではない。

エリツィンとレーニン

しかし、この問題以上に私がラトゥシェフ博士に疑問を感じたのは次のことであった。つまり、ある大目的のために多くの社会的弱者を切り捨てるエリツィン＝急進改革路線の支持者である博士が、ある大目的のために非労働者の諸階級を「虐殺」したレーニンを非難するにはもっとしっかりした根拠づけが必要ではないかという疑問である。博士の活動の客観的位置はエリツィン政権による「レーニン像の転換」という目的の中にあるのであって、そうした自らの客観的位置の認識はどうしても欠かせないものではないだろうか。もちろん、事実を事実として発掘しそれを知らせる博士の活動はそれ自体として積極的に賞賛されるべきものである。しかし、それでも、「エリツィン政権を基本的に支持する」と明言しつつ、「レーニンは非難されるべき」と同時に言わざる戸惑うのは私だけであろうか。私たちが今回会見をした他の歴史学者は2つの歴史的過渡期におけるニコライ2世とゴルバチョフの中途半端さを対比させたが、私たちは逆にこれらの時期におけるレーニンとエリツィンの「断固たる」執政を対比できるのではないかだろうか。異なる時期に異なる歴史的課題を背負った2人の指導者は同等に扱われる必要があると考える。

つまり、こういう事である。社会の客観的な運動法則を解明する

「科学」の見地からするかぎり、レーニン＝スターリン型の「残虐」も、それとほぼ同じ過程が戦後の東欧や戦前のドイツ・日本などで起こっている事を十分認識しなければならないこと。そして、したがって、レーニンやスターリンはそれが「誤り」と理解される以前にある歴史法則の一部であったのだということである。つまり、言い換えれば、少なくとも「科学」のレベルで論ずる限り、「非難」に「客観的法則認識」が優先する。そして、私も博士もが共にエリツィン路線を「歴史の必然」と認めるのであれば、このエリツィンへの態度とレーニン＝スターリンへの態度はその基本線において同一のものでなければならない。

公平性の問題

そして、さらにもう1点。同じ事ではあるが、私たちがある対象を評価する時に求められる公平性の問題がある。というのは、先のエリツィンとレーニンの公平性だけでなく、例えば「マルクス主義思想（運動）は数千万人を殺した」といった時にその主張者がたとえばキリスト教（運動）による死者の数を数えたことがあるだろうかという疑問である。実際、レーニンやエリツィンの国であるロシアでも、ツァー時代にはまさしくツァー権力と教会権力が一体化して人民を収奪したのであるし、現在もまた「社会主义思想」の後退の下で民族主義と結びついた教会復興の動きが存在する。そうした現実を見るにつけでも私は単にエリツィンとだけではない公平性の問題を提起しておきたい。

私の今回の調査旅行ではある機

会にユーゴの留学生の話を聞くことができたが、いわばこの国の血で血を洗う内戦も3つの宗教間の戦争にほかならない。あるいは、マホメットの征服戦争、過去の十字軍、イラム＝イラク間の戦争など、考へてもみれば過去の多くの相互残虐行為＝戦争は宗教によるものであったし、もしそうでなくとも、第2次世界大戦を含むほとんどの国家間戦争は〈民族のため〉のものであった。レーニンの残虐を非難する者にこの「残虐」への公平な態度が見られるかどうかが大変疑問になる。この公平性を欠くものは科学とは言えない。

私がこうして特に公平性の問題を強調するのには理由がある。例えば、今この「社会主义」の経済メカニズムの問題に話を移した時、その「失敗」を完全に予見したミーゼスやハイエクの議論に対して、「マルクス経済学者」がこれまでどれほど「公平」に理解しようとしてきたかに疑問があるからである。つまり、「左」の側にも「右」の側にも、そして学問の領域にも実は多くの不公平＝偏見が存在している。私は「マルクス派」の学会も「近代経済学派」の学会とともに自らの活動領域としているが、そうした経験からつねに気がかりとなっている点である。

したがって、繰り返せば、レーニンとエリツィン、人道主義と残虐の評価で問題になっている事も実は公平性の問題である。相手を非難する前にまず自らを反省せよ。「社会主义の崩壊」から私たちがしなければならず、また現在の思想状況に私たちが対置すべきはこの立場である。

（おおにし ひろし

所員 京都大学）

●書評

奥田宏司編

『ドル体制の危機とジャパンマネー』

青木書店、1992年11月。税込4120円

1

1980年代後半はまさに激動の時代であった。ソ連・東欧の社会主義は解体に向かい、発展途上国の方々は依然として債務と飢餓にうめいていた。資本主義工業国ではアメリカの「双子の赤字」は非居住者の証券投資を中心にファイナンスされた。だが90年代に入って日本におけるバブルの崩壊、東西ドイツの統一とともに世界のマネーフローに異変が生じている。ジャパンマネー、ドイツマネーが還流し始めたのだ。だが恐れられたドル暴落はこれまでのところ生じていない。ドル体制はどう支えられていくのか。日本の「金融大国」としての役割はどうなるか。これは世界経済をめぐる最大の関心事のひとつである。

「国際通貨ドルだけに注目するのではなく、『ドル本位制』の上に成立しているドルを中心とした短期、ならびに中・長期の国際信用連鎖の変容についても本格的な分析を加えなければならない」（まえがき）との問題意識をもった本書は、5人の気鋭の研究者による意欲にあふれた本格的な研究書である。

2

本書は5章からなり、各章のタイトルと執筆者は次の通りである。

第1章 国際通貨ドルの変容
横田綏子

第2章 米経常収支赤字のファイナンスとドル不安
奥田宏司

第3章 日本の金融大国化とドル不安 小西一雄

第4章 國際金融市场のグローバル化

バリゼーションと途上国証券市場 神沢正典

第5章 累積債務問題と多国籍銀行 井上 博

第1章の横田論文では、80年代半ば以降の国際通貨ドルの変容が取り扱われる。中心課題として、ドル信認低下要因が拡大しドル支持機構が不安定化するなかで、それにもかかわらずドル残高が増大し、外国為替市場での圧倒的優位が何によって支えられているか、を考察する。氏はその条件を、①外国為替市場自体の変化、②80年代後半、プラザ合意を契機に進展した国際通貨協力、③ドル残高の構成要因の変化、に求める。機動的な市場介入のためにアメリカが外貨を保有はじめたことが、介入通貨・準備通貨の多様化を通してドル代替性を高めることになりドル不安を拡大する材料となった、と言われる一方で、多国籍銀行の発展、決済上の利便性と金融資産投資先としての有利性を兼ね備えた米金融市场の発展、アメリカ有利の金融環境への国際金融協力こそが80年代のドルを支えた、と主張される。

第2章の奥田論文は、80年代後半のアメリカ経常収支赤字のファイナンスの中心は民間証券投資であったが、経常黒字国の西ドイツは日本と異なり小さな役割しか演じなかったこと、90年には国際収支構造の転換がみられ民間資本収支は黒字から赤字になり、「統計上の不一致」と在米外国公的資産が赤字を埋めたこと、ファイナンスが困難化する時期において銀行収支の調整機能が重要であったことを、1次資料を駆使し28の表と9つの図を用いて実証的に論じて

今日の
世界経済と日本
企画書
第2巻

ドル体制の危機と ジャパンマネー

奥田宏司
編集

いる。銀行収支については、87年第3四半期に米金利低下とドル急落による証券投資減少を埋めて最大項目となり、全体のファイナンスが困難化しているときに銀行収支の役割が大きくなり、それが行き詰ったときにブラックマンデーが勃発した、とされる。90年の対米証券投資の赤字転落は米銀の対外債権の引き揚げによってカバーされたが、また在米外銀に米国内商工業貸付のシェアを奪われて米銀の競争力は低下をきたしている、また今後もこのようにして黒字が作れるかどうかは疑問でありドル不安が増大している、というのが奥田氏の主張である。

第3章小西論文は、ドイツとの対比を念頭におきながら、日本のバブル経済化と金融大国化を論じている。国内的な条件（企業の自己資本充実のもとでの対米協力による超金融緩和策、銀行の資金調達・運用構造の変容と金融自由化）が、対外的な条件（経常収支黒字、対外短期借入れ、日銀介入）と結合し、ドル建ての「短期借り・長期貸し」によって経常収支黒字を上回る長期資本収支赤字を可能にしたのである。円の国際化についても、その内実は、日本の国内活動のためのユーロ円市場の発展、ドル資金調達のための通貨勘定としての円資金の利用、リスク回避のための分散投資の対象としての利用であると指摘している。90年のアメリカ非居住者の対米証券投

資の激減がドル相場の下落にとどまり暴落をもたらさなかったのはなぜかについては、アメリカの対外的なドル供給とくに銀行の信用供与が減少し引き揚げられ、また日本の銀行部門の対外債務が大幅に減少して、大規模なドル売りが発生しなかったため、と明快な解答を与えている。

第4章神沢論文は、まず銀行市場と債券市場を合わせた国際金融市场の全体像を提示し、その国際収支ファイナンス機能の80年代から90年代への変化を論じている。つぎに国際分散投資および派生的金融商品の開発が国際金融市场の多極化=ローカル市場の国際化を促していることを示す。そして債務危機に喘いだ発展途上国のうち、メキシコやアルゼンチンが国際債券市場へ復帰したこと、アジアを中心とした証券市場が成長してきたこと、先進国機関投資家の途上国株投資が増大していることが分析される。対途上国投資も証券投資の時代となり、同時に途上国も国際的マネーレースに引きずり込まれて行くことが結論される。

第5章井上論文は、82年以降のアメリカを中心とする債務政策の展開（第1段階から第4段階）過程を新規融資アプローチと債務削減アプローチとの対比の中で、多国籍銀行の蓄積行動との関係で明らかにしている。アメリカが89年にブレイディ構想を打ち出し債務削減政策へ転換した背景を、①債務途上国の経済悪化とアメリカの安全保障戦略、②アメリカ多国籍銀行の国内収益悪化と債権償却条件の確立、③アメリカの貿易赤字と途上国輸入の必要性、の視点から論じている。またブレイディ構想の限界として、対象国が限定されており、債務国が経済回復に必要な削減率よりも低く、今後ニューマニーの獲得が困難になる、と指摘している。

あり、示唆に富み刺激に満ちているが、次にいくつか疑問を提示してともに考えてみたい。まず全体に関わるものとして、書名の『ドル体制の危機とジャパンマネー』が統一テーマとして論じられず、ドル体制の危機への論及が弱い。第1章では、アメリカの外貨保有が介入通貨・準備通貨の多様化を通じてドル不安を拡大したとの叙述があるが、ドル体制の危機は論じられておらず、力点はドルの優位の解明にある。第2章では米経常収支赤字のファイナンスの困難性を論じているが、銀行収支でそれが果たせなければドルが急落するであろう、との指摘に留まっている。第3章では、対米証券投資の激減にもかかわらずドルが暴落しなかったことが論証され、国際通貨ドルの決定的な後退が生じていないことが主張されている。第4、5章ではドル体制の危機およびジャパンマネーは論じられていない。

個々の論点に移ろう。第1章第4節のドル残高の構成と性格の変化では、ドル残高の範囲について「非居住者の保有する国際決済資金および外貨準備としてのドル」ととらえ、「これを表すものとして、米銀の対外短期債務、および公的保有の財務省中・長期証券、その他証券」としている。しかしこれでは80年代後半の国際マネーフローの中心であった外国民間の米国株式や社債に対する投資、民間の財務省証券投資などは抜け落ちてしまうのではなかろうか。

第2章で銀行収支が行き詰ったときにブラックマンデーが勃発したとの叙述で、「行き詰った」とはどういう状態で何が原因で生じたのか、銀行収支と株価暴落の因果関係について説明がない。また90年の対米証券投資の赤字転落は米銀の対外債権の引揚げによってカバーされたという説明は、第3章でも行われている。確かにBIS規制もあり在米銀行の自発的行

動として途上国向け等ローンを削減している。しかし邦銀が在米銀行からのインバウンド取入れを縮小し返済すれば同様の国際収支効果が生じる。また国際収支表の複式簿記の原理によれば、経常収支赤字が資本収支黒字でカバーされなければ金融項目で調整されざるを得ない。銀行収支の調整的性格の軽視につながっている。また米銀の競争力の低下が論じられているが、不動産融資でシェアを拡大した在米邦銀の不良債権の増大など経営の質の評価が欠如し、対米直接投資の動向も視野の外にある。

また90年に635億ドルにも上った「統計上の不一致」は、捕捉困難な流動資金の移動とアメリカの対外投資の「代わり金」からなる、と説明されているが、後者の意味がわからない。国際収支表はひとつの取引が貸方と借方の両建てで記録されるが、捕捉の困難のために片方だけが抜け落ちると統計上の不一致（誤差脱漏）が生じる。派生的金融商品は正確にはカバーされず、ポートフォリオ投資収益は算定の基礎になる保有額と想定収益率が実際よりも過小評価されている、などの問題がある。アメリカの公表統計には限界がありこれだけを軸にして論理を開拓するのは無理がある。

第5章でベーカーのメニュー・アプローチを新規融資アプローチの延長に位置づけている。しかしそれは銀行の途上国融資からの撤退・削減を選択肢として含んでおり、87年2月のブラジルのモラトリアイム宣言、それを受けてのシティバンク等の貸倒れ引当金の積増し、国際銀行協会のきわめて類似したメニュー案の提示のあと発表されたものであり、債務削減アプローチの端緒とすべきだろう。

妄言多謝。本書はファクト・ファインディングと論説による刺激に満ちており一読に値する。

（毛利良一 日本福祉大学）

●書評

松岡寛爾著

『景気変動と資本主義』

大月書店、1993年。税込2500円

1

戦後冷戦体制は、周知のように、1985年、プラザ合意による基軸通貨ドルの共同管理への移行、アメリカの純債務国への転落、ソヴェト社会主義のペレストロイカの名による幕引きを第2の画期として、その解体の歩みを一挙にはやめた。90年代に入ると、この歩みも、最近のベストセラーにみられるように（宮崎義一『複合不況』中公新書、1992年）、ようやく世界同時不況の形で一つの経済的な結末をむかえることとなった。71年金・ドル交換停止によるIMF体制崩壊と73年オイルショックによる世界同時不況という冷戦体制解体の始まりから、はやいもので20余年、不況という総括形態をとつて貫くものの正体を暴露するときがきたと言ってよいだろう。事実、ここ数年、理論分野から「構造の解体と長期不況、そしてそこから新たな構造の転換へ」という独自な発展法則の定式化が試みられてきている。

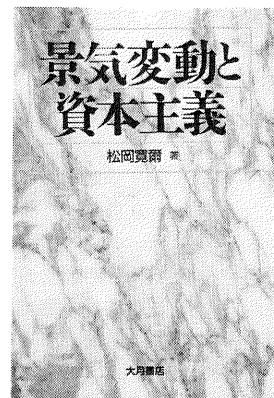
20年代の相対的安定期をつき崩し、続く30年代を大不況に引きずり込み、ついには国独資確立へと転換させていくその起点たる「1929年大恐慌」に対比する形では、「新しい価格革命」不況によるケインズ型一国資本主義の終焉と世界経済の本格的形成が宣言され（宮崎義一『世界経済をどう見るか』岩波新書、1986年）、国独資破綻の最終確定とドル崩落による90年代大恐慌到来の予告が行われる（大内力『世界経済論』東大出版会、1991年）。

英綿工業主軸のパックスブリタニアを解体に追い込み、独・米重

化学工業主軸の新たな構造への転換を媒介し、ついには第1次世界大戦と第2インター崩壊・ロシア革命という20世紀の帝国主義世界を産み出すこととなる1873年起点の「19世紀末大不況」にスケール大きく対比する形では、先駆的な「体制解体=危機循環と産業循環とのからみあい」という提起以来（古川哲『危機における資本主義の構造と産業循環』有斐閣、1970年）、今までのところ、帝国主義が経済の土台そのものからなり崩され、新たな基盤のうえに社会主義が展望されていくことになる「20世紀末大不況」ともいすべき規定に落ち着くかのようである（南克巳「冷戦体制解体の世界史的過程におけるアメリカ資本主義——ME化とアジア化を軸線として——」『土地制度史学会秋季学術大会報告要旨』、1986年。伊藤誠『逆流する資本主義』東洋経済新報社、1990年。大島雄一『現代資本主義の構造分析』大月書店、1991年）。

まったく別な形では、コンドラーチェフの長期波動論・シュンペーター『景気循環論』や各種のヘゲモニーサイクル論などが再構成される（篠原三代平『世界経済の長期ダイナミクス』TBSブリタニカ、1991年）。

ここでとりあげる本書は、このように活況を呈している観さえみえる「構造と循環」の問題に、今次不況をふくめて規則的な伸縮をくり返す景気変動のなかから約10年周期の産業循環とほぼ50年ごとの長期波動のふたつをとりあげ、「経済学批判体系プラン」の「競争論」次元からせまったものである。



「プラン」具体化というこの試みは、今回本書に収録されたことになった論文4本の執筆がすべて60年代、ということにかかわろう。というのは、この時代、若い世代の理論研究の一大潮流は、戦前からの成果が「経済学ならびに『資本論』における恐慌論体系の基本構成」という形で勢ぞろいしたのをうけて（山田盛太郎『再生産過程表式分析序論』改造社復刊、1948年。久留間鮫造『恐慌論研究』新評論社、1953年。宇野弘蔵『恐慌論』岩波書店、1953年）、戦後重化学工業の本格的展開に追いたてられるように、『資本論』・『資本一般』の次元をこえる「恐慌論の循環論への具体化」・「産業循環論」を活発に試みてからである（林直道『景気循環の研究』三一書房、1959年。富塚良三『恐慌論研究』未来社、1962年。井村喜代子『恐慌・産業循環の理論』有斐閣、1973年。）。この意味で、著者は戦後世代を代表する理論潮流のただなかにあると言える。

2

冒頭には全体の案内役を果たすべく今回あらたに書きおろした論文を配置、およそ「経済学・『資本論』における恐慌論体系の基本構成」にかかわる論点を概説する。恐慌よりもむしろ景気変動という運動形態に着目する著者は、『資本論』の本質的法則をより積極的にその現象面にまで展開する

ことによってのみ景気変動なるものは解明される、と力説してやまない。

第2論文「静かな均衡化と暴力的均衡化」は、主循環である産業循環に「ふたつの均衡化方式」の差異と関連の角度から切り込むもので、本書全体の基調をなす。いわゆる価格メカニズムと総称され、商品生産一般の日常的調整機構たる静かな均衡化方式が、資本蓄積の競争の中で矛盾累積機構というその反対物へ転化していく論理を、著者はあざやかにえがきだす。すなわち、しばしば「セー法則」の形で定式化されもする静かな均衡化方式は、超過需要の継続的・構造的な発生に規定されて逆に日常的な市場価格の不断の上昇、傾向的なうなり、したがって景気上昇局面をつづつと媒介していくだけでなく、生産様式の再生産に必要な視点、本質的・長期的な視点でのひずみ、いわば本質的・構造的不均衡ともいべきものを累積していく。やがて今度は本質的・長期的視点からの調整が恐慌による暴力的調整という形で必然となり、再生産・平均利潤・生産価格などの内的・本質的法則が強力的にいききょに自己を貫くことになる——。ここでの論証は著者の独壇場で、見事と言うほかない。

第3論文「労働需給と労働力の価値」は、労働力の価値と労賃とが一致する条件の解明を通して第2論文で示された産業循環を補足する。労資の階級関係を軸に労働需給の均衡点は、相対的過剰人口が一つの産業循環平均ではプラス・マイナス・ゼロではなく、特定のプラスの水準であることによってのみ確保されることを論定し、資本蓄積構造が長期不完全雇用均衡の体系にほかならぬと提起する。

第4論文「資本の絶対的過剰生産に関する試論」は、これまで、宇野弘蔵と富塚良三によって「恐慌の必然性」の論証として読み込

まれたり、あるいは古川哲や井村喜代子によって「極端な例示」・「資本一般をこえるもの」とされてきた『資本論』のいわくつきの箇所を、「競争論」という著者独自の領域にひきすえて再構成する。

第5論文「利潤率の傾向的低落の法則と産業循環——構造変動の基礎過程——」はもう一つの景気変動としてとりあげた長期波動の法則的解明に、利潤率の傾向的低落の法則の貫徹形態という角度から切り込む。この法則が、日常的には恐慌局面での「強い突然の低落」の形で現象しながら、本質的にはいくつもの産業循環を通してのみあらわれる超長期動態法則であることを論証を執拗に試みる。

3

このようにみてくると、本書は、「本質と現象」、「法則と運動形態」、「短期と長期」、「循環と構造」、「産業循環と長期波動」という一見するとなにかしら二項対立的にみえるものに、『資本論』の法則の具体化とい一點から切り込んで、それらの統一的関連の解明作業を行なながら、全体として「産業循環」構築にせまつたものと言うことができる。その方法的特徴は、『資本論』の法則を平均法則として、それも「観念的平均」ではなく、異時点間の長期平均としてたえず現実を貫くものと把握するところにある。しかも具体的にとりあげられる法則は、景気変動が運動形態の視点から着目されていることを直接に反映して、不可避免的に価格形態に限定される。

本書の内容上の独自性は、したがって、恐慌論が事実上は「産業循環論」として、つまりは「恐慌の必然性」が「現実の恐慌」のところで展開され、この「産業循環論」なるものが生産価格にかかわる法則の長期的貫徹形態を軸に構成されてくるところにある。なかでも第2論文こそは、かつて1956

年に種瀬茂が戦前の30年代からの杉本栄一の着想をひきとる形で提起することになった「ふたつの均衡化方式」の差異から周期的恐慌を解く試み（種瀬茂『競争と恐慌』有斐閣、1986年、所収）をはじめて本格的に論証するものとして特筆に値する。

そこでの論証は、いささか演繹的にみえるほど、ものの見事なまでに徹底しているが、この徹底はまた限度を規定するものとならざるをえない。すなわち、「恐慌論の産業循環論への具体化」の試みは、「恐慌論の産業循環論への一元化・解消」に帰結し、「構造が循環を作り出し、循環を通して構造ができるが」いう「構造と循環」の相互作用の解明は、「循環論による構造論の一元化・解消」にいきつく。「具体的なものの具体的な分析」としての現状分析にむけて、理論の具体化が試みられるばかり、具体化すべき理論の確定が、この分野で言えば「『資本論』・資本一般における恐慌論体系の基本構成」の厳密な確定が依然として必要条件であることにかわりはない。

今回、本書の末尾にある1825年から今次不況までを一括整理した「産業循環周期律表」にいたく興味をそそられて、世界恐慌史関連文献にあたる機会をもったが、日本人の手によるものは、1810年恐慌から1937年恐慌までをあつかった宇高基輔「世界恐慌史」（『講座恐慌論第4巻』東洋経済新報社、1959年）をのぞいて、まったくないことにあらためて痛感させられることとなった。ヴァルガ『世界経済恐慌史』やメンデリソン『恐慌の理論と歴史』などのソヴェト社会主义の学問的遺産をまだわれわれは消化しきっていない。理論の体系的确立のためには、歴史的な生きた現実への沈潜もまた必要条件である。

（後藤康夫 所員 福島大学）

●書評

西谷 敏著

『ゆとり社会の条件——日本とドイツの労働事情』

労働旬報社、1992年。税込2600円

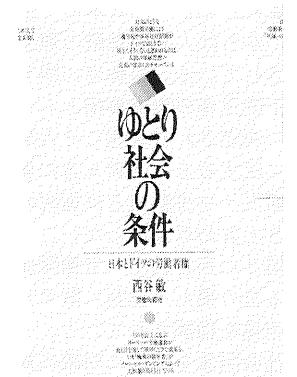
不況が長期化するもとで、希望退職募集や指名解雇などの「雇用調整」の嵐が中高年ホワイトカラーを標的として吹き荒れている。音響メーカーのパイオニアで指名解雇の対象となった管理職のように「企業に裏切られた」と憤慨しながらも「裁判に訴えれば再就職できなくなる」と泣寝入りするケースも多い。たった一回の残業拒否を理由とした日立製作所による解雇をわが国の最高裁が合法としたことも記憶に新しい。わが国の「ゆたかな社会」状況は、その後に限りない不安定さをともなっていることが浮び上がってきた。一体、日本の労働者は労働者としての権利をどのように保障されているのだろうか。

昨年末に刊行された西谷敏著『ゆとり社会の条件——日本とドイツの労働者権』はこうした問題を考える際に的確な材料を提供してくれる格好の書物である。同書は、わが国の労働者権とドイツの労働者権の現状と問題点を対比したものであるが、取扱われている領域は、労働条件決定のしくみを始め、採用、配置転換、労働時間、休暇、賃金、職場における自由と平等、男女平等と母性保護、解雇制限、不安定雇用、労働裁判にいたるまで全分野にわたっている。著者の意図は、「日本は、国際的規模で労働条件や労働者権を低下させる『死錠』の役割を果して」おり、本書において「ひとつひとつの労働条件や労働者権について、両国の相違を点検するなかで、あらためて日本労働法の問題点」(15ページ)を浮彫にしようと試みたものである。

本書を読んで改めて考えさせら

れたのは、ドイツの労働者権の水準の高さと内容の豊かさである。たとえば、今わが国で焦点となっている解雇にたいする法的な規制についてはどうだろうか。日本では労災・職業病による休業中の労働者や産休中の女子労働者にたいする解雇や育児休業を理由とする解雇を禁止する法律はあるが、解雇それ自体を一般的に制限した法律はない。これにたいしてドイツでは解雇制限法という立法が存在し、「解雇に正当事由が必要であることが宣言され、さらに、解雇訴訟、従業員代表委員の解雇の制限、大量解雇の規制などについて詳細な規定がもうけられている」(177~178ページ)。さらに解雇規制については、従業員代表委員会(企業内に設けられた労働者を代表する組織)が大きな役割をもっており(経営組織法)、使用者はすべての解雇にあたって事前に同委員会の意見を聴取する義務がある。同委員会が解雇にたいして異議を申立てた場合には労働者の解雇訴訟に有利に働くという。日本では解雇された労働者が裁判に訴えた場合、最終決着まで10年も20年もかかるのが当たり前で、このことが容易に裁判にふみきれなくしている。他方、ドイツでは解雇訴訟を提起しやすいような仕組みが設けられており、このことは両国の解雇訴訟件数の著しい差につながっている(日本はドイツの300分の1の件数)。

労働時間にたいする規制の面でも同様のことがいえる。しばしば指摘されるように、日本では所定外労働が事実上、野放しに放置されており、法律による総労働時間の規制が形骸化している。これに



対してドイツでは労働時間法(1日の労働時間の最高限度を10時間に制限)、労働協約および従業員代表委員会との共同決定というよう3段階の歯止めが設けられている。また、ドイツでは労働者の保護を目的に閉店時間法によって商業の営業時間が厳しく制限されている。土曜・日曜はデパートのかき入れ時、コンビニエンスストアの24時間営業は当たり前という日本とは著しく対照的である。

では、同じく敗戦国で、ともに戦後高度成長を達成したドイツと日本でありながら、このような労働者権の著しい相違が生まれた要因は一体どこにあるのだろうか。私がかねてより知りたいと思っているのはこの点である。これについて西谷氏は次の3点をあげておられる。

まず第1に、労働組合と労働者政党の勢力の相違である。ドイツでは産業別労働組合が日本とは比べものにならないくらい強い勢力をもち、労働協約を通じて労働条件の改善に大きい役割を果たしてきた。また社会民主党も巨大な勢力をもっており、両者の力が資本の政策にたいして歯止めをかけ、今日の労働条件と労働者権の形成に決定的な影響を及ぼした。

第2は、国民の思想のあり方、すなわち人間の尊厳の思想の定着度の相違である。わが国では「職場に憲法なし」とか『民主主義は工場の門前で立ちすくむ』(熊沢

誠著、田畠書店) という言葉に象徴されるごとく、日本の「企業社会」からは人間の尊厳の理念は排除されている。労働者に関する事柄が使用者の専権事項として一方的に決定される事態こそ人間の尊厳に反するという考え方には貫かれる西ドイツ労働法とは雲泥の差があると言わねばならない。

第3に西谷氏は、労働関係における法の果たす役割に関する両国の相違を指摘している。ドイツが社会関係を法的に明確に規整する考え方を重視してきたのに対して、日本では「社会関係ができるだけ非法的に処理しようとする傾向」(258ページ) が強く働いてきた。このため労働条件の決定が使用者の裁量にゆだねられる度合いが高くなっている。

わが国で「ゆとり社会」を実現するためには、日本の労働条件や労働者権の水準をドイツの水準に近づけることであろう。その方途を探るためにも西谷氏が指摘されたこれら3つの要因について私たちなりに熟考する必要がある。

西谷氏が終章で指摘されている

ように、ドイツが達成してきた労働条件と労働者権の水準は現在、新たな事態に直面している(「ドイツの日本化の動き」)。「今日のような国際化の時代において、競争状態にある国との間の、労働条件や労働者権の大きい格差が長期間持続することはありえない」(259ページ)。労働関係の「日本化」が「弾力化」とほぼ同様の意味で用いられ、すでに土曜労働の導入をはじめとする労働時間の弾力化として具体化されている。また、雇用機会の拡大を目的とした就業促進法(1985年)の制定を契機に、それまで禁止されていた「合理的根拠のない期限つき雇用」の導入を認めたことも「弾力化」の具体例である。

国際競争が激化するもとで、こうした「ドイツの日本化」の動きを防止し、日本の労働条件、権利水準をドイツに近づけるためにわが国の労働者、労働組合に課せられた責務は重大と言わねばならない。では、「日本のドイツ化」の見通しはどうだろうか、またそのためにはいかなる方途を取るべき

だろうか。「日本のドイツ化」の可能性について西谷氏は「労働条件の大幅な引き上げや労働者権の周到な保障という意味での『ドイツ化』は決して不可能ではない」(261ページ)とのみ極めて禁欲的に記されている。

なお、疑問を1つだけ呈示すれば、西谷氏が詳しく紹介されたドイツの労働者権を享受できる労働者は現実にどの範囲にまで及んでいるのかということである。ドイツにはギュンター・ヴァルラフが『最底辺』(岩波書店)で暴いたように外国人労働者にたいするもう一つの世界がある。労働市場の底辺に組込まれた労働者の権利状況は一体どのようにになっているのだろうか。

ともあれ西谷氏は「ゆとり社会」を日本において実現するための道筋を考えるうえで貴重な手掛かりを提示された。本書を多くの人びとが読み、この点をめぐって大いに議論する機会がひろがることを是非期待したい。

(伍賀一道 所員 金沢大学)

●書評

保田芳昭編

『マーケティング論』

大月書店、1992年。税込2400円

1

「マーケティング」という言葉は、今日の新聞・雑誌などでかなり一般的に使用されている用語である。しかし、いざ「マーケティング」とはどのような意味の言葉ですかと聞かれて、即座に応えられる人は少ないのではないか。おそらく、商学・経済学・経営学などの「マーケティング」と関連の深い学部学生の場合も同様であろう。

しかし、私達が生活をしていくうえで必要なモノやサービスの供

給の大部分は、本書が指摘するように「企業の体系的な対市場活動」であるマーケティングの洗礼をうけているのである、「今日、企業経営者やビジネスマンは今までもなく、主婦や学生、子どもといえども、マーケティングから逃れて1日たりとも生活は営めないようになっている」のである。

本書は「マーケティング」とはなにかについて、保田芳昭・薄井和夫・齊藤雅通・猿渡敏公・杉野幹夫の5氏により、日本の具体的現実と経済的弱者である消費者や中小企業に対する視点を組み込ん

で、わかりやすく、かつ、総合的に論じかれたテキストである。

今日、多発している公害、欠陥商品、強制的浪費、消費者破産等の消費者問題は、企業のマーケティングのあり方に起因するところが多い。本書はマーケティングや流通を学ぼうとする学生にとってばかりでなく、消費者問題に関心を持つ市民や良心を貫こうとするビジネスマンにとっても一読に値するテキストである。

本書の構成と骨格については、編者による前書きの要領のよいまとめをそのまま紹介しておきたい。

第1部「マーケティングの概念と発展」では、マーケティングとはなにか(第1章)を吟味し、ついでマーケティングの母国アメリカでのマーケティングの成立と発展の過程を、消費者運動ともからめて論じ(第2章)、さらに日本

における戦前の実状と戦後のマーケティングの導入と展開過程を素描している（第3章）。第2部「マーケティングのミクロ次元」では、まず経営戦略——マーケティング・マネジメント——マーケティング戦略の枠組みと特徴を論じ（第4章），ついで個別企業を主体とするマーケティングの基本的な諸政策，すなわち製品政策（第5章），価格政策（第6章），チャネル政策（第7章），およびプロモーション政策（第8章）について，おのの日本の変化する具体的な状況をとりあげつつ，理論的にも解明している。それに加えて，多国籍企業の飛躍的な発展をふまえて，国際的マーケティングについても具体的に解明している（第9章）。

最後に，第3部「マーケティングのマクロ次元」においては，個別企業のマーケティング活動がおりなす全体を，社会的，国際的次元からとらえて問題に接近している。すなわち，マーケティングと深くかかわる消費者問題（第10章），日米構造協議による大店法再改正問題などをふくむ流通問題（第11章），またあまりとりあげられることのなかったマーケティングにかかわる労働，とりわけ販売労働（第12章），さらに多国籍企業のマーケティングが今日の世界経済にどう影響しているかなど（第13章）が，実態をふまえて批判的に考察されている。

以下では，各章別の個別の論点を離れて，全体的な観点から若干の本書についての感想をのべることにする。

2

マーケティングは流通研究の一部でもある。周知のように日本における流通研究は外国にはない特徴をもって発展してきている。田村正紀は，日本における流通研究は，「商学」，「配給論」，「マーケティング論」，「流通論」などの名称のもとにに展開されてきたが，

今日影響力をもっている流通システム研究の境界，本質，方法論のパラダイムは，(1)ドイツ商業論とアメリカ・マーケティング論との接合による「古典的配給論」パラダイム，(2)森下二次也による古典的配給論批判，アメリカ・マーケティング論批判を通ずる「商業資本論」パラダイム，(3)商業資本論パラダイムに対する，内在的純粹理論批判と流通システムの現実との対応関係研究という問題意識による，「流通論」パラダイムの3点に集約されるという（田村正紀『日本型流通システム』千倉書房）。

本書を以上の田村正紀の整理をかりて位置づけるなら，(2)「商業資本論」パラダイムをベースとする発展的研究を基本においたマーケティング・テキストといえる。

本書の貴重な点は，流通論パラダイムとして分類される研究が，現実のプラグマティックな企業流通活動の革新を背景として，個別実証研究とその企業行動原理と流通法則の解明という課題をおって展開されるなかで，ややもすると現実批判を欠く場合があるのに対し，国内的・国際的流通の現実を生産と消費及び労働の関連を現実批判の精神を貫き，コンパクトな入門テキストとしてまとめられている点であろう。

ゆるぎない批判精神がこめられた本書は，教育に用いられる良質なテキストが知育と訓育の両面を相備えていることが必要であるという条件を満たしている。そして，このことは，本書の読み手にマーケティングとは何かについての理解とともに，企業行動や流通構造，消費構造への構造的理解と現実の構造の再構造化への手がかりを与えるものといえよう。

3

本書はマーケティングはアメリカにおける市場問題の発生を背景として成立してきた思想であり技法であるととらえている。

マーケティングに関する思想を

みるためにには，マーケティングの理論的端緒を開き体系化をはかった，ARCH.W.SHAWの「SOME PROBLEMS IN MARKET DISTRIBUTION」1915（邦訳丹下博文『市場流通に関する諸問題』白桃書房，1992年）を検討することが有益である。

ショウは企業間流通の効率性の促進という観点から問題をときおこし，とりわけ，流通における中間業者の機能分化の発生と自律の原因の解明，商人的生産者（製造メーカー）による流通機能の取り込み要請の発生理由の究明を通じてマーケティングの体系にせまっている。基本的な企業経営原理の応用という副題を持つショウの「市場流通に関する諸問題」は荒げすりはあるが，幅広い認識にたち，マーケティングがなぜ要請されるのかの原理的・思想的説明をおこなっているといえる。

ところでショウをはじめとする経済的自由主義にたつマーケティング論は，人間にとり消費がどのような意味や役割をもっているかという問題を考察の対象外におく。

マーケティングの概念は，基本的に生産企業の流通活動，対消費者政策とその反映としての生産政策をふくんでいる概念である。マーケティングにおいて消費が問題になるのは，生産物が消費されることにより価値実現が達成されるか否かにおいてであって，消費者が欲求を発達させ消費を通じて人間形成をしていくことは基本的に考慮されない。

人間は消費経験を通じても人格を形成し発達していく存在である。マーケティングは企業による人間の欲求の体系的な開発という性格をもっているが，人間の発達をうながすといった観点は本来的にはもっていないともいえよう。

このことは，マーケティングのもつマイナス面をなくすためには，消費者が企業に人間観の転換をせまる対市場活動や対企業活動を組織することが必要であることを示

している。

本書を土台に、人間観の転換をせまるような消費の論理、流通の論理、生産の論理問題が織り込まれたマーケティング論のテキストが生まれることを要望することは無理な注文であろうか。

なお、マーケティングをおこなう企業の形成・発展も市場の発展とともにあるとすれば、少なくとも

も「市場」とはなにかについての理解が存在することが、マーケティングの本質理解の基本となろう。そして、国民として、消費者として、どのような「市場」を求めるかが、マーケティングのあり方にに対する規範の基準となることが必要であろう。その意味で資本主義以前の市場の歴史を含め市場とはなにかについての説明も本書のよ

うなテキストに要望したい点である。

本書はマーケティングについての全体的理解とともに、消費者問題や流通問題に視野を広げ、マーケティングのマイナス面を明らかにしている点で、国民生活という視点から、市場のあり方を考えるうえでも広く読まれたい良好なテキストである。

(山西万三 所員 銀行労働者)

好評！基礎経済科学研究所の最近の出版物

基礎経済科学研究所編

『人間発達の経済学』

青木書店, ￥1751

経済の発展のなかでの人間の発達と人格形成の問題を中心にしてわかりやすく具体的に叙述されたロングセラー

基礎経済科学研究所編

『ゆとり社会の創造—新資本論入門12講』

昭和堂, ￥2100

今日の日本の「働きすぎ社会」の現実を、情報化・サービス化のもとでの生活と労働の変容を中心に考察する、新しいタイプの『資本論』入門

基礎経済科学研究所編

『講座・構造転換』(全4巻)

青木書店, 各￥2200

生活の構造変換のトータルな把握に基づいて、日本の貧困からの脱却と真のゆたかさの回復の途を多面的に追求する

林堅太郎・大西広・佐中忠司編

『新編・現代の経済社会』

昭和堂, ￥2100

現代社会はどこに向かっているのか？
激動のうちに21世紀へのトレンドを読み取る入門テキストブック

たちまち4刷！

基礎経済科学研究所編

『日本型企業社会の構造』 労働旬報社, ￥2800

執筆者=伊藤誠・渡辺治・十名直喜・奥村宏・熊沢誠

成瀬龍夫・森岡孝二・池上淳・二宮厚美

バブル経済の崩壊、国際社会のなかで孤立する日本企業、企業犯罪の続発、サービス残業の増加、過労死の頻発……。さまざまな困難を抱える日本社会。「企業中心社会」日本の構造とその改革の道筋を明らかにする。

完結まじか！ 講座・今日の世界経済と日本 (青木書店)

第1巻『世界秩序と

グローバルエコノミー』

関下稔・森岡孝二編

￥4120

競争と協調、統合と対抗の中の80～90年代、世界政治経済と日本を多角的に追究

第2巻『ドル体制の危機と

ジャパンマネー』

奥田宏司編

￥4120

資金循環の世界的変化をともなって新展開をみせる国際資本市場の実態を分析

近刊 第3巻『日本経済の国際化とアジア』

中村雅秀・林堅太郎編

迄御期待

●基礎研だより

1993年度春期研究交流集会開かれる

——ここ数年で最高の参加者——

基礎研恒例の春期研究交流集会が3月20日、21日の両日、昨年と同じ会場のみのお山荘で開催されました。参加者は、のべ64名で、ここ数年の春の研究交流集会では最高の規模になりました。

今年のテーマには、「企業社会の変革と人権論の再構築」が掲げられ、20日のメインシンポジウム、21日の記念講演をはじめとして分科会全体を通して活発な報告と討論が行われました。

従来からの企業社会批判の論点をいっそう発展させ、ゆとり社会実現へ向けた理論課題として、いま人権論の視点からの再吟味が必要ではないか、との思いが参加者一同の共通認識になったように思われますが、以下交流集会の概要を報告したいと思います。

メインシンポジウム

メインシンポジウムは、「法学・教育学・経済学から見た人権論の再構築」と題して、労働法の西谷敏氏（大阪市立大）、発達研究の田中昌人氏（京都大）、それに所内から二宮厚美氏（神戸大）という多彩で魅力溢れたメンバーの報告でした。

「労働法における個人と集団」という西谷氏の報告は、有斐閣から同名の労作を出版されていますが、今日の日本における労働組合の伝統的な組織・行動原理と労働者（とくに若い世代の）の意識とのギャップが、連合、全労連を問わず労働者の組合離れを招いており、法理論の根本的な見直しが迫られているという問題意識に立つてのもの。

とくにユニオン・ショップ条項は百害あって一利もないこと、「協約自治」の名による労働者の権利侵害など伝統的労働法理論の問題性を指摘されたうえで、自己決定権にもとづく法理論の構築の必要性を強調されました。この場合の自己決定とは、自立した個が主体的に、自分にかかる問題についての決定に参画できるという広義の共同決定・参加権のことであり、使用者の単独決定優位の構造にたいし法的に枠をはめながら労働者の自己決定・共同決定をどう尊重していくのかが企業社会との対抗として問われていると力説されました。

「第3世代の人権論と発達研究の課題」という田中氏の報告は、国際的な人権保障思想の発展として、第1世代の人権論（自由権）、第2世代の人権論（社会権）から、第3世代の人権論（平和・環境保全など人類の共同資産を共有しようという連帯・共同権）が提起されてきている今日の状況を踏まえたもので、「『可逆操作の高次化における階層一段階理論』に基づく発達の階層一段階と発達保障の階梯」という表をもとにして出生から成人にいたる人間の弁証法的発達の筋道を説明されました。常に発達研究を前進させられている田中氏ならではの報告でした。とくに、人格の発達的基礎の形成が「新しい交流の手段の獲得と発達的自由の増大」の高次化というキー概念で説明されていること、個における新しい発達の原動力の生成に見合う発達保障の階梯として社会的諸制度の整備がはかられなければならないことなどが見事に説

明された点などが印象深いものでした。

これら両氏に対して、二宮氏の「企業社会からの自立と主体形成」という報告は、さきごろ基礎研が出した『日本型企業社会の構造』の編集を行ったものとしての立場からの問題提起でした。経済学で主体形成を考える場合、「独立した人格を保持した労働力商品の売買」というところから考えなければならず、日本の企業社会は労働者的人格をも包摂するに至っていることが大きな問題で、したがって企業社会からの自立には、労働力商品の「徹底」すなわち近代的労使関係の徹底こそ課題であると強調されました。

とくに課題を積極的に明示するためにという立場から、企業社会の矛盾を矛盾として捉えることのできる共働き家族がほんとうの意味で定着し多数を占めるようになってこそ資本主義社会の徹底と企業社会からの自立が実現されるのではないか、という仮説が提起されました。私としては、マルクスが『資本論』で主張した資本主義社会における工場法の意義を再度思い浮かべながら聞き入っています。

記念講演

2日目の午後からの記念講演は、全日本民主医療機関連合会名誉会長でもある金沢市の城北病院名誉

院長の筋昭三氏によるもので、『地域からみた医療と人権—患者との共同の営みとしての医療—』と題するものでした。氏の最近出版された『医療学概論』(勁草書房)に主張がまとめられています。

人権にかかわって医療現場で問題になっていることがらとして、筋氏が挙げられたのは「医療事故」、「効率化の追求」、「健康の患者自己責任の強調」の三点でした。

医療事故発生の要因は、医療行為や医療技術の変化だけではなく今日の医療保険制度の制約や医療供給体制など社会的な背景を含んだ問題にあること、人間の社会的行為としての医療は患者の人権を脅かす危険性がないとはいえないことを強調されました。

例え、キノホルム投与によるスモンの薬禍問題の発生の背景には、大量投与・大量使用により利潤をあげようとする薬業界とそれを追認する厚生行政の姿勢があることを指摘され、病院内に集団で薬の使用法を討議する場や、住民参加の評価システムを確立することの重要性を強調されました。

効率性の問題では、効率化が政策的に高齢者の医療を制限することを通じて現場に持ち込まれており、そのことが病院経営そのものの困難を引き起こしている、とくに病院の倒産はいっそう増える傾向にあり、全国でも7割の病院が赤字経営になっていることや、診療報酬点数の誘導により地域・在宅の受け皿もないままに高齢者患者の早期退院が強いられていることなど、高齢者の人権が無視されている実態があることが指摘されました。人権保障を前提に地域全体の効率から判断すべきだと、効

率の考え方の根本的な問い合わせの必要性が述べられました。

また、「自己責任」の強調は社会保障の否定と相互扶助や民間活力導入の正当化に結び付いていることなど、全体的に人権保障の観点からの医療制度の改革の必要性が強調されました。

とくに、従来の「医療は医学の社会的適用」だとする医療観を転換し、医療行為を「患者と医療従事者の共同の労働=営為」であると捉え直すこと、そのことによってインフォームド・コンセントなど患者の参加システムが確立され、人権保障を担保する具体的な医療制度改革を前進させなければならぬと話を締めくくられました。

(以上、記念講演の内容については、「基礎研ニュース」1993年3・4月号(第18巻第3・4号)に載せられた岡崎研究科委員長のまとめを参考にさせていただきました。)

分科会報告

以上のようなシンポジウムや記念講演のほかに、以下のような分科会報告が行われました。

第1分科会「企業社会と労働運動」：①「日本型企業社会の壁を破る労働組合運動構築の視点」(水野喜志彦)、②「企業社会と教育—『日本の教育と企業社会』を読んでー」(原平太)、③「崩れゆく終身雇用制と不安定就業者」(高田好章)。

第2分科会「福祉と医療」：①「スウェーデンの老人福祉と医療—老人医療をめぐる1992年の改革ー」(温井賢子)、②「看護労働と国民の健康権」(上田均)、③「ある中都市の行財政と『老人保健福祉計画』」(大松美樹雄)。

第3分科会「地域問題」：①「不動産金融論への構想」(高島嘉巳)、②「日本資本主義と水利事業」(小森治夫)、③「基礎研における地域経済論研究の到達点と課題」(芳野俊郎)。

第4分科会「生活様式論」：①「日本のホールの現状と問題点への文化経済学的アプローチ」(後藤和子)、②「社会科学における人間の問題について」(石川雅博)、③「日本における学歴社会の確立過程」(角田知生)。

第5分科会「経済理論の課題」：①「環境と経済のトレード・オフ」(友野哲彦)、②「レーマーの経済理論について」(石上秀昭)、③「『ゴータ綱領批判』の実像とレーニン解釈の誤りについて」(落合真)。

参加者の声

集会全体を通じての参加者の声としては、「いつも知的刺激を受ける」、1日目のシンポジウムや2日目の記念講演を通して「人間観の変革を、今、日本社会が強く求めていると感じた」、シンポジウムの「3人の発想はどれも興味深く、この組み合せはたまらない」など、研究交流集会の成功を積極的に評価していただけたものが多くかったのではないかと思います。

ただ、1日目の開会時間に主催者が遅れてしまい、いくら交通事情によるものとはいえ、参加者のみなさんにご迷惑をおかけしたことは真剣に反省しなければならないと思っています。

(文責 小沢修司

研究教育委員長)

《ゼミ・学科紹介④》「企業社会を考える」ゼミ

女性パワーが支える新しい時代をつくるゼミ

第4学科、あるいは「労働運動論」学科とよばれてきたが、研究科の機構改革によって現在は「企業社会を考える」ゼミとして、月1回か2回定期的に基礎研事務所でゼミが行なわれている。指導担当は、京都府立大学女子短大部の上掛利博氏である。参加者は全部で13名で京都、大阪、奈良、兵庫、滋賀にわたり、彦根、八尾のような京都まで2時間以上を要する方もいる。メンバーに研究生が6名も在籍していることと、研究生には、高校教師（男性）、パート労働者2名（女性）、民間企業労働者（女性）、NTT労働者（女性）、年金生活者（女性）と女性が圧倒的に多いのも特徴である。

最近は大企業の正社員労働者の基礎研参加が激減し、参加者の比重がパート労働者、年金生活者に移動する傾向にあるようだ。筆者が基礎研の門を叩き、研究生として参加したのが1984年で早速「労働運動論」学科に参加したが、当時は指導担当者や補佐が沢山おられ、「船頭多くして船山に上る」勢いで研究生は2年以内に規定通り修了論文を提出せざるを得ない雰囲気があった。しかし、当時指導担当や補佐の任についておられた院生が次々に地方へ就職され、近畿に残ったのは上掛氏ただ一人。学科ゼミが継続しているのも氏に

負うところまことに大きい。筆者が研究生を1985年に修了して以来、修了論文の提出はなかったが、昨年（1992）2名の労働者が見事修了論文を書き上げ修了した。数年ぶりの学科ゼミからの修了生の誕生は、他の研究生を大きく励ました。今年は3名が修論を提出すべく準備中で、指導担当者、事務局は責任をひしひしと感じつつある現在である。

「企業社会を考える」指導担当の上掛氏が社会福祉や女性労働論を大学で講義していることもあって今迄『現代日本の婦人労働』（法律文化社）『家父長制と資本主義』（岩波書店）など女性関係の文献を検討、現在も『家族と結婚』（岩波書店）をテキストにとりあげている。「過労死」「単身赴任」「長時間労働・サービス残業」が社会問題としてクローズアップされている現在、「日本型企業社会」の変革を展望する観点からも、「結婚」「家族」「男女の役割分担」等々の問題をさけることは出来ない。

また本ゼミは以前から「企業社会」と労働運動を結びつけて検討する論議が蓄積されてきた。かつては民間大企業の労働者や公務労働者の参加者が多かったこと、指導補佐に立命館大学大学院の戸木田・塩田ゼミ出身者が多く、理論

と運動の統一を重んずる作風はいまだ存在している。『大企業社会と人間』（法律文化社）、『リストラクチャリング・労働と生活』（大月書店）、『企業社会と労働組合』（労働科学研究所）『転換期日本の労務管理』（高速印刷出版）、『ゆとり社会の創造』（昭和堂）などがここ3年～4年にとりあげた主なテキストである。研究成果を研究交流集会や研究大会で積極的に報告し論文にまとめる努力をしているが、その成果が少しづつ始めてきたように思う。その点では修了論文を執筆した労働者所員の『経済科学通信』への執筆が何より望まれる。

近年、労働運動論学科では研究生が減少する傾向がみられる。世界情勢の激変、とりわけ既存の「社会主義国家」の崩壊や日本における労働組合運動の停滞による影響かも知れないが、この壁をどう打破していくかは基礎研の課題の一つでもある。この点に関してわたしたちのゼミでは人間らしい労働と生活を求めて「企業社会を変える」手がかりは、女性の視点から社会問題をとらえかえすことのなかにあるのではないかと考えている。『経済科学通信』の読者の皆さんと、研究生としてわがゼミに参加されること切に期待して紹介に代える。

（水野喜志彦 元NTT労働者）

読者の声

学校5日制のあり方

昨年9月から月1回の学校5日制がスタートした。定時制である本校は土曜日の3時間の授業を第1・3・4週の金曜日の4校時に上乗せすることになった。金曜日は3校時で8時過ぎには下校できたのに、このため9時の下校となった。定時制の生徒にとって夜の1時間は

生活に大きく影響してくる。生徒には評判が悪い。また第2土曜日が休みになったため、ある生徒はその日に残業が入るようになった。

今の学校5日制は中途半端で問題が多い。生徒の学力、休養と労働時間と私たちの労働時間のゆとりを保障する学校5日制のあり方を追求していくかなければならない。

(河本昇 高校教員)

編集後記

▼先日、『通信』の読者会に出席して、普段は余り交流のない読者と『通信』の内容などについて話をする機会をもった。そこで出された意見は「論文が難しすぎる」というものが多かった。具体的にどこが難しいのかということについてはあまり話が深まらなかったように思うが、論文を読んだり、書いたりすることを専門の仕事にしている多くの読者にとっては共通した意見かもしれない。

▼編集局としてもそれほどテクニカルに難しいものは掲載していないと考えるが、そのような意見が多いことを考慮に入れ、編集方針に反映していきたいと考えている。その場合、ただ「難しい」というだけでは「意見」というよりは単なる「文句」でしかないの、編集方針に反映させるために、具体的にどのような点が難しいのかということについて意見を積極的によせて頂きたい。

▼論文が「難しい」という点については、誰でも最初は読むのが（書くのはもっと）難しいという

ことは何事にも当てはまることが多い、なにも学問研究に限ったことではない。論文の読み書きが他の「仕事」に比べて特別に難しいという理由はないようだ。『難しい』という意見をもたれる方は自分の専門の領域では、論文を書いている研究者がとても出来ないようなことを立派にされているのであり、研究に費やす時間が圧倒的に違うという点を考慮にいれても、論文を読むことだけが特別に「難しい」ということはないと考えるが、どうだろうか。A・スミスは『国富論』の中で「ある人がその職業についているのはその人に特別の能力があったためではなく、その職業についたために特別の能力が発達したのだ」という意味のことを述べているが、改めてその意味を考えさせられる。

▼何も努力しなければ何事もいつまでたっても難しい、ということは当たり前だが、「専門家」になるためには、ある一定の「強制」も必要ではないだろうか。自分で自分に強制できれば一番よいが、

なかなかそうはいかない。私自身、『通信』への執筆、合宿での報告、というようにある「強制」をされてきたが、そのことは私の研究の進展において、いい方向に働いていることは確かである。

▼『通信』を読むことは「強制」されはしないし、また論文を書くことも「強制」されないが、「難しくても、『無理に』でも読み、また書くことは必ずいい方向に作用するのではないか。わかるようになってから読む、あるいは立派なものが書けるようになってから書く、というのではいつまでたっても「難しい」ままではないかと思う。その点で「現場からの発信」をこちらが探さなければならない、というのはなんとも寂しいことである。その領域の専門家として、われわれが知りえないことをどんどん書いてきてほしいものである。

▼以上、一編集子としての意見を述べさせてもらった。読者の皆さんとの『通信』にたいする積極的な意見をよせて頂きたい。

(石上)

地殻変動を読む！

新刊

『経済システムの転換』

木原正雄・溝端佐登史・大西 広一編 世界思想社, ¥1950

市場経済化、資本主義化への苦闘を続ける旧ソ連・東欧諸国。20世紀社会主義とは何であったのか？新しい世紀の扉を前に、今世紀に壮大な規模でくりひろげられた人類史的実験とその帰結を、構造・歴史・理論の側面から分析し、社会主義像の転換と再生の展望を考える

編者以外の執筆者＝市川浩・森岡真史・田口雅弘・芦田亘
森岡孝二・大野節夫・田中雄三・野沢正徳

(おもな内容)

- | | |
|------------------|------------------|
| I 20世紀社会主義の構造 | IV 20世紀社会主義の経済理論 |
| II 20世紀社会主義の史的展開 | V 新しい社会主義像の探求 |
| III 20世紀社会主義の転換 | |

経済科学通信 (季刊) 第73号 1993年7月20日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
(〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)
振替京都 8-1972 TELおよびFAX (075)255-2450

編集責任者 二宮 厚美
編集局 芦田 亘 江尻 彰 角田 修一
高橋 信一 西田 達昭 二宮 厚美
松野 周治 森岡 真史 石上 秀昭

印刷所 新日本プロセス株式会社
(〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL(075)661-5688
領価 1部1,000円
定期購買費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)

今日の世界経済と日本 編集委員会編

今日の世界経済と日本

全3巻

ポスト冷戦下の日米関係を軸に、世界経済の中の日本を多角的に解明する共同研究！

第1巻 関下 稔・森岡孝二●編集

¥4120

世界秩序とグローバルエコノミー

バスケ・アメリカーナの変容と日米グローバル・パートナーシップ、EC統合……
協調と競争、統合と対抗の中の80～90年代世界政治経済と日本を多角的に追究する！

第2巻 奥田宏司●編集

¥4120

ドル体制の危機とジャパンマネー

ドル体制の変容と後退、日本の金融大国化、途上国の累積債務問題と多国籍銀行の蓄積行動など、新展開をみせる国際金融・資本市場の実態を分析する。

第3巻 中村雅秀・林 堅太郎●編集

〔続刊〕

日本経済の国際化とアジア

経済学教育学会●編

経済学ガイドブック

¥3090 [A5判上製・2色刷]

学生にどうしたら問題意識をもたせられるか。それは導入教育の永遠の課題です。経済から経済学へ、そして現代の問題性へ。現代の経済分析と、経済・経済学の歴史を結びつけた意欲的な経済学ガイドブックです。

第1部●経済学との出会い

経済学の考え方、勉強の仕方、論文の書き方、情報活用法など懇切で便利な入門的内容。
第1章●現代と経済学 第2章●「政治・経済」から「経済学」へ 第3章●論文を書く
第4章●情報を使う 付論●大学院で学ぶ

第2部●現代経済の振動

世界と日本の経済に関する情報と知識を満載。用語解説はほとんど小辞典。
第1章●21世紀を迎える世界経済 第2章●アメリカ経済 第3章●EC経済 第4章●
旧ソ連・東欧経済 第5章●南北問題と途上国経済 第6章●アジア NIEs・ASEAN ほか

第3部●資本主義経済の歩みと経済学の流れ

経済の歴史と経済学の歴史をコンパクトにまとめ、経済学とは何かの理解を助ける。
第1章●アダム・スミス——分業の経済学 第2章●カール・マルクス——労働の経済学
第3章●J・M・ケインズ——需要の経済学

青木書店

東京都新宿区早稲田鶴巣町538 TEL03-3202-3999 FAX3204-1187 [価格税込]